

科目一覽

【発行日：2021/4/1】最新版のシラバスは、法政大学 Web シラバス (<https://syllabus.hosei.ac.jp/>) で確認してください。

【X4000】	リーガル・リサーチ [楊 帆] 春学期授業/Spring	1
【X4001】	法律学原典研究 (英語) I [クリストファー モズリー] 春学期授業/Spring	2
【X4002】	法律学原典研究 (英語) II [クリストファー モズリー] 秋学期授業/Fall	3
【X4003】	法律学原典研究 (独語) I [大野 達司] 春学期授業/Spring	4
【X4004】	法律学原典研究 (独語) II [大野 達司] 秋学期授業/Fall	5
【X4005】	法律学原典研究 (仏語) I [大津 浩] 春学期授業/Spring	6
【X4006】	法律学原典研究 (仏語) II [大津 浩] 秋学期授業/Fall	7
【X4010】	法哲学特殊講義 I [大野 達司] 春学期授業/Spring	8
【X4011】	法哲学特殊講義 II [大野 達司] 秋学期授業/Fall	9
【X4012】	法制史特殊講義 I [川口 由彦] 春学期授業/Spring	10
【X4013】	法制史特殊講義 II [川口 由彦] 秋学期授業/Fall	11
【X4014】	法制史特殊講義 III [高 友希子] 春学期授業/Spring	12
【X4015】	法制史特殊講義 IV [高 友希子] 秋学期授業/Fall	13
【X4018】	英米法特殊講義 I [小山田 朋子] 春学期授業/Spring	14
【X4019】	英米法特殊講義 II [小山田 朋子] 秋学期授業/Fall	15
【X4022】	憲法特殊講義 I [建石 真公子] 春学期授業/Spring	16
【X4023】	憲法特殊講義 II [建石 真公子] 秋学期授業/Fall	17
【X4024】	憲法特殊講義 III [金子 匡良] 春学期授業/Spring	18
【X4025】	憲法特殊講義 IV [金子 匡良] 秋学期授業/Fall	19
【X4026】	行政法特殊講義 I [西田 幸介] 春学期授業/Spring	20
【X4027】	行政法特殊講義 II [高橋 滋] 秋学期授業/Fall	21
【X4028】	行政法特殊講義 III [交告 尚史] 春学期授業/Spring	22
【X4029】	行政法特殊講義 IV [交告 尚史] 秋学期授業/Fall	23
【X4030】	国際法特殊講義 I [森田 章夫] 春学期授業/Spring	24
【X4031】	国際法特殊講義 II [森田 章夫] 秋学期授業/Fall	25
【X4037】	民法特殊講義 I [宮本 健蔵] 春学期授業/Spring	26
【X4038】	民法特殊講義 II [宮本 健蔵] 秋学期授業/Fall	27
【X4039】	民法特殊講義 III [新堂 明子] 春学期授業/Spring	28
【X4040】	民法特殊講義 IV [新堂 明子] 秋学期授業/Fall	29
【X4041】	民法特殊講義 V [大澤 彩] 春学期授業/Spring	30
【X4042】	民法特殊講義 VI [大澤 彩] 秋学期授業/Fall	31
【X4043】	商法特殊講義 I [椋川 泰史] 春学期授業/Spring	32
【X4044】	商法特殊講義 II [椋川 泰史] 秋学期授業/Fall	33
【X4045】	商法特殊講義 III [潘 阿憲] 春学期授業/Spring	34
【X4046】	商法特殊講義 IV [潘 阿憲] 秋学期授業/Fall	34
【X4055】	倒産法特殊講義 I [倉部 真由美] 春学期授業/Spring	35
【X4056】	倒産法特殊講義 II [倉部 真由美] 秋学期授業/Fall	36
【X4062】	労働法特殊講義 I [藤本 茂] 春学期授業/Spring	37
【X4063】	労働法特殊講義 II [藤本 茂] 秋学期授業/Fall	38
【X4066】	社会保障法特殊講義 I [大原 利夫] 春学期授業/Spring	39
【X4067】	社会保障法特殊講義 II [大原 利夫] 秋学期授業/Fall	40
【X4068】	教育法特殊講義 I [小泉 広子] 春学期授業/Spring	41
【X4069】	教育法特殊講義 II [小泉 広子] 秋学期授業/Fall	42
【X4072】	刑法特殊講義 I [佐野 文彦] 春学期授業/Spring	43
【X4073】	刑法特殊講義 II [佐野 文彦] 秋学期授業/Fall	43
【X4074】	刑法特殊講義 III [佐藤 輝幸] 春学期授業/Spring	44
【X4075】	刑法特殊講義 IV [佐藤 輝幸] 秋学期授業/Fall	45
【X4077】	刑事訴訟法特殊講義 I [田中 開] 春学期授業/Spring	46
【X4078】	刑事訴訟法特殊講義 II [田中 開] 秋学期授業/Fall	47
【X4098】	法制史論文指導 III [川口 由彦] 春学期授業/Spring	47
【X4099】	法制史論文指導 IV [川口 由彦] 秋学期授業/Fall	48
【X4106】	憲法演習 I [國分 典子] 春学期授業/Spring	49
【X4107】	憲法演習 II [國分 典子] 秋学期授業/Fall	50

[X4110]	行政法演習Ⅰ	[西田 幸介]	春学期授業/Spring	51
[X4111]	行政法演習Ⅱ	[西田 幸介]	秋学期授業/Fall	52
[X4114]	憲法論文指導Ⅰ	[建石 真公子]	春学期授業/Spring	53
[X4115]	憲法論文指導Ⅱ	[建石 真公子]	秋学期授業/Fall	54
[X4116]	憲法論文指導Ⅲ	[建石 真公子]	春学期授業/Spring	55
[X4117]	憲法論文指導Ⅳ	[建石 真公子]	秋学期授業/Fall	56
[X4120]	行政法論文指導Ⅲ	[西田 幸介]	春学期授業/Spring	57
[X4121]	行政法論文指導Ⅳ	[西田 幸介]	秋学期授業/Fall	58
[X4126]	民法演習Ⅰ	[川村 洋子]	春学期授業/Spring	59
[X4127]	民法演習Ⅱ	[川村 洋子]	秋学期授業/Fall	60
[X4132]	商法演習Ⅰ	[椛川 泰史]	春学期授業/Spring	61
[X4133]	商法演習Ⅱ	[椛川 泰史]	秋学期授業/Fall	62
[X4134]	商法演習Ⅲ	[荒谷 裕子]	春学期授業/Spring	63
[X4135]	商法演習Ⅳ	[荒谷 裕子]	秋学期授業/Fall	64
[X4136]	商法演習Ⅴ	[潘 阿憲]	春学期授業/Spring	65
[X4137]	商法演習Ⅵ	[潘 阿憲]	秋学期授業/Fall	66
[X4146]	民法論文指導Ⅰ	[川村 洋子]	春学期授業/Spring	67
[X4147]	民法論文指導Ⅱ	[川村 洋子]	秋学期授業/Fall	68
[X4154]	商法論文指導Ⅲ	[荒谷 裕子]	春学期授業/Spring	69
[X4155]	商法論文指導Ⅳ	[荒谷 裕子]	秋学期授業/Fall	70
[X4156]	商法論文指導Ⅲ	[潘 阿憲]	春学期授業/Spring	71
[X4162]	知的財産法論文指導Ⅰ	[武生 昌士]	春学期授業/Spring	71
[X4163]	知的財産法論文指導Ⅱ	[武生 昌士]	秋学期授業/Fall	72
[X4174]	労働法演習Ⅰ	[沼田 雅之]	春学期授業/Spring	73
[X4175]	労働法演習Ⅱ	[沼田 雅之]	秋学期授業/Fall	74
[X4178]	社会保障法演習Ⅰ	[沼田 雅之]	春学期授業/Spring	75
[X4179]	社会保障法演習Ⅱ	[沼田 雅之]	秋学期授業/Fall	76
[X4182]	労働法論文指導Ⅲ	[浜村 彰]	春学期授業/Spring	77
[X4183]	労働法論文指導Ⅳ	[浜村 彰]	秋学期授業/Fall	78
[X4184]	労働法論文指導Ⅲ	[沼田 雅之]	春学期授業/Spring	79
[X4185]	労働法論文指導Ⅳ	[沼田 雅之]	秋学期授業/Fall	80
[X4200]	刑法論文指導Ⅲ	[須藤 純正]	春学期授業/Spring	81
[X4201]	刑法論文指導Ⅳ	[須藤 純正]	秋学期授業/Fall	82
[X4307]	公法特殊研究Ⅰ	[西田 幸介]	春学期授業/Spring	83
[X4308]	公法特殊研究Ⅱ	[高橋 滋]	秋学期授業/Fall	84
[X4309]	公法特殊研究Ⅰ	[森田 章夫]	春学期授業/Spring	85
[X4310]	公法特殊研究Ⅱ	[森田 章夫]	秋学期授業/Fall	86
[X4311]	公法特殊研究Ⅲ	[田中 佐代子]	春学期授業/Spring	87
[X4312]	公法特殊研究Ⅳ	[田中 佐代子]	秋学期授業/Fall	88
[X4313]	公法特殊研究Ⅲ	[建石 真公子]	春学期授業/Spring	89
[X4314]	公法特殊研究Ⅳ	[建石 真公子]	秋学期授業/Fall	91
[X4315]	民事法特殊研究Ⅰ	[川村 洋子]	春学期授業/Spring	92
[X4316]	民事法特殊研究Ⅱ	[川村 洋子]	秋学期授業/Fall	93
[X4317]	民事法特殊研究Ⅰ	[新堂 明子]	春学期授業/Spring	94
[X4318]	民事法特殊研究Ⅱ	[新堂 明子]	秋学期授業/Fall	95
[X4319]	民事法特殊研究Ⅰ	[潘 阿憲]	春学期授業/Spring	96
[X4320]	民事法特殊研究Ⅱ	[潘 阿憲]	秋学期授業/Fall	97
[X4321]	民事法特殊研究Ⅲ	[宮本 健蔵]	春学期授業/Spring	97
[X4322]	民事法特殊研究Ⅳ	[宮本 健蔵]	秋学期授業/Fall	98
[X4323]	民事法特殊研究Ⅲ	[大澤 彩]	春学期授業/Spring	99
[X4324]	民事法特殊研究Ⅳ	[大澤 彩]	秋学期授業/Fall	100
[X4361]	憲法特研演習Ⅲ	[建石 真公子]	春学期授業/Spring	101
[X4362]	憲法特研演習Ⅳ	[建石 真公子]	秋学期授業/Fall	102
[X4365]	行政法特研演習Ⅰ	[西田 幸介]	春学期授業/Spring	103
[X4366]	行政法特研演習Ⅱ	[西田 幸介]	秋学期授業/Fall	104
[X4369]	行政法特研演習Ⅴ	[西田 幸介]	春学期授業/Spring	105
[X4370]	行政法特研演習Ⅵ	[西田 幸介]	秋学期授業/Fall	106

【X4371】	国際法特研演習Ⅰ	〔森田 章夫〕	春学期授業/Spring	107
【X4372】	国際法特研演習Ⅱ	〔森田 章夫〕	秋学期授業/Fall	108
【X4383】	民法特研演習Ⅰ	〔大澤 彩〕	春学期授業/Spring	109
【X4384】	民法特研演習Ⅱ	〔大澤 彩〕	秋学期授業/Fall	110
【X4385】	民法特研演習Ⅴ	〔宮本 健蔵〕	春学期授業/Spring	111
【X4386】	民法特研演習Ⅵ	〔宮本 健蔵〕	秋学期授業/Fall	112
【X4387】	民法特研演習Ⅴ	〔川村 洋子〕	春学期授業/Spring	113
【X4388】	民法特研演習Ⅵ	〔川村 洋子〕	秋学期授業/Fall	114
【X4389】	民法特研演習Ⅰ	〔川村 洋子〕	春学期授業/Spring	115
【X4390】	民法特研演習Ⅱ	〔川村 洋子〕	秋学期授業/Fall	116
【X4395】	商法特研演習Ⅴ	〔潘 阿憲〕	春学期授業/Spring	117
【X4431】	労働法特研演習Ⅴ	〔浜村 彰〕	春学期授業/Spring	118
【X4432】	労働法特研演習Ⅵ	〔浜村 彰〕	秋学期授業/Fall	119
【X4443】	社会法特研演習Ⅴ	〔沼田 雅之〕	春学期授業/Spring	120
【X4444】	社会法特研演習Ⅵ	〔沼田 雅之〕	秋学期授業/Fall	121

LAW500A1

リーガル・リサーチ

楊 帆

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

文献リサーチ方法や文献読解等、論文を書くために必要な文献研究の基礎的知識・技術を身につける。

中国人留学生向け。

【到達目標】

自らの研究テーマについて、関連する文献検索を行い、研究方法や分析方法等論文作成に必要なスキルを学ぶ。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

（法学分野）共同研究の文献について、輪読・報告（レポート）・検討を行う。

文献研究を通じて、各自の研究テーマに主体的に取り組む力をつけることを目指す。

学生の報告やレポートに対して、講義の中でコメントする。

「Tencent Meeting」によるオンライン講義

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	講義内容の概略・講義形式・成績評価の説明
第2回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第3回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第4回	法学文献リサーチ・文献読解の入門	文献リサーチ・文献読解の基礎的知識
第5回	演習①「文献検索」	各自の検索結果を持ち寄り、報告・質疑等
第6回	共同研究のテーマと文献の検討	共同研究のテーマと文献の検討
第7回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第8回	演習②「文献検討」	共同研究の文献の輪読と検討
第9回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第10回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第11回	演習③「研究テーマと先行研究」	各自のテーマおよびテーマに沿った先行研究の発表と検討
第12回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第13回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について
第14回	まとめ	研究テーマの交流と今後の課題について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

随時紹介する

【参考書】

随時紹介する

【成績評価の方法と基準】

発表（評価 10 %）

レポート試験（評価 20 %）

平常点評価（評価 70 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【学生が準備すべき機器他】

PC（またはスマートフォン等）

「Wechat」アプリ（連絡事項等）

「Tencent Meeting」アプリ（オンライン講義）

【担当教員の専分野等門】

<専門領域> 行政法・環境法等

<研究テーマ> 行政救済法・環境行政法等

<主要研究業績>

①「中国における行政復議管轄制度改革をめぐる議論-『行政復議管轄権』の集中を中心に-」一橋法学 18 巻 2 号（2019 年）163 頁-192 頁

②「中国における行政復議制度の組織的改革-日本の法制度との比較を踏まえて-」（一橋大学大学院法学研究科博士論文、2018 年授与）

③「中国における行政復議委員会の試行（1）～（2・完）」自治研究 91 巻 11 号（2015 年）104 頁-119 頁、同 92 巻 1 号（2016 年）93 頁-115 頁

【Outline and objectives】

Basic knowledge and skills for doing research and writing papers.

For Chinese students only.

LAW500A1

法律学原典研究（英語）Ⅰ

クリストファー モズリー

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（英語）Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法、政治、国際政治にかかわる、やや専門的な援護文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。

法学科のコース科目（国際社会と法コースと行政・公共政策と法コース）ですが、政治学科、国際政治学科の学生も歓迎します。このコースは大学院生にも開放されています。

【到達目標】

法・政治・国際政策にかかわる、やや専門的な英語の読解力を高める。英語の基礎的および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り/発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）

事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読 意味内容の把握（要約；部分的に精読・全訳）②文献の検討

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	Introduction to International Human Rights Law	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。テキストの輪読、検討
第2回	The International Human Rights System	テキストの輪読、検討
第3回	Civil and Political Rights	テキストの輪読、検討
第4回	Freedom of Expression, Assembly, and Association	テキストの輪読、検討
第5回	Right to Privacy & LGBT Rights	テキストの輪読、検討
第6回	Internet and Human Rights	テキストの輪読、検討
第7回	Fair Trial and Penal Rights	テキストの輪読、検討
第8回	Economic and Social Rights	テキストの輪読、検討
第9回	Right to Health & Disability Rights	テキストの輪読、検討
第10回	Children's Rights, Right to Education, Family Rights	テキストの輪読、検討
第11回	Right to Work, Labor Rights, Business and Human Rights	テキストの輪読、検討
第12回	Legal Writing Practice	テキストの輪読、検討
第13回	Women's Rights	テキストの輪読、検討
第14回	Human Trafficking	テキストの輪読、検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の内容を理解できるように、分からない単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教師が作成した教材を配布します。

新聞の記事や、論文等を配布します。

子どもの権利、女性の権利、環境と人権、表現の自由、ビジネスと人権等がテーマです。

【参考書】

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

【成績評価の方法と基準】

授業での質問や議論への参加を評価します（60％）。

二つアクションペーパーの提出（40％）。

最初のペーパーは練習問題ですが、一週間後に2番目のペーパー（最終試験）に使用できるフィードバックを添えて返送します。どちらのペーパーも、私が「Legal Writing Practice」クラスで教えている方法に従い、他のクラスの内容に基づいています。

【学生の意見等からの気づき】

This class is slightly reorganized to bring together civil & political rights topics and economic and social rights topics, to help students understand these categories better. It also moves labor rights to this term as an economic and social right.

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

This is a legal seminar course aimed at engaging legal materials and discussion on topics in international human rights law concerning law, politics, and international politics. The course aims to improve student's ability to be critical, understand, argue, and write on legal materials in English. The course is open to undergraduate and graduate students.

LAW500A1

法律学原典研究（英語）Ⅱ

クリストファー モズリー

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（英語）Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

法、政治、国際政治にかかわる、やや専門的な援護文献の読解力向上を目的とした講義です。並行して、英語で質問し、聞き、理解する能力の向上も目指します。

法学部学科のコース科目（国際社会と法コースと行政・公共政策と法コース）ですが、政治学科、国際政治学科の学生も歓迎します。法律学科、政治学科、国際政治学科の学生、どなたも歓迎します。

【到達目標】

法・政治・国際政策にかかわる、やや専門的文献な英語の読解力を高める。英語の基礎的および応用的な文法を復習し、習得する。英語の新たな表現、たとえば「国際公法、環境法、人権、国際人権」といった新たな分野での新しいボキャブラリーを身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

初回授業：必ず英和・和英辞典を持参すること（電子辞書・スマホも可）。授業方法：基本的にゼミ形式で、質問、回答などを優しい英語を使いながら行います。（但し、英語の聞き取り／発言が不得手でも、努力により参加は十分可能です。）

事前：次回以後の英語文献を配布——参加者は持ち帰り、予習する。予習に際しては、新出単語や表現を（英和）辞書やグーグルで徹底的に調べてくる。授業：①参加学生全員による英語文献の音読・講読 意味内容の把握（要約；部分的に精読・全訳）②文献の検討。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	Right to Life and Freedom from Torture and Inhuman Treatment	英和・和英辞典（電子辞書・スマホも可能）を必ず持参すること。 テキストの輪読、検討
第2回	Armed Conflict and Human Rights and International	テキストの輪読、検討
第3回	Humanitarian Law	テキストの輪読、検討
第4回	International Criminal Law 1	テキストの輪読、検討
第5回	International Criminal Law 2	テキストの輪読、検討
第6回	Transitional Justice	テキストの輪読、検討
第7回	Compliance & Accountability for Violations	テキストの輪読、検討
第8回	Refugees and Displaced People's Rights	テキストの輪読、検討
第9回	Terrorism and Human Rights	テキストの輪読、検討
第10回	Racial Discrimination Law	テキストの輪読、検討
第11回	Indigenous Rights	テキストの輪読、検討
第12回	The Rohingya Crisis	テキストの輪読、検討
第13回	Case Study	テキストの輪読、検討
第14回	Legal Writing Practice	テキストの輪読、検討
第15回	Environment and Human Rights	テキストの輪読、検討
第16回	Disasters, Climate Change, and Human Rights	テキストの輪読、検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

教材の内容を理解できるように、分からない単語、熟語は全て辞書（スマホも良い）とグーグルで予習して調べておくこと。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教師が作成した教材を配布します。
新聞の記事、論文等も配布します。

生命権、武力紛争と人権、難民、テロリズム、環境、大規模災害（福島など）と人権等がテーマです。

【参考書】

各自の持っている英和・和英辞典（スマホによる辞典やグーグル検索も行う）。

【成績評価の方法と基準】

授業での質問や議論への参加を評価します（60％）。

二つリアクションペーパーの提出（40％）。

最初のペーパーは練習問題ですが、一週間後に2番目のペーパー（最終試験）に使用できるフィードバックを添えて返送します。どちらのペーパーも、私が「Legal Writing Practice」クラスで教えている方法に従い、他のクラスの内容に基づいています。

【学生の意見等からの気づき】

The business and human rights class has been moved to the first term, as an economic and social right, and international criminal law has been extended into two classes given the scope of the topic and basis for later classes.

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>
<研究テーマ>
<主要研究業績>

【Outline and objectives】

This is a seminar course aimed at improving English comprehension of legal materials on topics in international human rights law concerning law, politics, international politics. It aims to improve student's ability to be critical, understand, argue, and write on legal topics in English.

This is the listing of the course for graduate students.

LAW500A1

法律学原典研究（独語）Ⅰ

大野 達司

備考（履修条件等）：学部「外国語講読（独語）Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法律学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。なお、ドイツ語未修者でも履修できる。

【到達目標】

法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。両国の法文化・政治文化を比較して、歴史的な背景（法の継受など）に配慮しながら、現代的課題での共通性を考えてみるために、まず各自ドイツ語の文献に挑戦し、授業の中で文献の内容を理解できるようになる。未修者は自分で辞書を引きながら調べられるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。対面授業が難しい場合には、zoomを用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるように。質問は授業内の他、必要に応じて学習支援システムで応答する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
1	西洋法継受について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
2	教科書 305 頁	家制度について
3	教科書 306 頁	儒教の家観念
4	教科書 307 頁	穂積陳重
5	教科書 308 頁	穂積八束
6	教科書 309 頁	国家と社会
7	教科書 310 頁	穂積、富井、梅
8	教科書 311 頁	ドイツ民法との対比
9	教科書 312 頁	富国強兵
10	教科書 313 頁	比較法と固有法
11	教科書 314 頁	法意識の変革
12	教科書 315 頁	近代化の礎石としての民法制定
13	教科書 316 頁	刑法典
14	教科書 317 頁	日露戦争

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容について日本語の文献を参考にしながら、できるだけ自分で調べておく。進度によっても変わるが、授業外の予習は毎回1-2時間程度。リアクションペーパーなどは用いないが、疑問点は次の回に説明するのを原則とし、資料的必要があるものなどは、学習支援システムにより対応する。

【テキスト（教科書）】

Paul Christian Schenk, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens, Franz Steiner, 1997 の予定だが、参加者と相談の上決定する。昨年度（秋学期のⅡ）では、Carl Schmitt, Gesetz und Urteil をとりあげた。今年度は、上記テキストのほか、Axel Honneth Das Recht der Freiheit も候補にしている。フランクフルトの社会哲学者による、近代・現代法や正義論に関する著書。人権論や民主主義論。

【参考書】

川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】

実施せず

【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。学部との合同授業。初学者も歓迎。

【Outline and objectives】

Students read together German Text about legal, political or social topics and translate into Japanese. The aim is to understand their basic concepts and to acquire skills for reading German text by oneself.

LAW500A1

法律学原典研究（独語）Ⅱ

大野 達司

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（独語）Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、各コースの基礎となるものであり、法学の学問的視野を広げる土台となることを目的としている。対象はドイツ法・政治とその近代日本への影響であり、関連するドイツ語文献を読んでみる。

【到達目標】

法学や政治学の基本概念を、日独の比較の中で理解する。ドイツ語を履修していない場合も、概要をある程度把握できるように関連文献を使って予習する。最終的にドイツ語文献を自分で読んでみようという意欲がわくだけの語学力を身につけるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回一頁ほどのペースで、テキストの輪読を行う。参加者の習熟に合わせて増減する。対面授業が難しい場合には、zoomを用いて実施する。テキストは授業支援システムで配布する。語学そのものというより、内容理解と背景の確認ができるようにしたい。質問は授業内の他、必要に応じて学習支援システムで応答する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
1	西洋法継受について	全体の概略的説明と、場合によってはテキストの変更（以下変更無い場合の予定）
2	317 頁	ドイツ方針受容の帰結
3	318 頁	ドイツ法ブーム
4	319 頁	ドイツ法学と穂積
5	320 頁	概念法学？
6	321 頁	末弘法学
7	322 頁	その後
8	323 頁	ドイツ民法との対比
9	324 頁	結論：はじめに
10	325 頁	憲法史
11	326 頁	官僚制と軍制
12	327 頁	教育システム
13	328 頁	軍事文化
14	329 頁	アメリカ化

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前の予習。文法的な問題だけでなく、内容についてできるだけ日本語の資料などをもとに、自分で調べる。進度によっても変わるが、授業外の予習は毎回1-2時間程度。リアクションペーパーなどは用いないが、疑問点は次の回に説明するのを原則とし、資料的必要があるものなどは、学習支援システムにより対応する。

【テキスト（教科書）】

Paul Christian Schenk, *Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens*, Franz Steiner, 1997 の予定だが、参加者と相談の上決定する。昨年度（秋学期のⅡ）では、Carl Schmitt, *Gesetz und Urteil* をとりあげた。今年度は、上記テキストのほか、Axel Honneth *Das Recht der Freiheit* も候補にしている。フランクフルトの社会哲学者による、近代・現代法や正義論に関する著書。人権論や民主主義論。

【参考書】

川口由彦『日本近代法制史』、大野・森元・吉永『近代法思想史入門』など

【成績評価の方法と基準】

平常点と「努力点」70 + 30 %

平常点は、各回での参加度合い。努力点とは、参加者それぞれで出発点が違うので、初回と比べて最終回までにどれだけ理解度が増したか、を基準とする。

【学生の意見等からの気づき】

実施せず

【学生が準備すべき機器他】

とくにないが、テキストを授業支援システムで配布することがある。

【その他の重要事項】

内容に関連したドイツ映画を参考にすることがある。学部との合同授業。初学者でも可。

【Outline and objectives】

This Seminar gives the basis for any courses. Its aim is to enlarge the perspectives of the law students. What we read together here is German articles or parts of books, whose objects are German law or politics and their influence to modern Japanese idea of law. We will read not only the texts themselves, but also another related texts for deeper understanding of the contents of texts.

LAW500A1

法律学原典研究（仏語）Ⅰ

大津 浩

備考（履修条件等）：学部「外国書講読（仏語）Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の前半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力を身に着けるとともに、現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

【到達目標】

フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に着けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に着ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。学部生との合同授業となるが、受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用してテキストが扱うフランスの政治思想と憲法理論についての解説も行う。

本授業で用いるテキストは、2020年度の本授業でも用いたものであるが、2020年度はテキストの最初の部分しか翻訳できなかったため、2021年度も引き続き同じテキストを用いて、残りの部分を翻訳する。2021年度に初めて本授業を受講する受講生のために、2020年度に翻訳した部分の全てを予めHoppiiにアップして受講生全員が入手できるようにするので、2021年度に初めて本授業を受講する者は事前に上記の翻訳を読了してから授業に臨んでもらうことになる。

授業は対面式を予定しているが、大学の方針が変更された場合には、Zoomによるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は春学期開始時の第1回ガイダンス時に連絡する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の進め方とローテーションの設定 テキスト序章と第1章（日本語訳された部分）の解説
第2回	第1部・第2章（1）	民主主義のイデオロギー的な基盤としての諸価値について輪読する（1）
第3回	第1部・第2章（2）	民主主義のイデオロギー的な基盤としての諸価値について輪読する（2）
第4回	第1部・第2章（3）	民主主義のイデオロギー的な基盤としての諸価値について輪読する（3）
第5回	第1部・第3章（1）	民主主義の目的としての全体の利益の確定について輪読する（1）
第6回	第1部・第3章（2）	民主主義の目的としての全体の利益の確定について輪読する（2）
第7回	第1部・第3章（3）	民主主義の目的としての全体の利益の確定について輪読する（3）
第8回	第1部・第4章（1）	民主主義の道具としての多数派代表制メカニズムについて輪読する（1）
第9回	第1部・第4章（2）	民主主義の道具としての多数派代表制メカニズムについて輪読する（2）
第10回	第1部・第4章（3）	民主主義の道具としての多数派代表制メカニズムについて輪読する（3）
第11回	第1部・第5章（1）	民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（1）
第12回	第1部・第5章（2）	民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（2）
第13回	第1部・第5章（3）	民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（3）
第14回	春学期のまとめ	第1部の内容全体について再検討する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に着けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

Bertrand MATHIEU, Le droit contre la démocratie ?, L.G.D.J.,2017 (ISBN 978-2-275-05736-1) ※本書は希望する受講生には必要部分のコピーを配布する予定である。

【参考書】

授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60%）と質疑その他の授業への積極的参加度（40%）

【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ受講生が多いので、進度を遅らせて、フランス語の文法や憲法理論、政治思想の背景についての解説を多くとることが必要だった。今後も受講生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン式授業の場合は当然であるが、対面式の場合も事前にHoppiiを通じて各回のレポーターの翻訳や資料を配布する関係上、PC、タブレット、スマートフォン等の情報端末が必要になる。

【Outline and objectives】

Reading of a first half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

法律学原典研究（仏語）Ⅱ

大津 浩

備考（履修条件等）：学部「外国語講読（仏語）Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

現代フランスの政治思想と憲法理論との連関について示唆に富むフランス語原典の後半部分を輪読することで、フランス語の翻訳・読解能力を身に付けるとともに、現代フランスの政治思想・憲法理論そのものについて専門的見地から分析を加える法律学原典研究科目である。

【到達目標】

フランス語原典を読みこなし、大学院での研究に役立つフランス語文献の読解力を身に付けることを目指す。加えて、現代フランスの政治思想と憲法理論との連関性を専門的見地から十分に分析できる能力を身に付ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

輪番制を採る。受講生は割り当てられた部分のフランス語原典を翻訳し、報告する。教師は適宜、文法や訳語について解説を行う。加えて、参考書などを利用して民主主義の条件としての法的・政治的要件について輪読する（1）テキストが扱うフランスの政治思想と憲法理論についての解説も行う。

本授業で用いるテキストは、2020年度の本授業でも用いたものであるが、2020年度はテキストの最初の部分しか翻訳できなかったので、2021年度も引き続き同じテキストを用いて、残りの部分を翻訳する。2021年度秋学期に初めて本授業を受講する院生のために、2020年度と2021年度春学期の「法律学原典研究（仏語）」の既翻訳部分の全てを予め Hoppii にアップして受講生全員に入手できるようにするので、2021年度秋学期に初めて本授業を受講する院生は、事前に上記の翻訳を読了してから授業に臨んでもらうことになる。

授業は対面式を予定しているが、大学の方針が変更された場合には、Zoom によるリアルタイムのオンライン授業を行う（詳細は秋学期開始時の第1回ガイダンス時に連絡する）。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスと第2部・第1章（1）	授業の進め方をレクチャーしたのち、非民主的な法秩序の発展について輪読する（1）
第2回	第2部・第1章（2）	非民主的な法秩序の発展について輪読する（2）
第3回	第2部・第2章A	民主主義と人権の関係に関して、人権概念の変容について輪読する
第4回	第2部・第2章B	民主主義と人権の関係に関して、イデオロギー的枠付手段としての法について輪読する
第5回	第2部・第2章C	民主主義と人権の関係に関して、民主的政治権力への対抗権力の強化について輪読する
第6回	第3部・第1章A	民主主義の超越又は再構築に関して、参加民主主義の幻想について輪読する
第7回	第3部・第1章B	民主主義の超越又は再構築に関して、ポピュリズムの「楔」について輪読する
第8回	第3部・第1章C	民主主義の超越又は再構築に関して、非自由主義的民主主義の経験について輪読する
第9回	第3部・第2章A	民主主義を救う法に関して、国家権限の再構築と明確化について輪読する
第10回	第3部・第2章B	民主主義を救う法に関して、政治決定への人民の介入制度の再構築について輪読する
第11回	結論（1）	自由民主主義を救うべきか？ について輪読する（1）
第12回	結論（2）	自由民主主義を救うべきか？ について輪読する（2）
第13回	結論（3）	自由民主主義を救うべきか？ について輪読する（3）
第14回	まとめ	本書全体について意見交換を行う

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

事前に各回の予定部分の仏語原文を各自で翻訳しておくこと。事後には、授業で示された翻訳内容と自己の翻訳とを照らし合わせて、よりよい仏語翻訳の技術を身に付けること。加えて、授業中示されたフランスの政治思想と憲法理論の説明に関わる諸参考文献を各自で読了し、理解を深める。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

Bertrand MATHIEU, Le droit contre la démocratie ?, L.G.D.J., 2017 (ISBN 978-2-275-05736-1) ※本書は希望する受講生にはコピーを配布する予定である。

【参考書】

授業中、適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

輪番で割り当てられた原典の翻訳内容（60%）と質疑その他の授業への積極的参加度（40%）

【学生の意見等からの気づき】

初歩のフランス語を学ぶ受講生が多いので、進度を遅らせて、フランス語の文法や憲法理論、政治思想の背景についての解説を多くとることが必要だった。今後も受講生の状況に応じて、進度については臨機応変に進める。

【Outline and objectives】

Reading of a second half of French text concerning French political and constitutional theories.

LAW500A1

法哲学特殊講義Ⅱ

大野 達司

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である法哲学特殊講義Ⅱでは、受講者の関心を法哲学の観点から見直す作業をする。法やそれを巡る現代的問題を、法を意識しながらも、そこから一歩離れて考えてみる。背景事情やあり得る関連事項をも考えてみる。またそのやり方を学ぶ。

【到達目標】

法哲学の総論的問題を扱う。関係するそれぞれの課題、現代的諸問題との関連を考え、論文執筆のさいに考え方の大枠を身に着ける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加者による報告と討論。対面授業が難しい場合には、zoomを利用する。事前にレジュメや参考文献を学習支援システムにアップし、予習の資料とする。課題や質問については、学習支援システムを通じて提出します。内容に応じて学習支援システム、授業内で応答・コメントがあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	報告者の自己紹介と方針の決定	参加者のテーマと関心を述べてもらい、テキストの扱いを決める。以下予定
第2回	教科書1-1「法的に考える」とはどういうことか？	法的思考の理論・実務と法哲学の関係
第3回	教科書1-2裁判と裁判官へのまなざし	裁判の位置と権威、法的思考の関係
第4回	教科書1-3法律学における推論と解釈	法的三段論法と解釈学をめぐる問題
第5回	教科書1-4法的思考の諸相	代表的法哲学者のハートとドゥオーキンによる司法裁量をめぐる論争と日本の法解釈論争
第6回	教科書2-1現代憲法の機能と特徴	人権論と違憲審査
第7回	教科書2-2現代刑事法の機能と特徴	刑事法の近代化と古典学派、現代的問題
第8回	教科書2-3現代民事法の機能と特徴	近代民法の理念とその変化
第9回	教科書2-4現代訴訟法の機能と特徴	紛争処理と対論の役割
第10回	教科書2-5現代国際法の機能と特徴	国際法における共存と協働
第11回	教科書3-1正義とは何か	正義の所観念と法の目的
第12回	教科書2-2リベラリズムと正義	功利主義とその批判としてのリベラリズム、現代的論争
第13回	教科書2-3ポスト・リベラリズムと正義	リベラリズム批判について
第14回	2-4世代間正義とグローバルな正義	現代的な時間と空間の拡張を法理論はどうとらえるか

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト（教科書）】

那須耕介・平井亮輔編『レクチャー法哲学』法律文化社、2020年
現在の予定だが、参加者と相談の上変更することもあります。

【参考書】

授業の中で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

講義への参加における報告・討論（30パーセント）、期末レポート（70パーセント）

【学生の意見等からの気づき】

なし

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを利用できること。

【その他の重要事項】

なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

<主要研究業績>

【Outline and objectives】

In this lecture we research modern problems around law and jurisprudence from standpoints of students interests, which they have in their own special research projects.

LAW500A1

法哲学特殊講義Ⅱ

大野 達司

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である法哲学特殊講義Ⅱでは、受講者の関心を法哲学の観点から見直す作業をする。法やそれを巡る現代的問題を、法を意識しながらも、そこから一歩離れて考えてみる。背景事情やあり得る関連事項をも考えてみる。またそのやり方を学ぶ。

【到達目標】

法哲学の各論的問題を扱う。参加者は、それぞれに関係する現代的諸問題に関する論争状況を検討し、論文執筆の手がかりをうる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

生命倫理やケアの問題、現代民主主義国家の特質、中間団体論など、個別的問題に関して法哲学の議論がどのようにアプローチしていくのか、見ていきたい。

担当者を決めて、それぞれ報告・討論を行う。対面授業ができない場合、zoomなどを用いてオンラインで実施するが、報告者は報告の資料などをあらかじめ学習支援システムにアップし、それをもとにする。課題や質問については、学習支援システムを通じて提出します。内容に応じて学習支援システム、授業内で応答・コメントがあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	全体の概観	法哲学特殊講義Ⅰとの関連で、「Ⅱ」の問題設定を説明する。担当者の決定。
第2回	権利論の概要	権利の観念の発展と現代的展開
第3回	自然の権利	自然・動物などの権利論が提起する問題を見る。
第4回	市場原理と法	取引関係における法の役割とその限界
第5回	公共性・公共財	景観など公共財の性質と確保維持する手法
第6回	生命倫理と法(1)	遺伝子技術をめぐる問題
第7回	生命倫理と法(2)	代理母問題
第8回	租税の正義	税負担を正当化する根拠
第9回	教育と法	教育の意義と格差問題
第10回	プライバシー	プライバシーをもとに、個人や人格のありかを検討する。
第11回	監視社会・被害者救済	権力の作用と刑事裁判をめぐる新たな動きについて
第12回	法・裁判の限界	ADRなどの新たな紛争解決の手法と、ケアの倫理など
第13回	中間団体と法	個人・国家の間に位置する集団の意義と、その役割の正当化について
第14回	法的議論の特質	政治的議論・経済的議論と対比し、法的議論の特質を見る。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準に、文献の予習と報告や質問の準備をし、授業後に不明点を再度確認します。

【テキスト（教科書）】

瀧川・宇佐美・大屋『法哲学』有斐閣、2014年（那須・平井編『レクチャー法哲学』法律文化社、2020年に変更の場合もある）。

【参考書】

井上達夫編『現代法哲学講義』、田中成明『現代法理学講義』

【成績評価の方法と基準】

平常点50%、報告後のまとめレポート（報告の修正と文章化）50%。授業外に予習・復習各2時間を標準とする。

【学生の意見等からの気づき】

なし

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムを利用します。

【その他の重要事項】

昨年度は『近代英米法思想の展開』と『クイアと法』からテキストを選びました。参加希望者は、自身のテーマをなるべく多様に説明できるよう、準備をお願いします。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>法哲学

<研究テーマ>法概念論、法思想の継受

<主要研究業績>『近代法思想史入門』共著

【Outline and objectives】

In this lecture we research modern problems around law and jurisprudence from standpoints of students interests, which they have in their own special research projects.

LAW500A1

法制史特殊講義 I

川口 由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するコースワーク科目である。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもってきた。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのここのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつでも、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	オリエンテーション 講義の進め方、テキストに関する指示等
第 2 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義①	「時期区分」の講読
第 3 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義②	「維新法期 1・2」の講読
第 4 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義③	「維新法期 3・4」の講読
第 5 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義④	「近代法期 1・2」の講読
第 6 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義⑤	「近代法期 3」の講読

第 7 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義⑥	「現代法期 1・2」の講読
第 8 回	『日本近代法制史〔第 2 版〕〕の講義⑦	「現代法期 3」の講読
第 9 回	内田貴『法学の誕生』の講読①	第 1 章 1・2 の講読
第 10 回	内田貴『法学の誕生』の講読②	第 1 章 3～5 の講読
第 11 回	内田貴『法学の誕生』の講読③	第 2 章の講読
第 12 回	内田貴『法学の誕生』の講読④	第 3 章 1・2 の講読
第 13 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑤	第 3 章 3 の講読
第 14 回	授業内容の総括	まとめの討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキスト、参考書を読んでくること。
本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕〕（新世社、2014）。このほかは授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』（筑摩書房）を挙げた）。

【参考書】

同上

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

授業への出席と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する。

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>	日本法制史
<研究テーマ>	土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
<主要研究業績>	著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会） 編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅱ

川口 由彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本の法を明治期の法を素材に歴史的に分析するためのコースワーク科目であり、この目標の下で、『法制史特殊講義Ⅰ』での学習成果を進展させる。扱う史料・文献は受講者の興味関心に応じ変更する場合があります、以下の授業計画はあくまで一例である。

【到達目標】

明治期の司法制度形成史を、史料を読解することによって理解できる。史料読解には古文、漢文の知識も必要であるが、史料を読み込むことができれば、近代法の歩みを正確に理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

人類社会は、生まれたときから何らかのルールをもって来た。それは、形態、内容、実質、執行システム等いずれも多様なものである。

法といわれているものは、こうしたルールの中のあるグループのことなのだが、こうしたグループは、歴史上発生を見た社会もあれば、発生しなかった社会もある。日本社会は、幸か不幸か、この法というグループをもつにいたった社会である。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

しかし、そうはいつでも、この法という社会規範は、国により民族により、時代によりきわめて多様で、簡単に一般論を語らせてくれない難物である。

この難物を扱うには、いろいろな方法があるが、各時代の人々から「法」と呼ばれたものをピックアップして相互に比較し、そのうえで、おのおのの特徴を捉えるというのは有効なアプローチの方法である。法史学という学問の意義も一つには、そのあたりにある。

講義では、明治以降の、通常「近代法」と呼ばれる「法」のあり方を座標軸とした、今日の法の特徴を考えてみたい。

現代日本法は、ほとんどが明治期に作られたものである。試みに六法をみてみよう。すると、民法の制定年は明治 29 年（1896 年）となっていて 19 世紀の産物であることがわかる。商法も明治 32 年（1899 年）と 19 世紀の産物である。刑法は、明治 40 年（1907 年）制定だから、何とか 20 世紀の所産といえるが、いずれにせよ明治時代の産物で、しかも、この刑法は、明治 13 年（1880 年）に制定された刑法（旧刑法）の条文をかなりひきずっているから、やはり、歴史ある法典といえる。日本の法典には、一世紀以上の長い歴史があるのである。

このような法は、一体どのようにして、どのような考え方の下でつくられたのか。考えてみれば、これら諸法典は、封建領主支配が解体してから、ほんのわずかの年数を経て外国法を摂取しつつつくられているのだから、その営為たるや驚異的といえる。

この急速な法の形成は、当然ながら、江戸時代にみられた法との「断絶」を生み出した。この「断絶」には、封建法から近代法への変化という他国にも共通してみられるものと、日本的なものから西欧的なものへの変容という二様のものがある。

しかも、こうした「近代法」の形成は、一概に既存の法との「断絶」とのみは特徴づけられず、すぐれて日本的なもの・東アジア的なものの継承という要素を多分に残したものであった。

講義では、このような諸契機、諸要素が、どのように絡み合っているかに焦点をあてつつ、日本の「近代法」の形成過程を考察したい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	オリエンテーション	講義の進め方、テキストに関する指示
第 2 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑥	「民衆運動の社会的願望」
第 3 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑦	「民衆的平等主義の思想構造」
第 4 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑧	「平等主義的ラディカリズムの一典型」
第 5 回	内田貴『法学の誕生』の講読⑨	「〈日本社会党の発生〉とジャーナリズム」
第 6 回	内田貴『法学の誕生』講読⑩	「焼カル、モノハ不徳ナル者」

第 7 回 笠原英彦『明治留守政府』「〈保護—忠誠〉関係と近世社会」

の講読①

第 8 回 笠原英彦『明治留守政府』「私有権の確立と増税と」

の講読②

第 9 回 笠原英彦『明治留守政府』「開化と蒙昧」

の講読③

第 10 回 笠原英彦『明治留守政府』「〈自由〉と〈制限〉をめぐって」

の講読④

第 11 回 笠原英彦『明治留守政府』「民衆運動史研究の方法的視角」

の講読⑤

第 12 回 笠原英彦『明治留守政府』「非文字文化への旅」

の講読⑥

第 13 回 笠原英彦『明治留守政府』「文字文化への離陸」近代の教育と学の講読⑦

第 14 回 笠原英彦『明治留守政府』「教育の貧困の現在」

の講読⑧

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

テキスト、参考書を読んでくること。固有名詞等を読み方を含めて事典等で調べてくること。

本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業の際に指示する（上記授業計画では、一例として、内田貴『法学の誕生』（筑摩書房）、笠原英彦『明治留守政府』（慶應義塾大学出版会）を挙げた。

【参考書】

川口由彦『日本近代法制史（新法学ライブラリ）〔第 2 版〕』（新世社、2014）。このほかは授業の際に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %（授業での発言内容等と、指示された報告課題、提出課題の履行をもとに評価する）。

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史

<研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究

<主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」

（東京大学出版会）

編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

It is a course work subject to analyze a legal system in the Meiji period by Japanese documents historically.

I may change historical documents depending on the interest of the student attending a lecture, and a following classes plan is one case to the last.

LAW500A1

法制史特殊講義Ⅱ

高 友希子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解・分析する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる感性や認識、慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要説明
第2回	初期ブリテンの法と慣習	共同体的権威から人格的権威へ
第3回	コモン・ローの起源	中央と地方における裁判
第4回	コモン・ロー上位裁判所	王座裁判所、民訴裁判所、財務府裁判所
第5回	コモン・ロー訴訟手続	訴訟方式と令状体系
第6回	訴答術と陪審	裁判における法律家と素人の役割
第7回	大法官府裁判所とエクイティ	良心に基づく救済
第8回	評議会系列の裁判所	星室裁判所、請願裁判所、地方評議会ほか
第9回	教会裁判所とカノン法	教会法とコモン・ロー
第10回	司法審査制度（1）	誤審令状、上訴制度
第11回	司法審査制度（2）	大権令状
第12回	法律専門職	コモン・ロー法曹とローマ法廷弁護士
第13回	法文献	法律文例集、判例報告集、法学論文
第14回	法創造	コモン・ロー、エクイティ、立法、法改革運動

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外についても、文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士の論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89号（2004年）。

【Outline and objectives】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

法制史特殊講義IV

高 友希子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、英法制史の基礎的な文献や判例を読解する力を身につけることを目的とするコースワーク科目です。

【到達目標】

- 1 文献や判例の読解・分析を通じて、英法制史の基礎概念を理解する。
- 2 自らとは異なる属性や理念を持つ人々や、自らとは異なる感性や認識、慣習のもとで生きていた「他者」である過去の人々が、経験してきたことや直面したことがどのような意味を持っているのかを考えることを通じて、複雑な事象を柔軟で多様な視点から捉えることができるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業では、英法制史に関する基礎的な文献や判例を取り上げ、受講者とともに読み進めて行きます。予め受講者に担当部分を割り当て、報告（文献の要約、論点の指摘、考察）を行ってもらった後に、レジュメを含む報告全体への講評をし、教員を交えて全員で討論するという形式で行います。討論を通じて、受講者が自らの課題に気づいて取り組んでいけるよう、適宜、助言をしながら受講者主体で進めて行きます。報告担当者でない受講者についても、事前準備を必須とします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	土地法（1）	封建的土地保有とユース
第2回	土地法（2）	相続産と期間不動産権
第3回	土地法（3）	家族継承財産設定、その他の不動産権
第4回	契約法（1）	合意遵守訴訟と債務返還訴訟
第5回	契約法（2）	引受訴訟と詐欺主張訴訟
第6回	準契約	勘定訴訟、特殊主張訴訟
第7回	動産所有権	動産所有権の移転、動産私財への権益、動産返還訴訟
第8回	注意義務違反	侵害行為と注意義務違反、注意義務違反に対する特殊主張訴訟
第9回	不法妨害	不法妨害に対する救済手段、不法公共妨害
第10回	名誉毀損	言葉に対する特殊主張訴訟、名誉毀損の範囲、文書誹毀
第11回	経済的不法行為	独占、不公正な競争、威嚇と共謀
第12回	人の法（1）	身分と自由、植民地奴隷制とイギリスの裁判所
第13回	人の法（2）	婚姻とその諸帰結
第14回	国王の訴訟	刑事訴訟手続、刑事実体法

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者は事前の準備を行い、担当者以外の受講者は文献や判例を読み理解してきてください。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

授業で扱う文献や判例については、受講者の問題関心を踏まえて決定します。

【参考書】

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第I部〔総論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

J.H. バイカー（深尾裕造訳）『イギリス法史入門（第4版）第II部〔各論〕』（関西学院大学出版会、2014年）。

小山貞夫『英米法律語辞典』（研究社）。

【成績評価の方法と基準】

平常点100%（事前準備学習、授業への積極的参加などを総合的に判断する）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

学習支援システムの利用およびオンライン授業に対応するための通信機器

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>西洋法制史

<研究テーマ>英国エクイティ史。英国法の日本民法典への影響。

<主要研究業績>

・「ユースと良心—セント・ジャーマンと匿名の上級法廷弁護士との論争を中心として」『法と政治』70巻1号（2019年）

・「Christopher St. German のエクイティ論—「良心」と「ルール」の関係を中心に」『法学志林』108巻1号（2010年）。

・「英国における独立契約者（Independent Contractor）概念形成前史—民法716条立法の起源をたどって」『法の流通』（2009年）。

・「裁判史料を通じてみたユースの利用に関する一考察— Capell v. Scott (1493-4) を手がかりに」『ヨーロッパ中世世界の動態像』（2004年）。

・「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割—エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究」『九大法学』89号（2004年）。

【Outline and objectives】

This course is intended to enhance students' ability to understand, analyze, and discuss the legal history issues.

LAW500A1

英米法特殊講義 I

小山田 朋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

受講生が、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付けるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

今年度は、オンラインでの開講となります。日程やZOOMのURL等は、4月10日（土）までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。第一回は4月12日（月）の予定です。

英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進めます。

なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。

授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第2回	英米法の調べ方	テーマについての講義と討論
第3回	連邦制	テーマについての講義と討論
第4回	判例法主義	テーマについての講義と討論
第5回	違憲立法審査制	テーマについての講義と討論
第6回	陪審制（選任）	テーマについての講義と討論
第7回	陪審制（評議）	テーマについての講義と討論
第8回	アメリカ契約法（契約の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第9回	アメリカ契約法（約因法理と契約を破る自由）	テーマについての講義と討論
第10回	アメリカ信託法（信託の成立と効果）	テーマについての講義と討論
第11回	アメリカ信託法（受託者の責任：注意義務と忠実義務）	テーマについての講義と討論
第12回	アメリカ憲法史（建国と憲法制定）	テーマについての講義と討論
第13回	アメリカ憲法史（違憲立法審査制の確立）	テーマについての講義と討論
第14回	まとめ（疑問点や論点について）	テーマについての講義と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣）

その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

課題の提出及び授業内でのディスカッションを評価対象とします（100％）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>英米法、医事法

<研究テーマ>現代アメリカ法、医事法

<主要研究業績>

『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1, 2 号

【Outline and objectives】

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

LAW500A1

英米法特殊講義 II

小山田 朋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

英米法に関する基礎的な文献の講読およびディスカッションを通じて、英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

英米法の基本的な知識・考え方・ものの見方を身に付けるとともに、英米法の資料の調べ方も身に付けるようにする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

今年度は、オンラインでの開講となります。日程やZOOMのURL等は、9月17日（金）までに、学習支援システムの「お知らせ」で提示します。英米法に関する基礎的な文献を取り上げ、受講生と共に読み進めていく。受講生に担当を割り当て、報告を行ってもらった後、全員で討論を行うという形式で進めます。

なお、受講生の研究テーマとの関連により、以下の授業計画における各回のテーマは変更される可能性があります。授業内および授業外でも学生から質問を受け付け、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	導入と次回以降の計画
第2回	アメリカ憲法史（奴隷制と南北戦争）	テーマについての講義と討論
第3回	アメリカ憲法史（ロックナ時代とニューディール政策）	テーマについての講義と討論
第4回	表現の自由	テーマについての講義と討論
第5回	信教の自由	テーマについての講義と討論
第6回	実体的デュープロセス（ロックナ判決と第14修正）	テーマについての講義と討論
第7回	実体的デュープロセス（中絶の権利と同性婚）	テーマについての講義と討論
第8回	人種等と平等の問題（奴隷制と南北戦争後の憲法修正）	テーマについての講義と討論
第9回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの初期の判例）	テーマについての講義と討論
第10回	人種等と平等の問題（アファーマティブ・アクションの現状）	テーマについての講義と討論
第11回	人種等と平等の問題（性差と平等）	テーマについての講義と討論
第12回	懲罰的損害賠償	テーマについての講義と討論
第13回	製造物責任	テーマについての講義と討論
第14回	まとめ	疑問点や論点について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

授業で使用する資料は、そのつどプリントして配布する。

英文資料を読むために『英米法辞典』と信用できる英和辞典を用意すること。

【参考書】

田中英夫『英米法総論 上下』（東大出版会）

樋口範雄『はじめてのアメリカ法』（有斐閣）

判例集：別冊ジュリスト『英米判例百選』および『アメリカ法判例百選』（いずれも有斐閣）

その他の資料は適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

課題の提出及び授業内でのディスカッションを評価対象とします（100%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>英米法、医事法

<研究テーマ>現代アメリカ法、医事法

<主要研究業績>

『医学と利益相反』（弘文堂 2007）

「医師付随情報の開示とインフォームド・コンセント—九〇年代アメリカにおける判例の展開」国家学会雑誌 118 巻 1, 2 号

【Outline and objectives】

In this course, students will learn some aspects of modern American law, and compare them with Japanese law.

LAW500A1

憲法特殊講義 I

建石 真公子

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究Ⅲ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義では、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。

講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題－憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別など－に関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

当面は、Zoom を利用したオンライン授業を行います。状況に応じて、適宜、対面授業を取り入れます。

予め提示した資料（文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。

提示された課題について、参加者でディスカッションする。

なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究會参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する（Covid-19 の状況が改善した場合）。また 2021 年度は、学部ゼミと合同で、安保法違憲訴訟について担当弁護士の講義に参加することもできます。

報告に関する評価や課題については、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第 2 回	個人の尊厳と違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第 3 回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第 4 回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第 5 回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ
第 6 回	違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ	文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
第 7 回	違憲審査制について、アメリカの制度について学ぶ。	学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
第 8 回	違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。	判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
第 9 回	同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較	同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
第 10 回	同性婚法に関する違憲審査性比較の継続	判決をもとに、議論を深める
第 11 回	ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ	文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察

第 12 回	ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する	国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
第 13 回	違憲審査制と民主主義の関係について考察	これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
第 14 回	春学期の総括	違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

準備は、課題となっている論文や書籍について目を通し、内容を理解した上で、不明な点や課題について明らかにする。報告を担当する場合には、内容を簡潔にまとめ、論点を提示する。

復習は、まず授業での論点を再確認する。そのうえで疑問点がある場合は、関連する論文や資料等にアクセスし考察を深める。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50 %。

授業での報告：50 %。

【学生の意見等からの気づき】

2020 年度については特に修正点等の意見をいただいております。

【学生が準備すべき機器他】

オンライン授業の場合は、必要な機器。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

<主要研究業績> 建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(11) (連載継続中) 時の法令、2020 年 4 月~2021 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』一人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10、2020 年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成 29 年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I

『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。『提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権』比較法研究、80 号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性— 辻村みよ子編

『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline and objectives】

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the guarantee of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

LAW500A1

憲法特殊講義 II

建石 真公子

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究Ⅳ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である憲法特殊講義 II では、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。

授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

【到達目標】

人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題かを理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

秋学期も、Zoom を利用したオンライン授業を行う予定だが、状況に応じて対面授業も取り入れる。

文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。

担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知り、そのうえで、自分の考えをまとめる。

報告に関する評価や課題については、口頭で、あるいは事後に文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでもメールで連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	イントロダクション 個人の尊厳と生命倫理に関わる法的問題について、日本の現状と課題を確認する。	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第 2 回	個人の尊厳と生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	配付論文に関して検討する。
第 3 回	憲法 13 条と個人の尊重	配付論文について検討する。
第 4 回	憲法 13 条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討－肖像権－
第 5 回	憲法 13 条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討－ハンセン病訴訟－
第 6 回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権か－日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第 7 回	性的指向は人格権か－日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第 8 回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	プライヴァシーの権利－生殖補助医療へのアクセス
第 9 回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第 10 回	他者の権利と人格権（2）	代理懐胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第 11 回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決
第 12 回	中絶の自由	中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査
第 13 回	人格権としての中絶	ドイツ・イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査
第 14 回	秋学期の総括	参加者によるディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。準備は、課題となっている論文や書籍について目を通し、内容を理解した上で、不明な点や課題について明らかにする。報告を担当する場合には、内容を簡潔にまとめ、論点を提示する。

復習は、まず授業での論点を再確認する。そのうえで疑問点がある場合は、関連する論文や資料等にアクセスし考察を深める。

【テキスト（教科書）】

適宜配布、紹介

【参考書】

適宜配布、紹介

【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50 %

報告：50 %

【学生の意見等からの気づき】

ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

国際人権保障

生命倫理に関わる人権保障

<主要研究業績>

・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(11) (連載継続中) 時の法令、2020 年 4 月～2021 年 2 月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020 年、p.40-45. 建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第 7 版、2019 年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019 年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019 年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019 年、p.9-22. 建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究 4 号、2019 年、p.79-92. 建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223. 建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権—差別禁止」平成 29 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I

『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018 年、p.7-19. ・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258. 建石真公子「ヨーロッパ人権条約第 15 議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤久編「戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開」信山社、2017 年 12 月、101-124 頁。総頁 801 頁。
・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80 号。
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017 年 3 月。

【Outline and objectives】

In the Constitutional Special Lecture II, as an example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to the right to autonomy, self-determination and integrity.

The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅲ

金子 匡良

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、履修者がオンライン授業を希望する場合は、ZOOMを用いたオンライン授業に変更する場合がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	外国人の権利主体性について①-判例	外国人の権利主体性に関する判例を読む。
第3回	外国人の権利主体性について②-学説	外国人の権利主体性に関する学説を読む。
第4回	人権の私人間効力について①-判例	人権の私人間効力に関する判例を読む。
第5回	人権の私人間効力について②-学説	人権の私人間効力に関する学説を読む。
第6回	プライバシー権について①-判例	プライバシー権に関する判例を読む。
第7回	プライバシー権について②-学説	プライバシー権に関する学説を読む。
第8回	法の下の平等について①-判例	法の下の平等に関する判例を読む。
第9回	法の下の平等について②-学説	法の下の平等に関する学説を読む。
第10回	思想・良心の自由について①-判例	思想・良心の自由に関する判例を読む。
第11回	思想・良心の自由について②-学説	思想・良心の自由に関する学説を読む。
第12回	表現の自由について①-判例	表現の自由に関する判例を読む。
第13回	表現の自由について②-学説	表現の自由に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

宍戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）
長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019年）
山本龍彦・横大道聡（編）『憲法学の現在地－判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取りあげるようにしていきたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権CSR及びそれを促進するための政府のCSR政策

<主要研究業績>

「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部50周年記念論文集（2016年）

「CSRの政策の憲法論」法学志林111巻1号（2013年）

【Outline and objectives】

This lecture aims to deepen knowledge and understanding about the Japanese Constitution by setting some representative themes on the Constitution and carefully reading the theories and cases concerning that subject.

LAW500A1

憲法特殊講義Ⅳ

金子 匡良

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本講義では、春学期の「憲法特殊講義Ⅲ」に引き続いて、憲法に関する代表的なテーマをいくつか設定し、そのテーマに関する学説・判例等を精読することによって、憲法について知識や理解を学部レベルのものから、より深めることを目的とする。

【到達目標】

- ①憲法判例を精緻に分析し、そこで示された判断枠組みや判断基準等を析出するとともに、その判例の今日的意義や課題等を見出す。
- ②憲法学説を精緻に読解し、学説間の異同及び判例との相違等を分析するとともに、それぞれの学説の今日的意義や課題等を見出す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

毎回1名の報告者を決め、報告者による報告の後、質疑応答や討議を行う。授業は原則として対面形式で行うが、履修者がオンライン授業を希望する場合は、ZOOMを用いたオンライン授業に変更する場合がある。取り上げるテーマは下記の授業計画に掲げたとおりであるが、受講者の専攻分野や興味関心に沿って適宜修正する。報告に対するコメントや質問への回答等のフィードバックはその場で行うか、翌週の授業時に行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	オリエンテーション	演習の目的や進め方等を説明した上で、報告テーマや報告者を決める。
第2回	信教の自由について①－判例	信教の自由に関する判例を読む。
第3回	信教の自由について②－学説	信教の自由に関する学説を読む。
第4回	政教分離について①－判例	政教分離に関する判例を読む。
第5回	政教分離について②－学説	政教分離に関する学説を読む。
第6回	生存権について①－判例	生存権に関する判例を読む。
第7回	生存権について②－学説	生存権に関する学説を読む。
第8回	財産権について①－判例	財産権に関する判例を読む。
第9回	財産権について②－学説	財産権に関する学説を読む。
第10回	裁判を受ける権利について①－判例	裁判を受ける権利に関する判例を読む。
第11回	裁判を受ける権利について②－学説	裁判を受ける権利に関する学説を読む。
第12回	法の適正手続の保障について①－判例	法の適正手続の保障に関する判例を読む。
第13回	法の適正手続の保障について②－学説	法の適正手続の保障に関する学説を読む。
第14回	まとめ	追加報告の上で全体のまとめを行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は報告の準備を行うとともに、授業時に出された質問に回答できなかった場合には、次回までに回答を考えておく。報告者以外の受講者は、報告に関する内容について自分なりに文献・判例等を読んでおく。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

テーマや進捗状況に応じて適宜指示する。

【参考書】

穴戸常寿ほか『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）
長谷部恭男・石川健治・穴戸常寿（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2019年）
山本龍彦・横大道聡（編）『憲法学の現在地－判例・学説から探究する現代的論点』（日本評論社、2020年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容及び毎回の授業での発言内容等によって評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

受講者の興味・関心に合わせたテーマを取り上げたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、人権法、人権政策

<研究テーマ>

自治体の人権救済制度、国内人権機関、企業による人権CSR及びそれを促進するための政府のCSR政策

<主要研究業績>

「障害者差別禁止条例の意義と可能性」神奈川大学法学部50周年記念論文集（2016年）

「CSRの政策の憲法論」法学志林111巻1号（2013年）

【Outline and objectives】

Following the spring semester, this lecture is to establish some representative themes related to the Japanese Constitution and deepen knowledge and understanding about it by carefully reading the theories and cases concerning those subjects.

LAW500A1

行政法特殊講義 I

西田 幸介

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究 I」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的な理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献（教科書）を読み込む力を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点
第4回	適正手続	判断過程の統制 行政処分の事前手続
第5回	行政処分	参加と協働 概念・種別
第6回	行政指導	公定力・無効 概念・種別
第7回	行政救済総論	理念と現実 行政訴訟の類型
第8回	取消訴訟（1）	取消訴訟の基本構造 処分性の定式・概念要素
第9回	取消訴訟（2）	処分性拡大論 原告適格
第10回	国家賠償（1）	訴えの利益 国家賠償法1条の基本構造
第11回	国家賠償（2）	職務義務違反説 営造物責任
第12回	国家賠償（3）	被用者負担 民法との関係
第13回	客観訴訟（1）	損失補償 結果責任
第14回	客観訴訟（2）	権利保護と行政統制 機関訴訟 住民訴訟

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じて、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也『行政法概説』（I・II）（有斐閣）

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～III）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～III）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法II 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is “GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW” written by Tokiyasu FUJITA. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up ‘General Principle of Administrative Law’, ‘Administrative Discretion’, ‘Administrative Disposition’, ‘Administrative Guidance’, ‘Action for Revocation of Administrative Disposition’, ‘State Redress’, ‘Just Compensation’, and ‘Objective Litigation’(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅱ

高橋 滋

備考（履修条件等）：博士後期「公法特殊研究Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の基本的な文献を分析・読解する手法を身に付ける（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。

なお、本科目は、公法特殊研究Ⅱとの合併科目である。受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を学部レベルより深く理解し、修士論文の作成に生かせる能力を涵養する。

②行政判例や行政法に関する文献を読み、問題点などを分析し、修士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。

フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的読解
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査
第8回	文献読解（最新行政法文献読解）①	文献収集
第9回	文献読解（最新行政法文献読解）②	文献の第一次選定
第10回	文献読解（最新行政法文献読解）③	文献の第二次選定
第11回	文献読解（最新行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 論文の構造・展開の把握
第12回	文献読解（最新行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 論文の細部の精査（前半）
第13回	文献読解（最新行政法文献読解）⑥	文献読解（その3）- 論文の細部の精査（後半）
第14回	文献読解（最新行政法文献読解）⑦	文献比較精読

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者は十分に事前の準備を行う。報告者以外の受講者も、判例・文献を準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を事前に精読する。

受講者は、予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

【テキスト（教科書）】

高橋滋『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2018年）

【参考書】

宇賀克也『行政法学説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）

2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）

3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法』（弘文堂、2016年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、29点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW500A1

行政法特殊講義Ⅲ

実務教員： 尚史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

ドイツ公法における比例原則の意義と機能を学ぶ。

【到達目標】

- ドイツ警察法において比例原則が発達した歴史的背景を説明できる。
- ドイツ法における比例原則の議論を日本がどのように受け容れたかを理解する。
- EU法の発展におけるドイツ法の立ち位置を見定める。
- 行政法だけでなく憲法にも目を向けて総合的に考えることができる。
- ドイツ語の法律文献・判例を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

以下の著作を適宜分担して読み進め、最後にまとめの報告をしてもらう。下の「授業計画」において、文献①というように引用する。なお、課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。もちろん、講義の中にも、本来のテーマの議論を阻害しない程度で反映させる。

- ①須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）
- ②須藤陽子「日本法における『比例原則』」公法研究 81号（2019年）83頁以下
- ③柴田憲司「憲法上の比例原則について（1）（2・完）」法学新報 116巻9・10号（2010年）183頁以下、同11・12号（2010年）185頁以下
- ④松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治・山本龍彦・泉徳治編『憲法訴訟の十字路』（弘文堂、2019年）
- ⑤ Nicholas Emiliou, *The Principle of Proportionality in European Law — A Comparative Study*, Kluwer 1996.
- ⑥ Benedikt Pirker, *Proportionality Analysis and Models of Judicial Review*, Europa Law Publishing 2013.
- ⑦ Edited by Sofia Ranchordás and Boudewijn de Waard, *The Judge and the Proportionate Use of Discretion — A comparative study*, Routledge 2016.

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし/No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	比例原則の意義 1	文献⑤の第2章 (<i>The Principle of Proportionality in German Public Law</i>) を2回に分けて読み、ドイツ公法における比例原則概念の発展史を学ぶ。
第2回	比例原則の意義 2	第1回と同じ素材の残り半分を読む。これにより、ドイツ公法における比例原則の発展史をひととおり語れるようにする。
第3回	比例原則の意義 3	文献①の第1章と第2章を読み、行政法学者である須藤が比例原則の意義をどのように理解したかを探究する。
第4回	比例原則と裁判所の審査 1	文献⑦の第2章 (<i>The principle of proportionality in German administrative law</i>) を2回に分けて読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義を考察する。
第5回	比例原則と裁判所の審査 2	第4回と同じ素材の残り半分を読み、ドイツにおける裁判所の審査において比例原則が果たしている意義をひととおり説明できるようにする。
第6回	比例原則と裁判所の審査 3	文献①の第3章と第8章から第10章までを読み、須藤がドイツ法研究の成果を日本法の基礎としてどのように取り入れようとしたかを探る。
第7回	ドイツ憲法と比例原則 1	文献⑥の第3章 (<i>German Constitutional Law</i>) を2回に分けて読み、ドイツ憲法と比例原則について語る基礎的な知識を身に付ける。
第8回	ドイツ憲法と比例原則 1	第7回の素材の残り半分を読み、ドイツ憲法と比例原則についてひととりのことが語れるようにする。

第9回	柴田憲司の研究 1	文献③の(1)を読み、憲法学者である柴田が2010年の段階で何を明らかにしようとしたかを探る。
第10回	柴田憲司の研究 2	文献③の(2・完)を読み、第7回と第8回に身に付けたドイツ憲法における比例原則論と柴田の研究を擦り合わせる。
第11回	松本和彦の研究	文献④を読み、やはり憲法学者である松本の視点が柴田のそれとどのように異なるかを考える。
第12回	アレクシー学派の比例原則論	柴田の論文にも松本の論文にも取り上げられているアレクシー学派の比例原則論がどのようなものであるかを省察する。
第13回	憲法学と行政法学とドイツ法	文献②を読み、日本の憲法学と行政法学とドイツ法とが全体としてどのように結び付いているかを明らかにする。
第14回	まとめ	前回までの学習の内容をまとめて報告してもらう。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。各回のテーマが関連しているため、それまでの回に学んだ事柄をよく復習し、その知識を当該回の授業に活かせるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

授業の進め方と方法のところに列記した文献

【参考書】

授業の進め方と方法のところに列記した文献の註に引用されている主要文献。授業中に適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100%

【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】

ドイツ語を読めるようにしておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>
<研究テーマ>
<主要研究業績>

【Outline and objectives】

Students understand the meaning and function of the proportionality principle in German public law.

LAW500A1

行政法特殊講義IV

交告 尚史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

比例原則の起源を学ぶ。

【到達目標】

- 比例原則の起源を説明することができる。
- ドイツ法、オーストリア法および EU 法等を取り上げて、比例原則の考え方の異同を説明できる。
- ドイツ語の著作を読みこなすことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

基本的には、教科書の全体を期間内に概観できるように、適宜選択しながら読み進める。時折参考文献および判例の調査を求める。課題等のフィードバックは、オフィスアワーの時間に行なうほか、電子メールも活用したい。また、講義の内容にも、当該回のテーマの進行を阻害しない程度で、課題に関する説明を織り込んでいく。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	比例原則と哲学	II C アリストテレスの倫理学等に顕れた比例原則的な考え方を学ぶ。
第 2 回	他の法分野の比例原則	II D 刑法の比例原則とその背景にある時代思潮等を学ぶ。
第 3 回	比較法 1	II E 1、2 ドイツ法およびオーストリア法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 4 回	比較法 2	II E 3、4 フランス法およびイギリス法における比例原則の考え方を学ぶ。
第 5 回	比例原則の根拠	II F 比例原則に関する様々な根拠付けについて学ぶ。
第 6 回	EU 法における比例原則の根拠	II G EU 法において比例原則がどのように根拠付けられるのかを学ぶ。
第 7 回	憲法裁判と比例原則	III A、B ドイツおよびオーストリアの憲法裁判において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。
第 8 回	EU 裁判所における比例性の審査 1	IV A、B 1、B2、B3 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。この回は序論。
第 9 回	EU 裁判所における比例性の審査 2	IV B4 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の構造論。
第 10 回	EU 裁判所における比例性の審査 3	IV B5、B6 EU 裁判所において比例性の審査がどのように行われているかを学ぶ。今回は比例性審査の本質論。
第 11 回	比例原則の構成要素	IV D 比例原則の 3 要素（適性、必要性、狭義の比例性）について学ぶ。
第 12 回	裁判所による統制 1	V A、B 裁判所による比例性審査の難しさについて学ぶ。
第 13 回	裁判所による統制 2	V D EU 裁判所における比例性審査の密度について学ぶ。
第 14 回	裁判所による統制 3	V E 前回に引き続いて EU 裁判所による比例性の審査に目を向け、審査密度の決め手となる要素について学ぶ。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。各回の内容が全体として連関しているため、前回の授業内容を十分に咀嚼し、当該回の授業に活用できるようにしておくことが求められる。

【テキスト（教科書）】

Bernhard Oreschnik, *Verhältnismässigkeit und Kontrollrechte*, Springer 2019.

【参考書】

大江裕幸「権利救済手続きの裁判化と一元化の動向—オーストリア行政裁判制度の改革を素材として」行政法研究 27 号（2018 年 10 月）101 頁以下。そのほか、教科書の脚註に挙げられている著書、論文を中心に、重要な文献について調査研究を求める。適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

比較法研究の面白さを伝えたい。

【その他の重要事項】

ドイツ語の読解力を高めておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>
<研究テーマ>
<主要研究業績>

【Outline and objectives】

Students pursue the root of the proportionality principle.

LAW500A1

国際法特殊講義 I

森田 章夫

備考（履修条件等）：博士「公法特殊研究 I」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。少なくとも当初は、オンラインでの開講を予定している。それにとまなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的なオンライン授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第2回	慣習国際法	法源論をめぐる理論的・実践的動きを検討する。
第3回	条約法の諸問題 1	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第4回	条約法の諸問題 2	条約法の他の諸問題について検討する。
第5回	国家管轄権 1	管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検討する。
第6回	国家管轄権 2	管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行について検討する。
第7回	国際責任 1	国家責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第8回	国際責任 2	国家責任法の諸問題について、国際判例を検討する。
第9回	国際責任 3	国家責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第10回	国際環境保護	国際環境保護に見られる法制度の特徴について検討する。
第11回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第12回	武力行使規制	武力行使禁止原則と自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。
第13回	国際安全保障	国際安全保障の最新動向について検討する。
第14回	国際刑事法	国際刑事法の最新動向について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

積極的な質疑を期待します。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

国際法特殊講義Ⅱ

森田 章夫

備考（履修条件等）：博士「公法特殊研究Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

少なくとも当初は、オンラインでの開講を予定している。それにとりも各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的なオンライン授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第2回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第3回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第4回	無害でない通航	無害でない通航に対して執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第5回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第6回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第7回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第8回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第9回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第10回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第11回	旗国主義の例外：その他の事由	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。
第12回	海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第13回	公海漁業規制	公海漁業規制をめぐる理論・国家実行を検討する。
第14回	紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)

要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)

授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)

議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

積極的な質疑を期待します。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績> ①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変化する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

民法特殊講義 I

宮本 健蔵

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅲ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法の改正法が2017年に成立し2020年4月1日から実際に施行されるに至った。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを主たる目的とした。

もっとも、これとは別に受講生の特に関心の高い課題があるときは、これが優先されることはいうまでもない。したがって、後掲の【授業計画】では上記の目的に沿った各回のテーマが掲げられているが、これは一応の予定にとどまる。

【到達目標】

問題点的な確かな把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。具体的には、報告者が各回のテーマについて基調報告を行い、これに基づきディスカッションするという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊講義Ⅱと併せて受講されたい。

授業内で課題等を出題した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	定型約款による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	特定物債権－保管義務と物の引渡義務	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新・マルシェ民法シリーズ）2019年 嵯峨野書院
- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社

④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』（2019年）信山社

編著『新・マルシェ民法総則』（2020年）嵯峨野書院

編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』（2020年）嵯峨野書院

編著『新・コンダクト民法』（2020年）嵯峨野書院

「安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求」法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁（2020 年）

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁（2017 年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁（2016 年）

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁（2015 年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁（2014 年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条（1）（2）（完）」法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁（2013 年）、4 号 27 頁～128 頁（2013 年）

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅱ

宮本 健蔵

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅳ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法の改正法が2017年に成立し2020年4月1日から実際に施行されるに至った。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを主たる目的とした。

もっとも、これとは別に受講生の特に関心の高い課題があるときは、これが優先されることはいうまでもない。したがって、後掲の【授業計画】では上記の目的に沿った各回のテーマが掲げられているが、これは一応の予定にとどまる。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次第に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告と其後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受」を扱う。民法特殊講義Ⅰと併せて受講されたい。

授業内で課題等を出題した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	詐害行為取消権①－要件論	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	詐害行為取消権②－二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	詐害行為取消権③－効果論（絶対的取消構成と返還義務者の地位）	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	連帯債権－ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	保証債務－要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	併存的債務引受と免責的債務引受	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	契約上の地位の移転と不動産賃貸人たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

- ①宮本健蔵編著『債権総論』（新マルシェ民法シリーズ）2019年 嵯峨野書院
 ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社

③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社

④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点（報告の内容・議論への参加）(100%)。

具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』（2019年）信山社

編著『新・マルシェ民法総則』（2020年）嵯峨野書院

編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』（2020年）嵯峨野書院

編著『新・コンダクト民法』（2020年）嵯峨野書院

「安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求」法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁（2020 年）

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集（九国大）23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁（2017 年）

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁（2016 年）

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁（2015 年）

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁（2014 年）

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条（1）（2）（完）」法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁（2013 年）、4 号 27 頁～128 頁（2013 年）

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

民法特殊講義Ⅲ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士「民事法特殊研究Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792頁（2006年）
 - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん・民事研修 660号 2～25頁（2012年）
 - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）
 - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）
 - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

LAW500A1

民法特殊講義Ⅳ

新堂 明子

備考（履修条件等）：博士「民事法特殊研究Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粋経済損失

<主要研究業績>

- ①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版 注釈民法（13）債権（4）〔補訂版〕』691～792頁（2006年）
 - ②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん民事研修 660号 2～25頁（2012年）
 - ③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）
 - ④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）
 - ⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）
- 同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

民法特殊講義 V

大澤 彩

備考（履修条件等）：博士「民事法特殊研究Ⅲ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。

②フランス民法等、外国法の学説・判例の調査方法を身につけ、かつ、文献を講読すること。

③比較法研究の方法を身につけること。

【到達目標】

各人の興味関心にそってテーマを設定し、そのテーマをめぐめる日本法の状況を整理した後、外国法（フランス法を中心的に扱うが、これに限られない）においてそのテーマをめぐってどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。

これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐめる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐめる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。

学生は報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第 2 回	テーマの決定	講義・質疑
第 3 回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 4 回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 5 回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 6 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 7 回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 8 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論
第 9 回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第 10 回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第 11 回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第 12 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 1）	報告・議論
第 13 回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析（その 2）	報告・議論
第 14 回	総括（比較法研究から得られる示唆）	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 120 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回に指示する。

【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしてほしい。例えば、中田裕康『契約法』（有斐閣、2017 年）中田裕康『債権総論（第 4 版）』（岩波書店、2020 年）外国法のリサーチ方法について、例えば、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004 年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。フランス債務法（契約法・不法行為法分野）の有名な概説書として、例えば François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, et François Chenede, Droit civil : Les obligations, 12e ed, Dalloz, 2018 その他の参考文献も初回に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメスを厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【学生が準備すべき機器他】

オンラインで演習を行うため、ZOOM が使用できるパソコンを準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐめる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下

拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下

拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下

拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐめる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下

拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下

拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下

拙稿「いわゆる『消費者の事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

民法特殊講義Ⅵ

大澤 彩

備考（履修条件等）：博士「民事法特殊研究Ⅳ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。

- ①フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
- ②比較法研究の方法を身につけることを目的とする。

【到達目標】

本講義では、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業初回までに受講希望者と学習支援システムの掲示板で連絡をとり、フランス債務法・契約各論に関する文献（教科書欄に記載）のどちらから講読を始めるかを決定する。

毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。

毎回の講義（ZOOMを使用）では翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	翻訳担当箇所の決定など
第2回	契約総論	翻訳の報告・議論
第3回	契約の成立①	翻訳の報告・議論
第4回	契約の成立②	翻訳の報告・議論報
第5回	契約の成立③	翻訳の報告・議論
第6回	契約の内容①	翻訳の報告・議論
第7回	契約の内容②	翻訳の報告・議論
第8回	契約の内容③	翻訳の報告・議論
第9回	契約の内容④	翻訳の報告・議論
第10回	契約の効果	翻訳の報告・議論
第11回	売買①	翻訳の報告・議論
第12回	売買②	翻訳の報告・議論
第13回	売買③	翻訳の報告・議論
第14回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

以下のどちらかを使用する。

François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, François Chenede, Droit civil : Les obligations, 12e ed, Dalloz, 2018

Alain Benabent, Droit des contrats spéciaux civils et commerciaux, 13e ed, LGDJ, 2019

【参考書】

フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。

【債務法】

L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11e ed, LGDJ, 2020

B.Fages, Droit des obligations, 10e ed, LGDJ, 2020

A.Benabent, Droit des obligations, 18e ed, LGDJ, 2019

P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 15e ed, LexisNexis, 2019

M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 5e ed, P.U.F., 2019

F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2e ed, Dalloz, 2018

【契約各論（一部総論も含む）】

L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11e ed, LGDJ, 2020

J.Raynaud et J.-B Seube, Droit des contrats spéciaux, 10e ed, LexisNexis, 2019

François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11e ed, Dalloz, 2019

D.Houtcieff, Droit des contrats, 5e ed, Bruylant, 2020

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）

原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。

担当回における報告の内容、レジュメのメスを厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下

拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116巻 2・3号（2019年）410頁以下

拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540号（2019年）30頁以下

拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造-フランス法の現状（1）」法学志林 117巻 1号（2020年）1頁以下

拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡-民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133号（2020年）20頁以下

拙稿「不当条項規制における行政機関の役割-フランス法の現状」消費者法研究 8号（2020年）133頁以下

拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60巻 2号（2020年）75頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

商法特殊講義 I

椽川 泰史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

決済システムに関わる法主体間の私法上の法律関係について概観することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

決済システムの概要を理解する。
決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

原則としてリアルタイム・オンライン授業による演習形式の授業とします。

毎回の課題と関連資料を Hoppii にアップロードしますので、受講生は当日までに課題への解答を作成して Hoppii の指定されたフォルダーにアップロードして下さい。当日は課題についての考え方について討論しながら授業を進めます。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	講義の進め方・テキストの確認
第2回	決済システム総論 (1)	決済の基礎知識
第3回	決済システム総論 (2)	決済リスク
第4回	決済システム総論 (3)	ネット決済システム
第5回	決済システム総論 (4)	RTGS
第6回	決済システム総論 (5)	決済システムのトレンド
第7回	手形法 (1)	手形・小切手の決済
第8回	手形法 (2)	手形の無因性
第9回	手形法 (3)	手形理論
第10回	手形法 (4)	手形の善意取得
第11回	手形法 (5)	新抗弁理論
第12回	手形法 (6)	後者の抗弁
第13回	電子記録債権法 (1)	電子記録債権の特徴
第14回	電子記録債権法 (2)	でんさいネットの法律関係

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

中島真志・宿輪純一『証券決済システムのすべて（第 2 版）』（東洋経済新報社 2005）

川村正幸『手形・小切手法（新法学ライブラリ）（第 3 版）』（新世社 2005）

【参考書】

岩原紳作『電子決済と法』（有斐閣 2003）

木内彦彦『手形法小切手法（企業法学Ⅱ）』（新青出版 1998）

その他、適宜 Hoppii で配布または指示する。

【成績評価の方法と基準】

各回における提出レポートと討議への貢献度による平常点（100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【その他の重要事項】

授業計画は受講者の研究テーマとの関係で、受講者の同意を得たうえで変更することもあります。

【担当教員の専門分野等】

- ・金融法
- ・有価証券法
- ・会社法

【Outline and objectives】

This class provides an overview of the private legal relationships between various legal entities involved in payment systems.

LAW500A1

商法特殊講義Ⅱ

椽川 泰史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

電子マネー、暗号通貨、預金通貨などに関する制定法および判例を取り上げて検討し、日本のモバイル決済に関する法の現状を概観することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

法定通貨、仮想通貨、電子マネーをめぐる公法上・私法上のルールを整理して理解する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回のテーマに沿って、担当者の報告に基づきテキスト・関連の論文判例等の検討をする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	電子マネーの法的構成(1)	【森田】(1)
第2回	電子マネーの法的構成(2)	【森田】(2)
第3回	電子マネーの法的構成(3)	【森田】(3)
第4回	電子マネーの法的構成(4)	【森田】(4)(5)
第5回	普通預金の法的構成(1)	誤振込に関する最高裁判例
第6回	普通預金の法的構成(2)	普通預金の帰属に関する最高裁判例
第7回	ビットコイン	ブロックチェーン技術とビットコインの技術要素
第8回	資金決済法と電子マネー(1)	資金決済法の全体像
第9回	資金決済法と電子マネー(2)	資金移動業規制
第10回	資金決済法と電子マネー(3)	仮想通貨移動業規制
第11回	Mtx 事件判決の検討	現行法の下での Mt.Gox 事件判決の意義
第12回	Bitcoin and mobile payments (1)	【Gimigliano】 Part I-1
第13回	Bitcoin and mobile payments (2)	【Gimigliano】 Part I-2
第14回	Bitcoin and mobile payments (3)	【Gimigliano】 Part II-3

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

【森田】

森田宏樹「電子マネーの法的構成(1)～(5)」NBL 616・617・619・622・626号

【Gimigliano】

Gimigliano(ed.), BITCOIN AND MOBILE PAYMENTS (2016) [Palgrave Macmillan (Italy)]

堀 天子『実務解説 資金決済法〔第3版〕』（2017）[商事法務]

【参考書】

適宜、授業支援システムで配布または指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告担当回におけるレジュメの内容と討議への貢献度による平常点（100%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【その他の重要事項】

授業計画は受講者の研究テーマとの関係で、受講者の同意を得たうえで変更することもあります。

【担当教員の専門分野等】

- ・金融法
- ・有価証券法
- ・会社法

【Outline and objectives】

In this class, we will examine and overview the current state of enacted and case law on mobile payments in Japan; for example, electronic money, cryptocurrency, and deposit currency.

LAW500A1

商法特殊講義Ⅲ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の民事法特殊研究Ⅱとともに、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期はオンラインでの開講となる。各回の授業計画に変更がある場合には、学習支援システムでその都度提示する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第2回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第3回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第4回	先行研究の検討その1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第5回	先行研究の検討その2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第6回	先行研究の検討その3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第7回	先行研究の検討その4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第8回	先行研究の検討その5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第9回	判例研究その1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第10回	判例研究その2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第11回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第12回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第13回	判例研究その3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第14回	判例研究その4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

商法特殊講義Ⅳ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：博士後期「民事法特殊研究Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

倒産法特殊講義 I

倉部 真由美

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社法の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産と特別清算が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生と会社更生が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、清算型の一般法である破産法について概説する。

《目的》①破産法を全般的に理解し、破産法に関する研究を進めるための素地を作る。

②破産法を通じて倒産法全体に通ずる基本的な構造を理解し、民事再生法および会社更生法についても準備を整える。

③破産法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

【到達目標】

破産法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス／倒産処理制度の概要	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。倒産処理制度の概要について、授業担当者より解説する。
第2回	手続の開始	破産手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第3回	手続機関	破産手続に関わる主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第4回	破産財団／取戻権／財団債権	破産財団／取戻権／財団債権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第5回	破産財団をめぐる契約関係（1）双方未履行双務契約の基本	双方未履行双務契約の基本について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第6回	破産財団をめぐる契約関係（2）各種契約の処理	破産財団をめぐる各種契約の処理について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第7回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第8回	相殺権	相殺権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第9回	否認権（1）否認の対象の種類	否認権の対象の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第10回	否認権（2）否認権の行使とその効果	否認権の行使とその効果について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第11回	破産債権の届出・調査・確定	破産債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第12回	破産財団の管理・換価	破産財団の管理・換価について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第13回	配当／手続の終結	配当／手続の終結について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第14回	消費者の破産	消費者の破産について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版補訂版〕』（弘文堂、2015年）

【参考書】

松下淳一＝菱田雄輝編『倒産法判例百選〔第6版〕』（有斐閣、2021年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌64号（2018年3月）

【Outline and objectives】

This course focuses on Bankruptcy law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

倒産法特殊講義 II

倉部 真由美

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

《授業の概要》倒産法とは、倒産処理のプロセスについて定める法律の総称であり、倒産処理法と呼ばれることもある。倒産法に含まれる代表的なものには、破産法、会社の特別清算の部分、民事再生法、会社更生法がある。これらの法的倒産手続は、清算型と再建型に分類され、清算型の手続は、債務者の財産を換価することによって得られた換価金から債権者に平等に配当することを主たる目的としており、破産手続と特別清算手続が含まれる。再建型の手続は、債務者を再生・再建することにより将来の収益から債務者に弁済することを主たる目的としており、民事再生手続と会社更生手続が含まれる。

コースワーク科目である本講義では、再建型の一般法である民事再生法を対象とする。

《目的》①民事再生法を全般的に理解する。

②民事再生法に関するテーマについて、受講生各自が関心を持つ問題を探り上げ、文献及び判例を読み込み、分析する能力を身につける。

③破産法と民事再生法の相違点を理解することにより、倒産法を広く研究するための素地を作る。

【到達目標】

民事再生法の基本を理解した上で、毎回のテーマについて、報告担当者が関心を持つ問題を探り上げ、その問題に関する文献・判例を読み込み、整理をした上で、報告をする。報告担当ではない受講生も、問題意識を共有し、議論を展開する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告とこれを踏まえた質疑応答・ディスカッションを中心に進行する。報告担当者は、各テーマについて、重要な論点と判例を中心に報告する。受講生が提出した課題や授業外での質問については、授業中にとりあげて、コメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス／民事再生法立法の経緯と意義	本講義のガイダンスを実施し、報告担当を割り当てる。民事再生法立法の経緯と意義について、授業担当者が解説する。
第 2 回	手続の開始	手続の開始について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 3 回	手続機関	民事再生手続における主要な手続機関について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 4 回	再生債権の届出・調査・確定	再生債権の届出・調査・確定について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 5 回	同意再生・簡易再生	同意再生・簡易再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 6 回	再生債権以外の各種債権の種類	再生債権以外の各種債権の種類について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 7 回	財産の調査・確保	財産の調査・確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 8 回	否認権	否認権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 9 回	法人役員の責任追及	法人役員の責任追及について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 10 回	別除権	別除権について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 11 回	計画の立案・認可	計画の立案・認可について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 12 回	計画の履行確保	計画の履行確保について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 13 回	手続の終了	手続の終了について、報告と質疑応答・ディスカッション。
第 14 回	個人再生	個人再生について、報告と質疑応答・ディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

山本和彦ほか『倒産法概説〔第 2 版補訂版〕』（弘文堂、2015 年）

【参考書】

松下淳一・菱田雄郷編『倒産法判例百選〔第 6 版〕』（有斐閣、2021 年）

【成績評価の方法と基準】

報告の内容、授業中の質疑応答等の平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>倒産法

<研究テーマ>再建型倒産手続における担保権の処遇

<主要研究業績>

「民事再生手続における別除権協定の位置づけ」（日本民事訴訟法学会ミニシンポジウム「倒産法と優先順位」）民事訴訟雑誌 64 号（2018 年 3 月）

【Outline and objectives】

This course focuses on Civil Rehabilitation Act law in Japan. We will pick up specific issues and/or cases on each topic. Students are encouraged to select issues and/or cases according to your awareness of the problem.

LAW500A1

労働法特殊講義 I

藤本 茂

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

今日の労働関係はグローバル化のもと、日本型雇用慣行は変容し労働形態の多様化・個別化が加速化している。労働法理の妥当性は、法理のよって立つ日本の雇用慣行を踏まえなくてはならない。本講義は、既存の労働法の理解とその背景を後付けることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義を履修することによって、現在の労働法理を理解でき、それを他者に論理的に説明できる。換言すれば法的論理思考を意識し、説明できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

今年度もまた、新型コロナウイルスの影響が授業にも及んでいます。

授業の進め方は、ZOOMを使った授業になりますが、詳細は学習支援システムの「お知らせ」をご覧ください。そのために、「仮登録」は済ませてください。授業計画に列挙したテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりに法理の報告・議論をしつつ、その法理が形成された日本型雇用慣行を考える。

この授業は、法学研究科博士後期課程の社会法特殊研究 I との合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	日本の雇用慣行	3 つの特徴のうち長期安定雇用と年功制
第 3 回	企業別組合	日本の雇用慣行の特徴の 3 つ目である企業別組合
第 4 回	労働法の生成	近代市民社会の労働法
第 5 回	労働法の分野	集団的労使関係法の位置
第 6 回	労働基本権論	憲法 28 条の意義
第 7 回	労働組合の結成と組織強 制	団結とユニオンショップ
第 8 回	労働組合の活動	企業施設を利用しての組合活動
第 9 回	争議行為の正当性	争議の目的と手段・態様
第 10 回	争議行為と賃金	争議行為と賃金について
第 11 回	不当労働行為制度	制度の概要と不利益取扱
第 12 回	支配介入	不当労働行為たる支配介入
第 13 回	団体交渉	意義と不当労働行為たる団交拒否
第 14 回	労働協約	労働協約の締結と拡張適用

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

藤本茂・沼田雅之・山本圭子・細川良共著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所 2020）

【参考書】

テキスト内の参考文献のほか

金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法 I 〔第 4 版〕』（エイデル研究所 2019 最新版）

金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法 II 〔第 2 版〕』（エイデル研究所 2016）

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習箇所を明確にした。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。院生が所持していない場合は別途コピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法

〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law and will introduce students to Labor Relations Law and the Labor Contract Law. First, in the introduction to Labor Relations Law, students will study a general overview of Labor Unions Law and the Dispute Settlement System.

Labor Unions Act - Students will study the fundamental right to take part in Union, collective bargaining and trade dispute.

Second, in the Labor Contract Act portion of the course, students will study about the rules of adoption, transfer and dismissal.

LAW500A1

労働法特殊講義Ⅱ

藤本 茂

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

わが国労働関係は、グローバル化のもと、日本型雇用慣行を見直し労働形態の多様化・個別化を加速させている。雇用社会構造の変化とともに労使関係が変わり、労働法も変わる。労働法はどうあるべきかが問われる。そのためには既存の法理の根幹を問うことから始まる。

この授業は、労働法特殊講義Ⅰに続くコースワーク科目で、個別的労働関係法領域を取り扱う。

【到達目標】

現在の労働法理の理解を主眼とする。それを他者に論理的に説明できることを到達点とする。法的論理思考を意識し、説明できる能力を身につけることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業計画に列挙した労働法上のテーマには重要判例がある。院生が重要判例を手がかりとして法理の報告・発表をおこない議論をして、併せてその法理が形成された日本型雇用慣行を考えてもらう。

この授業は博士後期課程・社会法特殊研究Ⅱとの合併授業である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	個別的労働関係法総論
第2回	労働基準法	労働基準法の2つの特徴
第3回	労働契約法	労働契約の権利義務と原則
第4回	労働契約と就業規則	就業規則の法的性質
第5回	就業規則と労働条件変更	就業規則改訂による労働条件変更
第6回	個別的労働関係の形成	採用の自由、内定、試用
第7回	個別的労働関係の展開	人事異動の法理
第8回	個別的労働関係の終了	解雇法理について
第9回	賃金	賃金の法規制の意義と概要
第10回	労働時間規制の意義	法定労働時間の原則
第11回	労働時間の弾力的運用	裁量労働、適用除外と高度プロフェッショナル制度
第12回	労働時間の例外	時間外労働の規制
第13回	休憩・休日の意義	休憩、休日の意義と休日労働
第14回	休暇	年次有給休暇制度

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

藤本 茂・沼田雅之・山本圭子・細川 良共著『ファーストステップ労働法』（エイデル研究所 2020）

【参考書】

・テキスト内に参考文献を掲げている。そのほか、
・金子征史・藤本 茂・高野敏春・大場敏彦・山本圭子共著『基礎から学ぶ労働法Ⅰ【第4版】』（エイデル研究所 2019 最新版）
・金子征史編集代表『基礎から学ぶ労働法Ⅱ【第2版】』（エイデル研究所 2016）
・菅野和夫著『労働法【第12版】』（弘文堂 2019）

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

予習の方法を具体的に示した。

【学生が準備すべき機器他】

ノート・パソコンを使用してインターネット検索をしようと考えている。できないときはコピーするなど考える。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉労働法
〈研究テーマ〉アメリカ雇用平等法、雇用平等法、労働契約法、職業訓練・研修制度など

【Outline and objectives】

This course will focus on Japanese Labor Law, especially, will introduce students to Labor Standards Act.

First, the introduction to Labor Standards Act, students will study a general overview of the Act, fundamental labor rights and thinking of minimum working conditions based on the statutory.

Second, students will learn about legal regulations of terms and conditions of labor, mainly, wages, working time, overtime, off on weekends and holidays.

LAW500A1

社会保障法特殊講義 I

大原 利夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法の基礎的な知識を修得し、同法に関する諸問題、特に人口減少に関する諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生は、社会保障法の諸問題、特に人口減少に関する諸問題基礎的な事項を説明できる。

学生は、社会保障法の諸問題、特に人口減少に関する問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業はオンデマンド授業です。受講生は指定された文献を読み、レポートを作成し、提出します。

課題のフィードバックは、学習支援システムにおいて全体に対して行います。なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
1 回	ガイダンス	授業の内容、進め方、学習方法などについてシラバスに基づいて説明を行う。
2 回	人口減少の実態 1	都市部および地方の人口減少を扱う。
3 回	人口減少の実態 2	地域社会の崩壊等について実例を扱う。
4 回	社会の変容	人口減少と社会の変容について扱う。
5 回	社会的孤立	社会保障制度の基本構造と社会的孤立を扱う。
6 回	全世代型への転換	全世代型の社会保障を扱う。
7 回	人口減少の将来像 1	人口減少にともなう社会変化を扱う。
8 回	人口減少にともなう社会変化を扱う	人口減少に対する処方箋を扱う。
9 回	人口減少の将来像 2	人口減少にともなう社会変化をさらに掘り下げる。
10 回	人口減少にともなう社会変化を扱う	人口減少に対する処方箋についてさらに掘り下げる。
11 回	少子化の要因 1	少子化の要因について歴史を政策を振り返る。
12 回	少子化の要因 2	少子化の要因 1 の続きを扱う。
13 回	少子化からの脱却	少子化から脱却するための法政策について扱う。
14 回	まとめ	授業の補足と総括を行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しません。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014 年）

加藤 智章ほか『社会保障法 第 7 版』（有斐閣、2019 年）

井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007 年）

西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣、2005 年）

法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999 年）

【成績評価の方法と基準】

レポート（100 %）により評価します。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明します。

【その他の重要事項】

質問は、学習支援システム（メール）において随時、受け付けます。

【担当教員の専門分野等】

< 専門分野 > 社会保障法

< 研究テーマ > 権利擁護など

< 主要研究業績 >

「社会保障法における個別の情報提供義務について」法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

「障害児教育における『保育の必要性』について」ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015 年）

【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially decrease of population. The goal of this course is to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social security law.

LAW500A1

社会保障法特殊講義Ⅱ

大原 利夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目は、学生が社会保障法の基礎的な知識を修得し、社会保障法の諸問題、特に少子化の諸問題について学ぶことを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生は、社会保障法の諸問題、特に少子化に関する諸問題基礎的な事項を説明できる。

学生は、社会保障法の諸問題、特に少子化に関する問題を分析し、自己の見解を説得的に論じることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

この授業はオンデマンド授業です。受講生は指定された文献を読み、レポートを作成し、提出します。

課題のフィードバックは、学習支援システムにおいて全体に対して行います。なお、受講生の要望等によって適宜授業内容・方法を修正する場合があります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスおよび社会保障法総論	シラバスに基づいてガイダンスを行う。社会保障法の総論について説明する。
第2回	人口移動	少子化にともなう人口移動について扱う。
第3回	人口減少の将来像	人口減少の結果、将来生じる現象を扱う。
第4回	人口減少に耐えうる社会	人口減少の法政策における5つの視点を扱う。
第5回	都市の高齢化	東京圏の高齢化について扱う。
第6回	高齢化における医療と介護	全国各地の医療と介護について、先行事例を扱う。
第7回	高齢化先進国	高齢化先進国として何をなすべきか、自治体の法政策を扱う。
第8回	少子化の要因1	少子化が進んだ理由とフランスの取組を扱う。
第9回	少子化の法政策1	少子化に対する自治体の法政策と日本社会のすむべき方向を扱う。
第10回	少子化の要因2	少子化の要因とフランス、ドイツの対策を扱う。
第11回	少子化の法政策2	イギリス、スウェーデンを参考に、少子化の法政策を扱う。
第12回	少子化対策の失敗	少子化対策が失敗して理由などを扱う。
第13回	少子化の法政策	日本の価値意識から少子化の法政策を探る。
第14回	まとめ	授業の補足と総括を行う。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは使用しない。

【参考書】

菊池馨実『社会保障法』（有斐閣、2014年）
井上英夫・高野範城（編）『実務 社会保障法講義』（民事法研究会、2007年）
西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実（編）『社会保障法 Cases and Materials』（有斐閣）
加藤 智章ほか『社会保障法 第7版』（有斐閣、2019年）
西村健一郎『社会保障法』（有斐閣、2003年）
法務省訴訟局内社会保険関係訴訟実務研究会（編）『社会保険関係訴訟の実務』（三協法規、1999年）

【成績評価の方法と基準】

レポート（100%）により評価を行う。

【学生の意見等からの気づき】

基礎的な事項を丁寧に説明する。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会保障法
<研究テーマ> 権利擁護など
<主要研究業績>

『社会保障法における個別的情報提供義務について』法学志林 113 巻 3 号 115 頁（2016 年）

『障害児教育における『保育の必要性』について』ジュリスコンサルタス 24 号 9 頁（2016 年）

『今、私たちに差し迫る問題を考える』（共著、関東学院大学出版会、2015 年）

【Outline and objectives】

This course introduces the foundations and various problems of social security law, especially declining birth rates. The goal of this course is to obtain basic knowledge and problem-solving ability of social security law.

LAW500A1

教育法特殊講義 I

小泉 広子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。教育に関する裁判は、教育に対する法機能に応じて、教育の自由にかかわる「自主性擁護的教育裁判」、教育の外的条件整備を求める「条件整備的教育裁判」、子どもの人権侵害を争う「子どもの人権裁判」に分類できる。教育法特殊講義 I では、受講生の関心に留意しながら、子どもの人権裁判の分析を行い、教育法理論および法解釈の方法を修得する。

【到達目標】

- ①教育法学の基礎理論を理解する。
- ②教育法理論及び諸法の原理を用いながら、子どもの人権裁判の分析ができるようになる。
- ③法解釈を通じて、子どもの人権や教育にとってあるべき法のあり方を提示できるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は毎回担当を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでおくことを前提とする。

課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題（試験やレポート等）に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	教育法とは何か 法源、教育法の機能
第 2 回	子どもの人権裁判とは何か	子どもの人権裁判の歴史と概要
第 3 回	体罰と子どもの人権 (1)	水戸五中事件
第 4 回	体罰と子どもの人権 (2)	天草市小学生悪ふざけ体罰 PTSD 事件
第 5 回	体罰と子どもの人権 (3)	障害児体罰事件
第 6 回	生活指導と子どもの人権	道立高生インターネット書き込み事情 聴取自殺事件
第 7 回	部活動と子どもの人権	大阪市立桜宮高バスケットボール部体罰自殺事件
第 8 回	いじめと子どもの人権 (1)	いわき小川中いじめ自殺事件
第 9 回	いじめと子どもの人権 (2)	津久井町立中いじめ自殺事件
第 10 回	いじめと子どもの人権 (3)	兵庫県立高いじめ自殺事件
第 11 回	いじめと子どもの人権 (4)	学校の調査報告義務といじめ第三者調査委員会
第 12 回	校則と子どもの人権	校則裁判
第 13 回	学校教育措置と子どもの人権 (1)	尼崎市立校身障者入学不許可事件
第 14 回	学校教育措置と子どもの人権 (2)	神戸市立高専進級拒否・退学処分事件

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作ってくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめておく。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

教科書は特に指定しない。

【参考書】

市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂

雑誌『季刊教育法』エイデル研究所

『教育小六法』（学陽書房）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 点）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法学

<研究テーマ>

学校・福祉領域における子どもの権利

<主要研究業績>

「幼児教育・保育『無償化』の教育法的検討」日本教育法学会年報 49 号（2020 年 3 月）

【Outline and objectives】

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education.

In this course, students will analyze the cases concerning children's rights in school, while paying attention to the students' interests, and learn the methods of educational law theory and legal interpretation.

LAW500A1

教育法特殊講義 II

小泉 広子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

「教育法」とは、教育ないし教育制度に固有な法ないし法的なしくみをいい、「教育法学」とは、教育にとって望ましいそうした法のあり方を研究する分野である。この授業は、教育法学の形成に重要な影響を及ぼした基本判例を素材に、教育法の基本理念である子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権といった教育人権と、教育における国家の役割とその限界を学ぶコースワーク科目である。

【到達目標】

- ①教育人権にかかわる基本概念、すなわち、子どもの学習権、親の教育権、教師の教育権の内容と相互関係を理解することができる。
- ②教育人権に対応する、国家の役割とその限界を理解することができる。
- ③教育人権にかかわる判例を分析することができる。
- ④国際人権法における子どもの権利を理解することができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、毎回担当者を決めて、指定されたテキストまたは判例について、担当者が疑問点や問題点を指摘し、それについて、受講者全員で議論する形で進める。受講者全員が指定された教科書または判例の該当部分を事前学習として読んでおくことを前提とする。

課題等の提出・フィードバックは「学習支援システム」を通じて行う予定。その他、授業終了後や最終授業中に課題（試験やレポート等）に対して講評する予定。学生からの質問については、授業中、授業後または学習支援システムを通じて受け付ける。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	教育人権総論
第2回	教育と法（1）	①学校制度法定主義 ②教育目的・目標法定の意義と限界
第3回	教育と法（2）	③不当な支配の禁止
第4回	子どもの学習権（1）	子どもの学習権の権利性
第5回	子どもの学習権（2）	学校事故における過失責任主義の問題点
第6回	子どもの学習権（3）	学校教育措置と子ども生徒の市民的自由
第7回	子どもの学習権（4）	公教育の無償性
第8回	親の教育権（1）	親の教育権の概念
第9回	親の教育権（2）	親の宗教教育と公教育
第10回	教師の教育権（1）	教師の教育権の概念 教師の良心の自由
第11回	教師の教育権（2）	不適格教員と分限処分
第12回	教師の教育権（3）	日の丸・君が代裁判
第13回	教育人権と国家（1）	旭川学力テスト事件最高裁判決
第14回	教育人権と国家（2）	教育内容処分と学習指導要領

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告者は、各回のテーマに該当する文献または判例を読み、レジュメを作成してくる。

報告者以外の受講者についても、各回の文献または判例を読み、疑問点をまとめてくる。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

テキストは特に指定しない。

【参考書】

兼子仁『教育法（新版）』（有斐閣）
日本教育法学会編『教育法の現代的争点』（法律文化社）
堀尾輝久『人権としての教育』（岩波現代文庫）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100点）

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

教育法

<研究テーマ>

子どもの権利

<主要研究業績>

幼児教育・保育「無償化」の教育法的検討（日本教育法学会年報49号）2020年3月

【Outline and objectives】

"Educational law" refers to the law or legal mechanism inherent in education or the educational system, and "educational law" is the field of studying the ideal form of such law for education. Students will study on basic precedents that have had an important influence on the formation of the study of educational law and the basic concepts of educational human rights.

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅰ

佐野 文彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

受講生の研究テーマに応じて、刑法に関する論文等を読み解くことで、刑法理論に関する知識や、論文執筆の方法について学ぶコースワーク科目である。

【到達目標】

刑法に関する専門的論文について、その論理的構造を読み解くことができるようになるにとどまらず、同論文をもとに、自らの研究テーマに関する問題意識を深め、議論の展開を図ることができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

基本的にオンラインでの開講となる。

報告担当者が担当文献等について報告を行い、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う。

なお、授業計画は、受講生の関心や担当文献の難易度等に応じて、適宜変更する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業概要と目的について 問題関心についての意見交換
第2回	課題設定	研究計画・検討対象について
第3回	調査方法	検討にとって必要な調査方法について
第4回	論文①の検討	短めの論文の検討
第5回	論文②の検討	短めの論文の検討
第6回	論文③の検討	短めの論文の検討
第7回	論文④の検討	短めの論文の検討
第8回	学修内容についての確認	論文①～④の検討により学んだことの確認
第9回	モノグラフの問題意識についての検討	著名なモノグラフがどのように問題の所在を把握しているかを検討
第10回	モノグラフの日本法の分析についての検討	著名なモノグラフがどのように日本法の状況を把握していたかを検討
第11回	モノグラフの比較法分析についての検討	著名なモノグラフがどのように比較法対象を把握していたかを検討
第12回	モノグラフの私見部分についての検討	著名なモノグラフがどのように自説を展開していたかを検討
第13回	モノグラフの評価について	著名なモノグラフがその後どのように評価されていたかを検討
第14回	終わりに	本講義で学んだことの確認・今後の研究計画について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準としますが、担当回については準備時間が10時間程度まで増えることがあります。

【テキスト（教科書）】

第一回、第二回において設定したテキストについて、教員から適宜コピーを配布します。

【参考書】

報告の前後で指示します。

【成績評価の方法と基準】

報告 50%、議論 50%。

【学生の意見等からの気づき】

本年度授業担当者変更によりフィードバックできません。

【学生が準備すべき機器他】

基本的にオンラインでの開講となるため、PC等の設備が必要となる。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法
<研究テーマ> 責任能力、刑罰論
<主要研究業績> 学術データベース参照。

【Outline and objectives】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory.

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅱ

佐野 文彦

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法特殊講義Ⅰで形成した受講生の問題意識を前提に、刑法に関する重厚な論文を読むとともに、重要判例を中心に判例等も読み解くことで、自らの分析を理論・実践の両面から深めることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

刑法特殊講義Ⅰで身につけた知見をもとに、自らの検討テーマについて、日本法内在的な理論的観点から分析することができるようになるとともに、その実践的含意も踏まえた理論分析ができるようになることを目指す。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

状況によるが、現在のところはオンラインで開講することを予定している。

報告担当者が検討文献の内容を報告した上で、全体で議論するとともに、教員から学生の質問・報告等に対してフィードバック等を行う

なお、以下の授業計画は、受講生の関心あるテーマや検討文献の難易度等に応じて、適宜変更することがある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	講義の概要と目的 問題関心についての共有
第2回	比較法についての前提知識	比較法をするにあたっての前提となる知識を確認
第3回	比較法の視座について	受講生の研究テーマに応じた視座の設定
第4回	著名なモノグラフの前半の内容の確認及び検討	短めのモノグラフの前半部分を読み、その問題や検討手法の設定について検討
第5回	著名なモノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、比較法等の用い方や自説の展開について確認
第6回	著名なモノグラフの意義・位置づけについての検討	同モノグラフの意義について検討
第7回	重要判例1についての構造の検討	重要判例1について読み解き、論理的構造を把握
第8回	重要判例1についての意義の検討	重要判例1について、評釈等ももとに、その意義を検討
第9回	重要判例2についての構造の検討	重要判例2について読み解き、論理的構造を把握
第10回	重要判例2についての意義の検討	重要判例2について、評釈等ももとに、その意義を検討
第11回	近時の裁判例1についての検討	近時の裁判例1について、その意義を検討
第12回	近時の裁判例2についての検討	近時の裁判例2について、その意義を検討
第13回	検討テーマに関する裁判実務について論じた文献の検討	検討テーマに関する実務家の論稿を読み、実践的問題について検討
第14回	終わりに	これまでの議論のまとめ 今後の研究計画について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

準備学習には2時間程度かかるものから、10時間以上かかるものもある。復習は、次回の報告の準備学習の中で行えば足りる。

【テキスト（教科書）】

第1,2回で選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告 50%、議論 50%。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

オンラインでの開講となる場合に備え、PC等の設備が必要となる。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 刑法
 ＜研究テーマ＞ 責任能力、刑罰論
 ＜主要研究業績＞ 学術研究データベース参照。

【Outline and objectives】

This course is designed to introduce students to the advanced understanding of criminal law theory and practice.

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅲ

佐藤 輝幸

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文を比較的短めのものから徐々に重厚なものまで精読し、その分野に関する知識を得ると共に、著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などを深く分析することにより、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えを身につけることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第2回	近時の祝賀論文集所収の論文①の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第3回	近時の祝賀論文集所収の論文②の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第4回	近時の祝賀論文集所収の論文③の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練
第5回	論文④（論文⑤から批判を受けた論文）の問題意識の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった100頁程度の文献の問題意識の検討
第6回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	刑法学における論争の発端となった文献の自説の内容の検討
第7回	論文④に批判的な論文⑤の問題意識及び先行研究の検討部分の内容の確認及び検討	論文④を受けて、論争を進展させた文献の問題意識の検討
第8回	同論文の自説部分の内容の確認及び検討	論争における反対説の内容の検討
第9回	検討論文④及び⑤の論争の意義、位置付け及びその後の影響の検討	論争となった2つの文献を読んだ上での位置付け及び影響の検討
第10回	著名なモノグラフの比較法部分の内容の確認及び検討	300頁程度の著名なモノグラフの問題意識と比較法調査の方法の検討
第11回	同モノグラフの日本法の分析部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの我が国の判例・学説の調査・検討方法の分析
第12回	同モノグラフの自説部分の内容の確認及び検討	同モノグラフの自説部分の内容の検討
第13回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造や歴史的意義の検討
第14回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけであれば、各回 15 分～1 時間程度で終わるであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は 10 時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

検討文献に関する理解及び調査 50 %，議論への寄与 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯, 社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline and objectives】

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

LAW500A1

刑法特殊講義Ⅳ

佐藤 輝幸

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

刑法に関する専門的論文について、より高度かつ重厚な文献を中心に講読し、その分野に関する知識を得ると共に、刑法特殊講義Ⅰで身につけた著者の問題意識の形成、検討対象の選定・分析及び自説の説得的な論じ方などの分析をより深め、自らの論文執筆に向けた方法論及び心構えをさらに明確化し、将来の研究生活におけるテーマへの取り組み方をも考えることを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

単に検討文献の内容を理解するだけでなく、筆者の思考過程、執筆当時の問題状況や時代背景及びその後の判例・学説への影響等を含め、検討文献の意義及び位置付けを検討することにより、論文を執筆する上での方法論及び留意点、自分の中での良い論文のイメージの構築など、自らの論文執筆のための示唆を得ることも目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

あらかじめ決めた担当者が検討文献の内容を報告した後、全員で議論を行う。

なお、以下の授業計画は、受講者の関心のあるテーマ、検討文献の難易度、長短及び受講者のレベル等に応じて、順序や当該文献に割り当てる授業回数などを変更することがある。

質問に対しては、授業内またはオフィスアワーで対応する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	受講者同士の研究関心の共有、検討文献の選定など
第 2 回	近時の祝賀論文集所収の論文の内容の確認及び検討	比較的短い論文を検討することによる論文を読む訓練（刑法特殊講義Ⅰの復習）
第 3 回	著名なモノグラフの前半の内容の確認及び検討	比較的短めの著名なモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容の検討
第 4 回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第 5 回	同モノグラフの意義、位置付け及びその後の影響の検討	著名なモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造及び歴史的意義の検討
第 6 回	近時のモノグラフの前半の内容の確認及び検討	近時のモノグラフの前半部分を読み、問題意識及び調査内容について、古典的なモノグラフとの違いの検討
第 7 回	同モノグラフの後半の内容の確認及び検討	同モノグラフの後半部分を読み、調査内容及び自説の展開の検討
第 8 回	同モノグラフの意義、位置付けの検討	近時のモノグラフを通読した上で、その全体の意義・構造及び新規性の検討
第 9 回	著名な刑法学者の論文集の中から、レビュー論文の比較法部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文について、その問題意識と比較法の研究方法的な検討
第 10 回	同論文の日本法及び自説部分の内容の確認及び検討	著名な刑法学者の最初の論文における日本法の研究方法及び自説の検討
第 11 回	同論文集の中から、レビュー論文以降の同テーマに関する論文の検討	著名な刑法学者のレビュー論文の研究内容の発展のさせ方の検討
第 12 回	同論文集の中から、レビュー論文とは異なるテーマに関する論文の検討	著名な刑法学者がどのように第 2 のテーマを選定し、研究したかを検討
第 13 回	論文集の著者の研究の全体像の検討	論文集の著者の生涯の中でのそれぞれの論文の位置付け、関心の移り変わりなどの議論
第 14 回	授業の終わりに	これまでの議論のまとめと論文執筆に向けた生かし方のための助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

担当者は検討文献について、内容だけでなく、背景等も踏まえて調査し、報告する。担当者以外の者は、事前に検討文献を読んで、疑問点などを整理しておく。

検討文献を読むだけであれば、各回 15 分～1 時間程度で終わるであろう（日本語を母語とする者の場合）。報告者は、さらに調査および報告の作成が必要であるが、これを一概に時間で示すことはできない。テーマによっては、最初は 10 時間以上かかってもおかしくはない。研究者としてのスキルを修得していくことにより、徐々に効率化していくであろう。

【テキスト（教科書）】

ガイダンスで選定した文献のコピーを配布する。

【参考書】

検討文献に応じて、報告の前後で指示する。

【成績評価の方法と基準】

検討文献に関する理解及び調査 50 %，議論への寄与 50 %。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑法

<研究テーマ> 危険犯、社会的法益

<主要研究業績> 学術研究データベースを参照のこと

【Outline and objectives】

We read papers and theses about criminal law in order to learn the method of writing thesis.

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義 I

田中 開

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての基本的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形を進める。質問等があれば、授業内であると否とを問わず受け付けます。新型コロナウイルスの影響で、対面での授業はできません。Zoom で行う予定です。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第 2 回	法定手続の保障と適正手続	憲法 31 条の法定手続の保障と適正手続（デュー・プロセス）との関係
第 3 回	捜査の基本原則	強制処分法定主義と令状主義
第 4 回	強制捜査と任意捜査 1	強制捜査と任意捜査の区別
第 5 回	強制捜査と任意捜査 2	任意捜査の許容限度
第 6 回	行政手続と刑事手続	行政手続・刑事手続と憲法の保障
第 7 回	行政警察活動と捜査活動	職務質問、所持品検査と捜査の関係などにつき検討する
第 8 回	写真撮影	捜査のためにする写真撮影とビデオ録画・録音
第 9 回	電気通信の傍受	通信傍受法の改正
第 10 回	G P S 捜査	2017 年 3 月 15 日の大法廷判決を中心に検討する
第 11 回	監視型捜査	いわゆる監視型捜査の問題点
第 12 回	ビッグデータと捜査	いわゆるビッグデータと捜査のあり方
第 13 回	インターネットと犯罪捜査	インターネットを利用した犯罪とその捜査の諸問題
第 14 回	刑事法の域外適用	刑法の域外適用と犯罪捜査のあり方

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告・討論の状況により評価する（平常点 100 %）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑事訴訟法

【Outline and objectives】

Lecture

Basic skills for academic researcher of criminal procedure

LAW500A1

刑事訴訟法特殊講義Ⅱ

田中 開

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

参加学生が、各自の研究課題や興味を持っている問題につき、報告し、参加者と討論する形で行う。刑事訴訟法の研究者としての（刑事訴訟法特殊講義Ⅰよりも一歩進んだ）専門的な知識とスキルを習得することを目的とするコースワーク科目である。

【到達目標】

学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、報告し、参加者と討論することを通じて、自らの考えを深めることにより、各自の研究を進め、最終的には、一定レベル以上の論文作成が可能となることを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

参加学生が、各自の研究課題、あるいは興味を持っている諸問題につき、調査・検討の上、報告し、参加者で討論する形に進める。質問等があれば、授業内であると否とを問わず受け付けます。

新型コロナウイルスの関係で、対面授業はできません。Zoomで行う予定です。今後の状況次第では、対面授業に切り替える可能性もあります。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	各回の報告テーマおよび報告担当者につき決定する
第2回	所持品検査	所持品検査と捜索・強制手段につき検討する
第3回	捜索・差押え1	逮捕に伴う捜索・差押えの諸問題
第4回	捜索・差押え2	捜索・差押えに付随する処分と「必要な処分」
第5回	捜索・差押え3	携帯電話等の差押え
第6回	検証	検証の性質を有する処分と強制処分法定主義、令状主義
第7回	電磁的記録の取得・保全	電磁的記録の取得・保全をめぐる諸問題
第8回	身体検査	身体検査をめぐる諸問題
第9回	接見交通	接見交通をめぐる最近の問題状況
第10回	公判前整理	公判前整理手続をめぐる諸問題
第11回	裁判員裁判	裁判員裁判をめぐる諸問題
第12回	取調べの録音・録画	取調べの録音・録画につき検討する
第13回	合意制度	合意制度につき考察する
第14回	刑事免責	刑事免責につき考察する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【参考書】

各自の報告課題に応じて、その都度、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告・討論の状況により評価する（平常点100%）。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 刑事訴訟法

【Outline and objectives】

Lecture

Basic skills for academic researcher of criminal procedure

LAW600A1

法制史論文指導Ⅲ

川口 由彦

備考（履修条件等）：法制史論文指導Ⅰと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

テーマ設定のための文献研究についての報告と指導。10点の文献を定め、それを元にテーマ検討を進める。ただし、受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある。

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	今後の進め方の確認
第2回	テーマ設定のための文献説明	10点の文献（No.1～10）についての説明と議論
第3回	文献報告①	文献 No.1 についての報告と議論
第4回	文献報告②	文献 No.2 についての報告と議論
第5回	文献報告③	文献 No.3 についての報告と議論
第6回	文献報告④	文献 No.4 についての報告と議論
第7回	文献報告⑤	文献 No.5 についての報告と議論
第8回	文献5点の比較報告	文献 No.1～5 の相互の関係についての報告と議論
第9回	文献報告⑥	文献 No.6 についての報告と議論
第10回	文献報告⑦	文献 No.7 についての報告と議論
第11回	文献報告⑧	文献 No.8 についての報告と議論
第12回	文献報告⑨	文献 No.9 についての報告と議論
第13回	文献報告⑩	文献 No.10 についての報告と議論
第14回	文献10点の比較報告	文献 No.1～10 の相互の関係についての報告と議論。 夏季休暇中のテーマ設定についての報告と助言。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点100%

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史

<研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究

<主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」

（東京大学出版会）

編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

法制史論文指導Ⅳ

川口 由彦

備考（履修条件等）：法制史論文指導Ⅱと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

日本法制史専攻の大学院生による修士論文作成を指導する。この授業によって、論文のテーマ設定が可能となる。

【到達目標】

修士課程第2学年に進んで、論文作成を一定のテーマの下に具体的に進めることが出来るようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

3つのテーマ候補を選び、それぞれを詳細に検討して最終的に1つのテーマを設定する。受講生の論文執筆の進捗状況により、下記授業計画は変更となる場合がある

講義では、単元が終わる都度、質問を募り、それに回答する。また、授業支援システム上でも質問を募り、講義時間内に回答する。また、最終授業で、質問内容を含めた履修者の授業理解について講評を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文テーマの報告	修士論文のテーマ候補①～③の報告
第2回	テーマ候補①の報告	報告と議論・助言
第3回	テーマ候補①の先行研究調査	先行研究の内容の報告と議論
第4回	テーマ候補①の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第5回	テーマ候補②の報告	報告と議論・助言
第6回	テーマ候補②の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第7回	テーマ候補②の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第8回	テーマ候補③の報告	報告と議論・助言
第9回	テーマ候補③の先行研究の調査	先行研究の内容の報告と議論
第10回	テーマ候補③の先行研究の再調査	再調査内容の報告と議論
第11回	隣接テーマに関する報告	各テーマに隣接する研究についての報告と議論
第12回	テーマの最終決定①	3テーマの比較検討と論文作成の可能性についての報告と議論
第13回	テーマの最終決定②	テーマ最終決定に関する報告と議論
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ。論文作成スケジュールの確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

図書館等での調査。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

使用しない

【参考書】

指定しない

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

学生によって歴史知識の有無がかなり異なることがわかってきたので、この点に留意したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 日本法制史
 <研究テーマ> 土地所有権、調停制度、判決執行システムの法史学的研究
 <主要研究業績> 著書「近代日本の土地法観念」（東京大学出版会）
 編著「調停の近代」（勁草書房）

【Outline and objectives】

This class is for a graduate student majoring in the Japanese legal history to make a master's thesis.

Students can set the theme of the article by this class.

LAW500A1

憲法演習 I

國分 典子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この演習では、近代立憲主義のアジアにおける受容の問題を念頭に、東アジアの憲法の特徴を考えます。東アジアの立憲主義が歴史的にどのような形成されたか、また国際社会のなかで東アジア地域の憲法がどのような特徴をもつものと考えられるかを比較法的視点をもって分析、理解するとともに立憲主義の意味をアジアの視点から考え直すことを目標とします。

【到達目標】

日本および近隣地域である東アジア地域の憲法上の問題を学ぶことによって、それぞれの憲法体制の特徴を把握するとともに、それがこの地域の抱える特有の法的および政治的問題とどのように関係しているかを理解することができるようになることを目標とします。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

東アジア地域の今日の憲法状況、特に違憲審査制に関する資料を読みながら、近代国家形成から今日のアジア地域の現状に至る変化に触れると同時に、東アジア地域の各憲法とその下での統治機構の特徴を考察します。但し、少人数の演習形式の授業なので、参加者の関心によっては扱うテーマを変更することがあります。参加者と資料の内容について議論しながら、参加者の疑問点等についてはその都度、適宜解説し、フィードバックしてゆくようにします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	参加者の関心分野も聞いた上で、授業の進め方を確認する。
第2回	東アジアの近代国家形成と法	日本を含めた東アジア地域の近代化のなかでの立憲主義の発展について考える。
第3回	日本における違憲審査制（1）	日本の違憲審査制の制度的特徴を考える。
第4回	日本における違憲審査制（2）	日本の違憲審査制の運用状況を考える。
第5回	台湾の歴史と憲法	台湾の憲法の歴史的背景を考える。
第6回	台湾の司法	台湾の司法院の位置づけを考える。
第7回	台湾の違憲審査制	台湾の大法官の役割と違憲審査のあり方を考える。
第8回	韓国の歴史と憲法	韓国憲法の歴史的背景を概観する。
第9回	韓国の違憲審査制（1）	韓国の違憲審査制の特徴を考える。
第10回	韓国の違憲審査制（2）	韓国憲法裁判所の活動状況を考える。
第11回	中国憲法の形成過程	中華人民共和国の形成過程から中国憲法の特徴を考える。
第12回	中国憲法の特徴と違憲審査	社会主義圏における違憲審査の可能性を考える。
第13回	台湾における憲法判断の状況	最近の大法官解釈を考察する。
第14回	韓国における憲法判断の状況	最近の韓国憲法裁判所判例を考察する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

日本の憲法についての基礎知識についても復習しつつ、台湾、韓国などの社会動向に関心をもって授業に参加するようにします。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

中国や韓国の憲法条文を参照するために：

初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集』第5版三省堂 2020年などの憲法集を各自用意してください（図書館等で本講義で扱う国の憲法をコピーするのも結構です）。韓国と台湾の憲法は、ネット上でも見ることができるので、これについては授業の初日に説明します。中国憲法の2018年改正後の最新版の翻訳が出ているのは、おそらく前記の三省堂の憲法集のみではないかと思われます。

【参考書】

各回に扱う文献は初回で決めますが、東アジア関係の基本的な法状況を紹介したものとして以下のものを挙げておきます。

蔡秀卿・王泰升編『台湾法入門』（法律文化社、2016年）、尹龍澤ほか編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）、鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）、稲正樹・孝忠延夫・國分典子編『アジアの憲法入門』（日本評論社、2010年）など

【成績評価の方法と基準】

平常点（授業のための準備ができているか、授業において積極的な発言をしているか、等）で評価します（100%）。参加人数が多い場合には、各回レポートをレポートを報告してもらい、それを平常点に加えることがあります。

【学生の意見等からの気づき】

参加者の問題関心を汲み取って説明する必要があると感じています。

【学生が準備すべき機器他】

リアルタイムのオンライン授業になる可能性がありますので、インターネットの使える環境を準備頂ければと思います。

【Outline and objectives】

This seminar will focus on the constitutional problems of East Asian country from the comparative point of view.

LAW500A1

憲法演習Ⅱ

國分 典子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、統治機構の論点について、比較憲法的視点も含めて検討し、日本の統治機構の特徴と問題点を理解することを目的とするセミナーです。

【到達目標】

諸外国の統治機構のあり方について一定の知識を持った上で日本の統治機構を比較法的に位置づけることができるようになることを目指します。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

人数によりますが、レポーターがテーマについてレジュメを準備し、報告をしたのち、参加者全員で論点を検討してゆくことを予定しています。参加者からの疑問点や各回の論点については、授業の最後に講評の形でフィードバックを行います。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンスと序論	授業の進め方と本授業の意味について理解する
第2回	主権	主権論について考える
第3回	代表の概念	国民代表の史的理解について考える
第4回	政党の位置づけ	政党について憲法の観点から考える
第5回	議院内閣制	国会と内閣の関係について考える
第6回	法律事項	法律事項の範囲について考える
第7回	行政権の概念	「行政権」についての学説の展開を考える
第8回	司法権の概念	司法とは何かを考える
第9回	違憲審査制	日本の違憲審査制の問題点を考える
第10回	憲法裁判所制度	諸外国の憲法裁判所制度を考える
第11回	立法行為の違憲審査	立法の不作為の違憲審査について考える
第12回	地方自治の本旨	地方自治の憲法上の論点を考える
第13回	憲法とは何か	立憲主義と民主主義の観点から憲法とは何かを考える
第14回	全体のまとめ	全体を振り返り、統治機構の論点および日本の統治機構の比較法的特徴を考える

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回扱う論点について、参加者それぞれが事前にテキストを読み、準備してください。また授業後、論点についての関連論文等を読む等して、理解を深めるようにしてください。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

山本龍彦・横大道聡編『憲法の現在地』（日本評論社、2020年）

（なお詳しい授業の内容については、参加者の関心分野も聞いた上で決めますので、テキスト購入は、初回の話し合いの後で結構です。）

【参考書】

授業の中で適宜指示します。

【成績評価の方法と基準】

レポーターとしての報告50%、議論への積極的参加度50%で評価します。但し、参加者の人数が少ない場合には、レポーター形式をとらず、輪読形式で行います。その場合には、授業に対する準備と授業への積極的参加度を総合的に評価して平常点で評価します。

【学生の意見等からの気づき】

学生数の少ないことを勘案し、参加者の希望・研究目標に合った形での授業を進める必要があると考えている。そのため学生のニーズによっては授業内容を変更することも考慮します。

【学生が準備すべき機器他】

報告者はレジュメを用意すること。またリアルタイムのオンライン授業となる可能性がありますので、インターネットで参加できる準備をしておいて頂ければと思います。

【その他の重要事項】

他専攻の学生も受講可。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法、韓国法

<研究テーマ>

日韓比較憲法史、韓国の違憲審査制度

<主要研究業績>

『近代東アジア世界と憲法思想』（慶應義塾大学出版会、2012年）

『韓国の「広義」の憲法改正と憲法裁判所』駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』（弘文堂、2016年）

共編『コリアの法と社会』（日本評論社、2020年）

【Outline and objectives】

This seminar will focus on the issues of government institutions in terms of comparative perspectives constitution.

LAW500A1

行政法演習 I

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法学の基本的な文献を検討すること（文献研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典が存在しないため、その体系そのものは学説によって構築されている。このため、論者によって行政法体系の認識に相違がある。この点を踏まえながら、行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題について検討することとする。

この授業の受講者は、文献研究を通して、行政法学の基礎理論に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論をより深く理解する。
- ②行政法に関する文献を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を把握する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学の基礎理論 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（1）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（2）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（3）	営造物管理責任

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、

③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline and objectives】

In this course, we will read some academic articles about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which article do we read will be decided by consultation between students and teacher. The articles have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.

LAW500A1

行政法演習Ⅱ

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法の判例を研究すること（判例研究）を課題とする。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行うが、取り扱うテーマ・内容は、下の授業計画に示すとおりとする。

行政法には一般法典がないため、法秩序として行政法を把握しようとするとき、拘束力ある先例という意味での判例（＝最高裁判例）が果たす役割は非常に大きい。判例が行政法体系に及ぼす影響を及ぼすのかという視点を含めて、検討していきたい。

この授業の受講者は、判例研究を通して、行政法に対する理解を深めると同時に、行政法の研究手法を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の法理をより深く理解する。
- ②行政法に関する判例を読み、問題点などを分析できるようになる。
- ③行政法の判例が行政法体系に及ぼす影響について理解する。
- ④行政法の研究手法を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 01 回	ガイダンス	行政法学における判例の意義 行政法の研究手法
第 02 回	行政法の基本原理（1）	法律による行政の原理
第 03 回	行政法の基本原理（2）	比例原則
第 04 回	行政組織法（1）	行政主体
第 05 回	行政組織法（2）	行政機関
第 06 回	行政作用法（1）	行政立法
第 07 回	行政作用法（2）	行政行為
第 08 回	行政作用法（3）	行政契約
第 09 回	行政救済法（1）	処分性
第 10 回	行政救済法（2）	取消訴訟の原告適格
第 11 回	行政救済法（3）	差止訴訟
第 12 回	行政救済法（4）	確認訴訟
第 13 回	行政救済法（5）	公権力行使責任
第 14 回	行政救済法（6）	営造物管理責任

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、授業で取り扱う文献を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な教科書を精読してくる。

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

使用しない。

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（Ⅰ～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（上・下）（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 行政法

＜研究テーマ＞ ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

＜主要研究業績＞

①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社

③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

In this course, we will read some Japanese Supreme Court's decisions about Administrative Law. The purpose is that students lesson to get basic knowledges and research methods of Administrative Law. Which decision do we read will be decided by consultation between students and teacher. The decisions have to be what students are interested in or what are related to students' resarch themes.

LAW600A1

憲法論文指導 I

建石 真公子

備考（履修条件等）：憲法論文指導Ⅲと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第2回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第3回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する。電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第4回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第5回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第6回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第7回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第8回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第9回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第10回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第11回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第12回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第13回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第14回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加（50%）。

レポート提出（50%）。

【学生の意見等からの気づき】

まだありません。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

自分で考えること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

・建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）～（11）（連載継続中）時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』信山社、2019年。建石真公子「フランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告I『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斎藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law

LAW600A1

憲法論文指導Ⅱ

建石 真公子

備考（履修条件等）：憲法論文指導Ⅳと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の法的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。

【到達目標】

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。
論文で学んだことをレポートで提出する。
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の双方を適宜実施する。
提出されたレポートに関しては、評価する点、問題点等を、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでも連絡してください。
参加者の質疑（ディスカッション）を重視します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第2回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第3回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第4回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第5回	人権の保障方法について理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第6回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第7回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（2）	行政裁量と違憲審査
第8回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第9回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第10回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第11回	人権の保障方法について理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第12回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第13回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第14回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。
授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。
本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業への参加（50%）
レポートの提出（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法
<研究テーマ>
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
<主要研究業績>

建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）～（11）（連載継続中）時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告Ⅱ』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅰ
『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

LAW600A1

憲法論文指導Ⅱ

建石 真公子

備考（履修条件等）：憲法論文指導Ⅰと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した修士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の考察結果を引きだし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第2回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索のし方についても学ぶ。
第3回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する。電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第4回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第5回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第6回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第7回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第8回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第9回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第10回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第11回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第12回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第13回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。
第14回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（5）人権課題についてフィールドワーク	実際に社会において人権がどのような問題なのかを現場で理解する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加（50%）。
レポート提出（50%）。

【学生の意見等からの気づき】

まだありません。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

自分で考えること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

・建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）～（11）（連載継続中）時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年。建石真公子「フランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告Ⅱ』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンボジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅰ『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Learn about the construction of a logical division of law

LAW600A1

憲法論文指導Ⅳ

建石 真公子

備考（履修条件等）：憲法論文指導Ⅱと合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文の法的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。

【到達目標】

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した修士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。
論文で学んだことをレポートで提出する。
状況に応じて、オンライン授業、対面授業の双方を適宜実施する。
提出されたレポートに関しては、評価する点、問題点等を、口頭で、あるいは文章でフィードバックします。質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでも連絡してください。
参加者の質疑（ディスカッション）を重視します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第2回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第3回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第4回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第5回	人権の保障方法について理解する－裁判（2）	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する
第6回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第7回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（2）	行政裁量と違憲審査
第8回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（3）	立法裁量と違憲審査
第9回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟（4）	違憲審査制の現状と限界
第10回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第11回	人権の保障方法について理解する－人権条約（2）	人権条約の適用の課題を理解する
第12回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第13回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第14回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。
授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。
本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業への参加（50%）
レポートの提出（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法
<研究テーマ>
憲法と人権条約の関係
フランス憲法とヨーロッパ人権条約
人格権と身体にかかわる自己決定
<主要研究業績>

建石真公子「生命への介入、その法的課題（1）～（11）（連載継続中）時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告Ⅱ』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅰ
『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Understand what a master's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

LAW600A1

行政法論文指導Ⅱ

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程2年次生の春学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者の研究テーマに即した資料（修士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、修士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに修士論文の概略（目次・素材・結論等）を確定することが期待される。

【到達目標】

- ①修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③修士論文の概略を決定する。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文のテーマと進捗状況の確認	修士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第2回	修士論文のテーマの明確化	修士論文で論じべき課題を明確にする。
第3回	修士論文の概略の検討	修士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第4回	素材の検討（1）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（2）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（3）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（4）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（5）	修士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	修士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、修士論文の概略が適切なものか再検討する。
第10回	詳細レジュメの作成に向けて	修士論文の執筆に必要な詳細レジュメの作成について知る。
第11回	引用資料の検討（1）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第12回	引用資料の検討（2）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第13回	引用資料の検討（3）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。
第14回	引用資料の検討（4）	修士論文に引用する資料を確定し、これを自身の論理のなかに位置づけ、評価を加える。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局

③『コメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 3d semester will have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to decide the theme of his/her master's thesis in the 2nd semester, if at all possible. In this course, the student will learn what he/she has to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. Through this process, the student will make an outline of the thesis.

LAW600A1

行政法論文指導Ⅱ

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、修士論文の執筆に向けた指導を行うための科目である。具体的には、修士課程2年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して、修士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2)受講者が修士論文で取り上げる資料(判例・裁判例、文献、その他の資料)を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになることを目的とする。

この授業の受講者は、修士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、遅くとも修士論文の提出期限までに修士論文を執筆し完成させることが期待される。

【到達目標】

- ①修士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③修士論文を執筆する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文の詳細レジュメ 第二次案の検討	修士論文の詳細レジュメの第二次案を検討することを通して、進捗状況を確認し、秋学期の課題を明らかにする。
第2回	引用資料の検討(1)	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第3回	引用資料の検討(2)	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第4回	引用資料の検討(3)	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第5回	引用資料の検討(4)	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第6回	引用資料の検討(5)	詳細レジュメで修士論文に引用することが予定されている資料に対する各自の評価が適切かどうか検討する。
第7回	詳細レジュメ第三次案の 検討	引用資料の検討で得られた成果をもとに、受講者が詳細レジュメ第三次案を作成し、これを検討する。
第8回	詳細レジュメの確定	少なくとも目次と引用資料を決定し、詳細レジュメを確定する。
第9回	論文の一部を執筆してみる(1)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。
第10回	論文の一部を執筆してみる(2)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じて、前回執筆分の修正も行う。
第11回	論文の一部を執筆してみる(3)	詳細レジュメをもとに、論文の一部を執筆し、これを検討する。必要に応じて、前回、前々回執筆分の修正も行う。
第12回	論文についての質疑応答(1)	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第13回	論文についての質疑応答(2)	論文執筆上生じた疑問点を解決する。
第14回	論文の推敲	概ね書き上がった修士論文の原稿を推敲し、修正点などを検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、修士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、修士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各15時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点(100%)による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、修士課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版社、

③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 4th semester will have research guidance by research supervisors. A student in course of master's degree has to make an outline of his/her master's thesis in the 3rd semester, if at all possible. In this class, the student will learn to know what he/she has to do to write the thesis, and read some academic articles or cases about the theme with the supervisor. While receiving supervisor's guidance in this course, the student will write the thesis.

LAW500A1

民法演習 I

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2021年度は、契約責任に関わる新債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げることを予定しているが、具体的には受講生と相談して決定する。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主にアメリカ法と日本法を素材に一」。

【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。

※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2021年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	Part. I アメリカの医療過誤法の基礎的学習； 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, I の講読と議論
第3回	① 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, II の講読と議論
第4回	② 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.1, III の講読と議論
第5回	③ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較——過失の基礎理論
第6回	④ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, I の講読と議論
第7回	⑤ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, A の講読と議論
第8回	⑥ 専門医の医療水準の立証	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.2, II, B の講読と議論
第9回	⑦ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較①——判例
第10回	⑧ 専門医の医療水準の立証	日本法との比較②——学説
第11回	⑨ 故意不法行為を構成する医療過誤①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, I の講読と議論
第12回	故意不法行為を構成する医療過誤②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, II の講読と議論
第13回	故意不法行為を構成する医療過誤③	日本法との比較——判例・学説
第14回	故意不法行為を構成する医療過誤④	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.3, III の講読と議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指定された文献を事前に読み、必要に応じて関連文献を参照する。

授業内で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【その他の重要事項】

民法演習Ⅱと内容が連携するので、Ⅰ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤「[損害賠償法の理論]と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW500A1

民法演習Ⅱ

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

欧米文献を比較素材として、民法財産法上の基幹的な制度を検討することを目的とするリサーチワーク科目である。

2021年度は、契約責任に関わる新債権法（基本方針・中間試案・改正法案のプロセスを含め）を検討対象としてとり上げる予定。

※参考までに過去のテーマから一例をあげると、「医療過誤法の比較法研究—主にアメリカ法と日本法を素材に—」。

【到達目標】

- ①民法の基本的概念を正確に理解し、実際の紛争解決モデルとして応用する力を身につけること。
- ②現行民法の下敷きとなった外国法モデルについて正確な理解を得ることにより、現行法を批判的に分析する視角を修得すること。
- ③債権法改正における契約責任の構造と問題点を理解すること。
- ④欧米文献を原語（当面は英語）で読解することができること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、文献の講読、受講者による報告、全員での討論によって行う。

詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。※参考までに、過去の授業計画を下記に挙げるが、2021年度は日本民法の制度論を中心に進行し、理解に必要な範囲で、外国法をとりあげる予定である。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明 授業に必要な資料・スキルの解説
第2回	必要情報を踏まえての自己決定——インフォームド・コンセント①	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, I の講読と議論
第3回	インフォームド・コンセント②	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, II の講読と議論
第4回	インフォームド・コンセント③	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, III の講読と議論
第5回	インフォームド・コンセント④	日本法との比較——わが国におけるインフォームド・コンセント法理の展開
第6回	インフォームド・コンセント⑤	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, IV の講読と議論
第7回	インフォームド・コンセント⑥	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.4, V の講読と議論
第8回	インフォームド・コンセント⑦	日本法との比較——説明義務に関する判例
第9回	医療過誤の日米比較に関する報告①	学生による発表と議論①
第10回	因果関係と損害発生	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, I の講読と議論
第11回	賠償されるべき損害の範囲	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, II の講読と議論
第12回	金銭評価	Boumil & Elias, Medical Liability, chap.5, III の講読と議論
第13回	因果関係と損害発生、賠償されるべき損害の範囲、金銭評価	日本法との比較——判例と学説
第14回	医療過誤の日米比較に関する報告②	学生による発表と議論②

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

指示された文献を購読し、必要に応じて関連文献を参照する。

授業で指示された課題に取り組む。

本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で配布・指示する。

【参考書】

授業で使用する文献・資料は、初回授業で指示する。

報告に必要な文献・資料は、初回のガイダンスで説明する参考文献リストを手掛かりに、各自で収集するものとする。

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

内訳：報告（60%）並びに討論への参加（40%）

【学生の意見等からの気づき】

海外文献検索やオンラインのデータベースの活用法についてのガイダンスをより工夫したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese Civil Law and analyses its characteristics in comparison with contemporary Western legal systems.

We plan to examine the recent reform of contract law and debtor-creditor law in Japan, as the sections of the Civil Code on those areas were amended and restructured in its entirety.

Critical thinking, analytical writing, presentation skills will be enhanced upon completion of this course.

This course belongs in the Research Work Category.

The course schedule shown below is the sample course content. Details will be announced in the first session.

LAW500A1

商法演習 I

椽川 泰史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業の目的は、決済システム法の現状をより深く理解することにある。

各回の授業においては、予め指名された担当者が決済システムに関わる代表的な文献・判例を取り上げて分析を行った後、参加者全員で判例の示す法原則についての討論を行う。

【到達目標】

決済システム法への理解を深める。

決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

シラバスに沿って各回の担当者が文献・判例の調査を進め、各回の一週間までにレジュメを Hoppii にアップロードしておきます。参加者はレジュメと参考資料を読み込んだうえで授業に参加するものとし、当日は、まず担当からレジュメにそった報告を行い、その後、参加者全員で討論します。必須参考資料については教員が Hoppii で事前に指示します。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	他人名義署名	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 2 回	法人署名	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 3 回	手形所持人に有利な解釈	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 4 回	裏書と金額錯誤	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 5 回	見せ手形の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 6 回	交付欠缺	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 7 回	手形行為の表見代理の相手方	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 8 回	無権代理人の責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 9 回	手形行為と名板貸し責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 10 回	表見偽造	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 11 回	偽造者の責任	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 12 回	満期の変造	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 13 回	無権代理人による裏書の効力	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第 14 回	善意取得と「重大な悪意」	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しません。

【参考書】

随時指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点（授業における報告と討論への貢献） 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特にありません。

【その他の重要事項】

授業計画は受講者の研究テーマとの関係で、受講者の同意を得たうえで変更することもあり得ます。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

・金融法
・有価証券法
・会社法

<研究テーマ>

・決済システム法

<主要研究業績>

「有価証券の無券化について」神奈川法学 35 巻 3 号 201 頁

「手形代替型の電子記録債権について」神奈川ロージャーナル 2 号 55 頁

「キャッシュアウトの無効」（『企業法学の論理と体系』（中央経済社）所収）

【Outline and objectives】

The purpose of this class is to provide a understanding of the current state of payment systems law. In each class, one of the participants will take up a representative article or case related to payment systems and analyze it, followed by a discussion among all participants.

LAW500A1

商法演習Ⅱ

椽川 泰史

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

決済システム法の現状をより深く理解することを目的とする。
各回の授業においては、担当者が決済システムに関わる代表的な文献・判例を取り上げて分析を行った後、参加者全員で討論を行う。

【到達目標】

決済システム法への理解を深める。
決済システムに関する法的問題を抽出し、自前の民商法の知識を活用して何らかの解決案に至る思考能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

シラバスに沿って各回の担当者が文献・判例の調査を進め、各回の1週間までにレジュメを Hoppii にアップロードしておきます。参加者はレジュメと参考資料を読み込んだうえで授業に参加するものとし、当日は、まず担当者からレジュメにそった報告を行い、その後、参加者全員で討論します。必須参考資料については教員が Hoppii で事前に指示します。

報告や授業外での質問については、授業内でフィードバックします。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	当事者間における原因関係無効の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第2回	融通手形の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第3回	戻裏書と人的抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第4回	人的抗弁切断後の手形取得	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第5回	悪意の抗弁の成立	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第6回	交換手形と悪意の抗弁	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第7回	手形金請求と権利の濫用	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第8回	取締役・会社間の手形振出	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第9回	未補充手形取得者と手形法10条	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第10回	裏書の独立性	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第11回	裏書の連続	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第12回	被裏書人の氏名の抹消	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第13回	隠れた手形保証と原因債務の保証	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論
第14回	除権決定の効力	テーマについての判例・文献の報告に基づく討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しません。

【参考書】

随時指示します。

【成績評価の方法と基準】

平常点（授業における報告と討論への貢献） 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特にありません。

【その他の重要事項】

授業計画は受講者の研究テーマとの関係で、受講者の同意を得たうえで変更することもあります。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

- ・金融法
- ・有価証券法
- ・会社法

<研究テーマ>

- ・決済システム法

<主要研究業績>

「有価証券の無券化について」神奈川法学 35 巻 3 号 201 頁

「手形代替型の電子記録債権について」神奈川ロージャーナル 2 号 55 頁

「キャッシュアウトの無効」（『企業法学の論理と体系』（中央経済社）所収）

【Outline and objectives】

The purpose of this class is to provide a understanding of the current state of payment systems law. In each class, one of the participants will take up a representative article or case related to payment systems and analyze it, followed by a discussion among all participants.

LAW500A1

商法演習Ⅲ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法・金融商品取引法上のコーポレート・ガバナンスに関する論文・判例を取りあげ、わが国のコーポレート・ガバナンスの在り方について検討するコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

本講義は、受講者が与えられたテーマに関する文献・判例について報告をした後、参加者全員で議論をする形式で進める。

授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【重要】新型コロナウイルス感染防止の観点から、原則として、Zoomを使用して、双方向オンライン型の授業を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業の進め方について説明
第2回	コーポレート・ガバナンスの意義	テーマに関する文献の報告に基づく討論
第3回	会社法と金融商品取引法のガバナンス・システムの関係と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第4回	令和元年会社法改正後のコーポレート・ガバナンス	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第5回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第6回	東京証券取引所の見学	東京証券取引所の見学を通じて、マーケット・システムについて学ぶ
第7回	社外取締役・独立役員の意義と課題	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第8回	監査役・会計監査人の意義と責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第9回	親子会社をめぐる役員等の責任	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第10回	親子会社をめぐる役員等の責任と代表訴訟	テーマに関する判例・文献の報告に基づく討論
第11回	投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方についてースチュワードシップ・コードを中心にして-（1）	テーマに関する文献の報告に基づく討論

第12回 投資家と企業の対話を通じたガバナンスの在り方についてースチュワードシップ・コードを中心にして-（2）

第13回 政策保有株式の縮減と開示規制（1）

第14回 政策保有株式の縮減と開示規制（2）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

最初の講義時に指示する。

【参考書】

授業時に必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

演習での発表内容に基づく評価 70%

授業への貢献度 30%

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野】

会社法（Corporation Law）

金融商品取引法（Financial instruments and Exchange Act）

【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW500A1

商法演習Ⅳ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

フランスにおけるコーポレート・ガバナンス・システムについて、必読文献に依拠しながら日本法との比較法的な分析・検討を行うリサーチワーク科目である。

【到達目標】

1. 比較対象国（フランス）におけるコーポレート・ガバナンス・システムを理解すること。
2. 比較法的な知見をもとにわが国における関連する法制度上の問題について検討すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・外国法に関する文献研究と日本のガバナンスシステムの比較法研究を行う。

なお、新型コロナの感染防止の観点から、今年度は Zoom によるオンラインのライブ授業を実施する。

・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業の進め方、資料等について解説する。
第 2 回	フランス文献の検索の方法	フランス文献の検索の方法
第 3 回	文献講読（1）	dirigeants des sociétés commerciales（1）
第 4 回	文献講読（2）	dirigeants des sociétés commerciales（2）
第 5 回	文献講読（3）	dirigeants des sociétés commerciales（3）
第 6 回	文献講読（4）	dirigeants des sociétés commerciales（4）
第 7 回	日本銀行の見学	日本銀行の見学とファイナンス・システムについてレクチャーを受ける
第 8 回	文献講読（5）	dirigeants des sociétés commerciales（5）
第 9 回	文献講読（6）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（1）
第 10 回	文献講読（7）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（2）
第 11 回	文献講読（8）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（3）
第 12 回	文献講読（9）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（4）
第 13 回	文献講読（10）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（5）
第 14 回	文献講読（11）	l'assemblée générale des sociétés commerciales（6）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

Droit commercial ; sociétés commerciales (édition 2021-2021) Anne Fauchon Philippe Merle (Daloz)

【参考書】

初回の講義のときに紹介する。

【成績評価の方法と基準】

報告レジュメ (50%)

授業内におけるディベート (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

会社法 (Corporation Law)

金融商品取引法 (Financial instruments and Exchange Act)

【Outline and objectives】

The objective of this course is to understand the French corporate governance system.

LAW500A1

商法演習V

潘 阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、会社法の分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社との機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期はオンラインでの開講となる。各回の授業計画に変更がある場合には、学習支援システムでその都度提示する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	会社の能力と目的の範囲	・最判昭和 27・2・15 民集 6 巻 2 号 77 頁
第2回	発起人の開業準備行為	・浦和地判昭和 60・3・22 判タ 559 頁
第3回	他人名義による株式の引受け	・東京地判平成 27・2・18 判時 2267 号 114 頁
第4回	共有株式の権利行使者の指定方法	・最判平成 9・1・28 判時 1599 号 139 頁
第5回	失念株と不当利得	・最判平成 19・3・8 民集 61 巻 2 号 479 頁
第6回	株主総会決議の瑕疵等その1	・最判昭和 45・8・20 判時 607 号 79 頁 ・神戸地裁尼崎支判平成 12・3・28 判タ 1028 号 288 頁
第7回	株主総会決議の瑕疵等その2	・最判昭和 42・9・28 民集 21 巻 7 号 1970 頁 ・最判平成 9・9・9 判タ 955 号 145 頁
第8回	取締役解任の正当事由	・広島地判平成 6・11・29 判タ 884 号 230 頁
第9回	取締役会決議の瑕疵	・最判昭和 44・3・28 民集 23 巻 3 号 645 頁 ・福岡高那覇支判平成 10・2・24 金商 1039 号 3 頁
第10回	代表取締役と取引の安全	・最判平成 6・1・20 民集 48 巻 1 号 1 頁 ・最判昭和 44・12・2 民集 23 巻 12 号 2396 頁
第11回	競業取引規制	・東京地判昭和 56・3・26 判時 1015 号 27 頁 ・東京高判平成 16・6・24 判時 1875 号 139 頁

第12回 利益相反取引規制
・最大判昭和 43・12・25 民集 22 巻 13 号 3511 頁

・仙台高決平成 9・7・25 判タ 964 号 256 頁

第13回 取締役の報酬
・最判平成 15・2・21 金判 1180 号 29 頁

・最判平成 4・12・18 民集 46 巻 9 号 3006 頁

第14回 取締役の会社に対する責任
・東京地判平成 16・9・28 判時 1886 号 111 頁

・最判平成 12・7・7 民集 54 巻 6 号 1767 頁

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

【参考書】

授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 70 %

授業への貢献度 30 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW500A1

商法演習Ⅵ

潘 阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本演習は、商法演習Ⅴとともに、会社法分野における近時の重要な判例を取りあげ、株式会社の機関等に関する重要な論点を掘り下げて検討するものであり、修士課程のコースワーク科目である。

【到達目標】

本演習の履修により、株式会社法の主要な制度の内容およびこれに関連する判例の立場を深く理解することができ、修士論文の作成に役立つことができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

まず、演習の参加者が判例について発表を行い、その後、担当教員と受講者との間の質問と回答を通じた対話的な形式で進めることにする。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	株主代表訴訟の対象となる取締役の責任	・最判昭和21・3・10民集63巻3号361頁
第2回	株主代表訴訟と担保提供	・東京高決平成7・2・20判タ895号252頁
第3回	取締役の第三者に対する責任	・福岡高宮崎支判平成11・5・14判タ1026号254頁
第4回	登記簿上の取締役の第三者に対する責任	・京都地判平成4・2・5判時1436号115頁
第5回	計算書類の虚偽記載と対第三者責任	・東京地判平成19・11・28判タ1283号303頁
第6回	重要財産の譲渡と特別決議	・東京地判平成23・2・28LLI判例秘書登載
第7回	株式買取請求における公正な価格(1)	・最決平成24・2・29民集66巻3号1784頁
第8回	株式買取請求における公正な価格(2)	・最決平成23・4・19民集65巻3号1311頁
第9回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格(1)	・最決平成28・7・1金判1497号8頁
第10回	キャッシュアウトにおける株式の取得価格(1)	・最決平成20・9・12金判1301号28頁
第11回	合併比率の不正と合併無効事由	・東京高判平成2・1・31資料版商事法務77号193頁
第12回	会社分割と詐害行為取消	・最判平成24・10・12民集66巻10号3311頁
第13回	会社解散判決	・東京地判平成元・7・18判時1349号148頁
第14回	著しく不公正な方法による第三者割当増資	・東京高決平成16・8・4金判1201号4頁 ・東京高決平成26・5・29LLI判例秘書登載

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本演習の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2016年）

【参考書】

授業時に指定する

【成績評価の方法と基準】

ゼミでの発表内容に基づく評価 70%

授業への貢献度 30%

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【Outline and objectives】

Case Study on Corporation Law

LAW600A1

民法論文指導Ⅰ

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること
- ④論文を「書く」力を養うこと
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業の概要の説明 受講生との打ち合わせ
第2回	テーマの検討	受講生の希望に照らして、今学期のテーマを検討・決定
第3回	資料収集ガイダンス	図書館やオンライン情報のガイダンス
第4回	収集資料の検討(1)	テーマに関する資料の報告と議論(1)
第5回	収集資料の検討(2)	テーマに関する資料の報告と議論(2)
第6回	収集資料の検討(3)	テーマに関する資料の報告と議論(3)
第7回	論文テーマの検討(1)	論文テーマの再検討と絞り込み(1)
第8回	論文テーマの検討(2)	論文テーマの再検討と絞り込み(2)
第9回	論文テーマの検討(3)	論文テーマの再検討と絞り込み(3)
第10回	研究計画の予備的検討	研究計画の確認
第11回	文献の検討(1)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(1)
第12回	文献の検討(2)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(2)
第13回	文献の検討(3)	論文テーマに関する先行研究（判例）の読解・要約(3)
第14回	研究報告と議論	論文の中心論点の発表

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）。

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。

授業後のレポートの作成。

本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【その他の重要事項】

民法論文指導Ⅱと併せて完結する授業になるので、受講生はⅠ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって―担保債務か、債務不履行責任か―」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's thesis related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

During the course, students will study research methods, will design and do an empirical study, and finally complete the master's thesis.

LAW600A1

民法論文指導Ⅱ

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の修士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Iに引き続き、民法を専攻し、修士論文を執筆するために必要な技法や研究の進め方を学ぶことを目的とする。

【到達目標】

- ①民法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な研究能力を培うこと。
- ②論文のテーマに関する先行研究や法律情報を収集・読解し、的確に要約することができること。
- ③必要に応じて、欧米の原語文献を正確に読解することができること。
- ④論文を「書く」力を養うこと。
- ⑤法律論文の形式・作法を修得すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は、受講生による報告と議論を中心に進める演習形式で行う。併せて、授業での学習の成果を、その都度、レポートにまとめる。詳細は、開講時に受講生と相談して決定する。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。

受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	論文構成の検討(1)	論文構成の報告と議論(1)
第2回	論文構成の検討(2)	論文構成の報告と議論(2)
第3回	論文内容の検討(1)	論文内容に関する報告と議論(1)
第4回	論文内容の検討(2)	論文内容に関する報告と議論(2)
第5回	論文内容の検討(3)	論文内容に関する報告と議論(3)
第6回	論文形式・作法の検討	論文形式・作法の確認と検討
第7回	中間報告(1)	論文の執筆状況の中間報告と議論(1)
第8回	論文構成の再検討(1)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(1)
第9回	論文構成の再検討(2)	中間報告(1)を踏まえた論文構成の再検討(2)
第10回	論文内容の検討(4)	論文内容に関する報告と議論(4)
第11回	論文内容の検討(5)	論文内容に関する報告と議論(5)
第12回	中間報告(2)	論文の執筆状況の中間報告と議論(2)
第13回	論文執筆計画書の検討(1)	論文執筆計画書についての議論(1)
第14回	論文執筆計画書の検討(2)	論文執筆計画書についての議論(2)

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業使用教材の予習（文献の翻訳、法律用語・関連判例の調査など）。

報告に必要な文献・資料の収集等の報告の準備、報告用レジュメの作成。

授業後のレポートの作成。

本授業の準備・復習時間は、各2時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

受講生の必要に応じて開講後に指示。

【参考書】

基本文献として、平井宜雄『損害賠償法の理論』、その他、必要に応じて指示。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【その他の重要事項】

民法論文指導Ⅰと併せて完結する授業になるので、受講生はⅠ・Ⅱ共に履修することが望ましい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報122巻1・2号（2015年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林111巻1号（2013年）

④「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林107巻3号（2010年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their master's theses related to Japanese Civil Law. This course is a part of two-year study program (beginning from I to IV).

During the course, students will study research methods, will design and do an empirical study, and finally complete the master's thesis.

LAW600A1

商法論文指導Ⅲ

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文を執筆するために必要な能力・技法を身につけるため、テーマに必要な先行論文、重要判例の分析を行う。また、テーマに関する比較法研究を行い、日本法への示唆を得るべき点等について検討を行う。

【到達目標】

- ・修士論文を執筆するための基礎的な能力を養う。
- ・論文のテーマに関する文献・判例のリサーチとその要約・分析的にできるようにする。
- ・比較法研究を行うことによって、日本における規制の課題と方向性について、論文を執筆する上での示唆を得る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・論文のテーマに沿ってリサーチした日本および外国の文献・判例の分析を行ったレポートに基づいて、ディスカッションを行い、論文の構成を組み立てていく。
- ・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

【重要】 新型コロナウイルス感染防止の観点から、基本的に Zoom によるオンライン型双方向授業を実施する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	長期休暇中に与えられた課題の報告と今後の講義の進め方について説明
第 2 回	研究テーマに関する報告(1)	関連文献の報告・議論
第 3 回	研究テーマに関する報告(2)	関連文献の報告・議論
第 4 回	研究テーマに関する報告(3)	関連文献の報告・議論
第 5 回	研究テーマに関する比較法文献のリサーチ	関連文献の報告・議論
第 6 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(1)	関連文献の報告・議論
第 7 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(2)	関連文献の報告・議論
第 8 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(3)	関連文献の報告・議論
第 9 回	中間報告	レポートの報告・議論
第 10 回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(1)	課題の検討と議論
第 11 回	中間報告を踏まえて、今後検討すべき事項・課題の整理・検討(2)	課題の検討と議論
第 12 回	研究テーマに関する比較法文献の方向(4)	関連文献の分析報告・議論

第 13 回 研究テーマに関する比 関連文献の分析報告・議論
較法文献の方向(5)

第 14 回 研究テーマに関する比 関連文献の分析報告・議論
較法文献の方向(6)

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・研究テーマに関する日本法・外国法の文献・判例を取集し、整理すること。
- ・報告用のレジュメを毎回作成すること。
- ・中間報告の作成・議論を踏まえて、修士論文作成の構成を確定する。
- ・本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の講義において指示する。

【参考書】

授業の時に、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

報告のレジュメ (50%)
授業中の報告・ディスカッション (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

- <専門領域>会社法、金融商品取引法
- <研究テーマ>インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス
- <主要研究業績>
- ・監査役の監査機能の強化（ジュリスト 1439 号）
- ・「親子会社法に潜む課題—会社法改正を見据えて—」月刊監査役 616 号
- ・風説の流布をめぐる法的問題の考察—不公正取引規制再考のための序説—前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

【Outline and objectives】

Research required to write a master's thesis

LAW600A1

商法論文指導IV

荒谷 裕子

備考（履修条件等）：隔週開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

修士論文のテーマに関する判例や論文等を読解することによって、論文のテーマに係る問題点や課題を整理・検討し、修士論文を完成させる。

【到達目標】

・会社法・金融商品取引法を対象とする修士論文を執筆するための基礎的な能力を身につけるとともに、論文の構成の仕方・引用の方法等について習得する。

・決定した修士論文のテーマに基づく判例・先行研究・実務の状況等を検討したうえで、自分の考えをまとめ、修士論文を完成させる。

【重要】 新型コロナウイルス感染防止の観点から、基本的に Zoom によるオンライン型双方向授業を実施する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・論文のテーマに関する先行研究・判例等について受講者が報告し、討論を行う。また、受講者が作成した論文の第1次草案・第2次草案・第3次草案について、課題等を検証し、完成論文に向けて内容を収斂させていく。

・授業外の質問に対しては、次回の授業において回答する形でフィードバックする。

・新型コロナ感染防止の観点から、感染状況に応じて、対面授業とオンライン授業を組み合わせた形で授業を実施する予定である。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	修士論文の第1次草案の報告と検討	夏休み中に作成した修士論文の第1次草案の報告を通して、今後の方針について検討をする
第2回	報告と検討	論文構成について検討する、
第3回	引用文献・判例の報告と検討1	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第4回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第5回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第6回	引用文献・判例の報告と検討	修士論文に引用する予定の文献・判例について報告・検討を行う。
第7回	修士論文の第2次草案の報告と検討	修士論文の第2次草案の報告と課題について議論する。
第8回	報告と議論	論文の内容（序論）の報告に基づいて検討する。
第9回	報告と議論	論文の内容（前半部分）の報告に基づいて検討する。
第10回	報告と議論	論文の内容（後半部分）の報告に基づいて検討する。
第11回	修士論文の第3次草案の報告と検討	修士論文の第3次草案の報告と課題について議論する。
第12回	報告と議論	論文のドラフトの報告と課題について検討
第13回	報告と議論	論文のドラフトと課題について検討

第14回 論文の推敲

概ね完成した修士論文を推敲し、修正点や引用文献等を最終チェック、検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 %

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>会社法、金融商品取引法

<研究テーマ>インサイダー取引、コーポレート・ガバナンス

<主要研究業績>

・監査役の監査機能の強化（ジュリスト 1439号）

・「親子会社法に潜む課題—会社法改正を見据えて—」月刊監査役 616号

・風説の流布をめぐる法的問題の考察—不公正取引規制再考のための序説—前田重行先生古稀記念『企業法・金融法の新潮流』（商事法務）

【Outline and objectives】

Writing of the master's thesis

LAW600A1

商法論文指導Ⅲ

潘 阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は、商法論文指導科目として、会社法及び金融商品取引法における現代的なテーマを取り上げ、比較法的な考察を行うものである。

【到達目標】

本講義の到達目標は、会社法および金融商品取引法の基本的な構造を理解したうえで、制度相互間の歴史的または横断的なつながりが理解できるようにして、商法論文の作成に役立つことである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期はオンラインでの開講となる。各回の授業計画に変更がある場合には、学習支援システムでその都度提示する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	内容の説明と文献リサーチの方法	・比較会社法研究のテーマや課題 ・文献リサーチの方法
第2回	比較会社法	・英米独の会社法や金融商品取引法に関する基本的な知識の確認
第3回	事業形態	・事業組織の形態とそれぞれの特徴
第4回	資本市場と会社法	・資本市場とアメリカの州会社法
第5回	資本市場と会社法	・資本市場とEU会社法
第6回	会社の設立	・会社の設立に関する法規制の比較検討
第7回	会社の資本構成	・会社の資本構成に関する規制の比較検討
第8回	資本金	・資本金に関する規制の比較検討
第9回	自己株式の取得	・自己株式取得の規制の比較検討
第10回	種類株式と種類株式間の利害調整その1	・種類株式の内容 ・種類株主の権利
第11回	種類株式と種類株式間の利害調整その2	・種類株式間の利害調整のルール
第12回	取締役会	・取締役会制度の比較検討
第13回	取締役の義務	・取締役の義務についての比較検討
第14回	経営判断原則	・取締役の義務違反に関する責任についての比較検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

配布資料を熟読・吟味し、内容を正確に把握したうえで、議論を整理した読みやすいレジュメを作成すること。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回の授業時に紹介する。

【参考書】

初回の授業時に紹介する。

【成績評価の方法と基準】

報告レジュメおよび授業中の議論を中心に評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>商法（会社法・保険法）

<研究テーマ>株式会社の機関に関する研究、保険契約法に関する研究

<主要研究業績>

「論点体系会社法第3巻」（共著）第一法規（平成24年）「企業法・金融法の新潮流」（共編著）商事法務（平成25年）「会社法コンメンタル第2巻」（共著）（山下友信編）商事法務（平成26年）「論点体系保険法第1巻・第2巻」（共著）第一法規（平成26年）「論点体系会社法〔補巻〕」（共著）第一法規（平成27年）「新基本法コンメンタル会社法2〔第2版〕」（共著）日本評論社（平成28年）「会社法新判例の分析」（共著）中央経済社（平成29年）

【Outline and objectives】

Comparative Study of the Company Law and the Financial Instruments and Exchange Act

LAW600A1

知的財産法論文指導Ⅰ

武生 昌士

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に、知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や、必要に応じて比較法研究にも取り組むなど、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

①特に自身の関心のあるテーマについて、関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。

②上記①で見出した資料の内容・意義を正確に把握することができるようになること。

③上記②を積み重ねた上で、既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・受講生の設定した論文テーマに関連して、教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い、成果を発表してもらう。

・発表について教員が評価を行い、新たな課題を設定する。

・新たな課題について、次回までに追加的な調査や研究を行う。

※授業を対面で行うかオンラインで行うかに関しては、受講生と相談しながら適宜選択することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文テーマの確認。 ・課題の提示。
第2回	文献調査	・第1回で提示されたテーマについて、調査した文献の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第3回	文献調査・精読（1）	・第2回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び文献精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第4回	文献調査・精読（2）	・第3回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び文献精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第5回	文献調査・精読（3）	・第4回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び文献精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第6回	文献調査・精読（4）	・第5回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び文献精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第7回	文献調査・精読（5）	・第6回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び文献精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第8回	中間まとめ	・これまでの文献調査・精読内容の小括。 ・次回の課題の提示。
第9回	裁判例調査	・文献調査を経て明らかとなった裁判例及び追加的に調べた裁判例の報告。 ・次回の課題の提示。
第10回	裁判例調査・精読（1）	・第9回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び裁判例精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第11回	裁判例調査・精読（2）	・第10回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び裁判例精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第12回	裁判例調査・精読（3）	・第11回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び裁判例精読の結果報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。

- 第 13 回 裁判例調査・精読（４） ・第 12 回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び裁判例精読の結果報告。
・報告内容の評価と課題の提示。
- 第 14 回 全体のまとめ ・第 13 回で提示された課題について、追加調査結果の報告及び裁判例精読の結果報告。
・報告内容の評価。
・夏季休業期間中の課題の提示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・提示された課題についての調査及び研究。
・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

【参考書】

論文テーマ及び設定された課題に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>知的財産法
<研究テーマ>特許法における先使用（権）の意義等
<主要研究業績>「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

【Outline and objectives】

This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.

LAW600A1

知的財産法論文指導Ⅱ

武生 昌士

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、知的財産法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。指導に際して同時に、知的財産法に関する最新の判例・文献・論文の検討や、必要に応じて比較法研究にも取り組むなど、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

- ①特に自身の関心のあるテーマについて、関連する裁判例や学説（文献・論文）を自ら調査し見出すことができるようになること。
- ②上記①で見出した資料の内容・意義を精確に把握することができるようになること。
- ③上記②を積み重ねた上で、既存研究に対し自身による新たな成果として提示できるものは何かを明確に打ち出すことができるようになること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・受講生の設定した論文テーマに関連して、教員から課題を提示する。これに対して次回までに調査・研究を行い、成果を発表してもらう。
- ・発表について教員が評価を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに追加的な調査や研究を行う。
- ※授業を対面で行うかオンラインで行うかに関しては、受講生と相談しながら適宜選択することとしたい。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・夏季休業期間中の課題の進捗状況の確認。 ・新たな課題の提示。
第 2 回	調査研究（1）	・第 1 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 3 回	調査研究（2）	・第 2 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 4 回	調査研究（3）	・第 3 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 5 回	調査研究（4）	・第 4 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 6 回	調査研究（5）	・第 5 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 7 回	調査研究（6）	・第 6 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 8 回	中間まとめ	・第 7 回で提示された課題についての研究成果の報告。 ・これまでの内容の総括。 ・課題の提示。
第 9 回	論文目次案検討	・修士論文の目次案の報告。 ・次回の課題の提示。
第 10 回	目次案確定のための検討（1）	・第 9 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 11 回	目次案確定のための検討（2）	・第 10 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 12 回	目次案確定のための検討（3）	・第 11 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 13 回	目次案確定のための検討（4）	・第 12 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価と課題の提示。
第 14 回	全体のまとめ	・第 13 回で提示された課題についての報告。 ・報告内容の評価。 ・新年度開始までの課題の提示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・提示された課題についての調査及び研究。
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない（開講後に適宜指示する）。

【参考書】

論文テーマ及び設定された課題に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規科目につきアンケートを実施していません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 知的財産法
 <研究テーマ> 特許法における先使用（権）の意義等
 <主要研究業績> 「英米特許法における先使用概念に関する一考察」日本工業所有権法学会年報 38 号（2015）等

【Outline and objectives】

This course covers how to research and how to write a master's thesis on the Japanese Intellectual Property Law.

LAW500A1

労働法演習 I

沼田 雅之

実務教員：**【授業の概要と目的（何を学ぶか）】**

・リサーチワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の院生を対象に、労働法の基本書を題材として、労働法上の各トピックについて文献研究を行うことを目的とする。
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法の基本的な考え方を学ぶとともに、現代的諸課題への対応について検討する。

【到達目標】

・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
 ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
 ・労働法の各トピックごとに毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理を行う。
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	労働法文献研究（1）	労働者性について
第 3 回	労働法文献研究（2）	採用内定・試用について
第 4 回	労働法文献研究（3）	配転・出向について
第 5 回	労働法文献研究（3）	就業規則について
第 6 回	労働法文献研究（4）	労働協約について
第 7 回	労働法文献研究（5）	懲戒について
第 8 回	労働法文献研究（6）	解雇について
第 9 回	労働法文献研究（7）	雇止めについて
第 10 回	労働法文献研究（8）	賃金について
第 11 回	労働法文献研究（9）	労働時間規制について
第 12 回	労働法文献研究（10）	雇用平等について
第 13 回	労働法文献研究（11）	非正規労働者について
第 14 回	労働法文献研究（1）	不当労働行為について

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

1. 西谷敏『労働法【第 3 版】』（日本評論社、2020 年）

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。
 評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）
 <研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
 <主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」（法学教室 436 号、2017 年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113 号、2016 年）、（共著）「労働契約法 20 条の研究」（労働法律旬報 1853 号、2015 年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645 号、2015 年）、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」（労働法律旬報 1815 号、2014 年）ほか

[Outline and objectives]

The purpose of this seminar is to conduct a literature study on Japanese labor law.

LAW500A1

労働法演習Ⅱ

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

・リサーチネットワーク科目である本授業では、労働法を学びたい修士課程の大学院生を対象に、とくに最近の労働判例について研究することを目的とする。
 ・これらの課題を研究することを通じて、労働法上の現代的課題を学ぶとともに、労働法上の問題について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、労働法的なものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の労働法上の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
 ・この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
 ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
 ・労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2～3 年の間に出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、50 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
 ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

なし / No

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究（1）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究（2）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究（3）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究（4）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究（5）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究（6）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究（7）	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回	判例研究 (8)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 10 回	判例研究 (9)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 11 回	判例研究 (10)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 12 回	判例研究 (11)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 13 回	判例研究 (12)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 14 回	判例研究 (13)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度 (20%) および報告の負担と内容 (80%) により評価する。
評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法 (社会保障法・労働法)
<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」(法学教室 436 号、2017 年)、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」(法学志林 113 号、2016 年)、(共著)「労働契約法 20 条の研究」(労働法律旬報 1853 号、2015 年)、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」(賃金と社会保障 1645 号、2015 年)、「労契法 20 条：不合理な労働条件の禁止」(労働法律旬報 1815 号、2014 年)ほか

【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Labor Law.

LAW500A1

社会保障法演習 I

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保障法総論と公的扶助・福祉関係法を学びたい修士課程・博士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保障法制について研究することを目的とする。

・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法的ものの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文や博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。

・この授業に参加した学生は、社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) 上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。

・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) をめぐる最近の法的问题について、この 2~3 年の間にに出された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

・社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) のテーマ研究では、生活保護法や介護保険法、障害者差別解消法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の政策的課題を研究する。

・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究 (1)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究 (2)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究 (3)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究 (4)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法 (社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法) の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 6 回	判例研究 (5)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法(社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法)の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究 (6)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法(社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法)の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究 (7)	社会保障判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法(社会保障法総論、公的扶助・福祉関係法)の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 9 回	特定テーマ研究 (1)	憲法 25 条の解釈問題について研究する。
第 10 回	特定テーマ研究 (2)	あるべき生活保護制度について研究する。
第 11 回	特定テーマ研究 (3)	障害者差別の是正(障害者福祉の向上)について研究する。
第 12 回	特定テーマ研究 (4)	受講生が設定した社会保障法(公的扶助・福祉関係法)に関するテーマについて議論する。
第 13 回	特定テーマ研究 (5)	受講生が設定した社会保障法(公的扶助・福祉関係法)に関するテーマについて議論する。
第 14 回	特定テーマ研究 (6)	受講生が設定した社会保障法(公的扶助・福祉関係法)に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

1. 菊池馨実『社会保障法【第 2 版】』(有斐閣、2018 年)
2. 社会保障判例百選【第 5 版】(有斐閣、2016 年)

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度(20%)および報告の負担と内容(80%)により評価する。
評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法(社会保障法・労働法)
<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」(法学教室 436 号、2017 年)、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」(法学志林 113 号、2016 年)、(共著)「労働契約法 20 条の研究」(労働法律旬報 1853 号、2015 年)、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」(賃金と社会保障 1645 号、2015 年)、「労働法 20 条：不合理な労働条件の禁止」(労働法律旬報 1815 号、2014 年)ほか

【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW500A1

社会保障法演習Ⅱ

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

・リサーチワーク科目である本授業では、社会保障法のうち社会保険法(医療関係法、年金法、労災保険法、雇用保険法)を学びたい修士課程の院生を対象に、とくに最近の社会保障判例を中心に社会保険法制について研究することを目的とする。
・これらの課題を研究することを通じて、社会保障法の現代的課題を学ぶとともに、社会保障法上の問題(社会保険法)について、リサーチして文献研究を行い、その問題点を析出して学説判例を整理するとともに、社会保障法もの考え方を習得することを目的とする。

【到達目標】

・最新の社会保障法(社会保険法)の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得し、将来の修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけることができる。
・この授業に参加した学生は、社会保障法(社会保険法)の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、社会保障法(社会保険法)上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを明確に表現できる能力が涵養される。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP2」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
・社会保障法(社会保険法)をめぐる最近の法的问题について、この 5~6 年の間にい出された最高裁判決を中心とする社会保障判例を素材にしたケース・スタディを行う。毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。
・社会保障法(社会保険法)のテーマ研究では、健康保険法や年金保険法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、社会保障法(社会保険法)の政策的課題を研究する。
・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	学期中の計画、演習全体および各受講者の学期を通じた目標設定など。
第 2 回	判例研究 (1)	社会保険法(健康保険の被保険者資格)に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究 (2)	社会保険法(事業主の届出懈怠)に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 4 回	判例研究 (3)	社会保険法(混合診療)に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 5 回	判例研究 (4)	社会保険法(学生無年金)に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 6 回	判例研究 (5)	社会保険法(受給権)に関する裁判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の社会保障法(社会保険法)の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 7 回	判例研究 (6)	災害補償法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 8 回	判例研究 (7)	雇用保険法に関する裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、裁判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。

第 9 回	特定テーマ研究 (1)	健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第 10 回	特定テーマ研究 (2)	国民健康保険法の法解釈・立法政策について研究する。
第 11 回	特定テーマ研究 (3)	年金法の法解釈・立法政策について研究する。
第 12 回	特定テーマ研究 (4)	受講生が設定した社会保障法(社会保険法)に関するテーマについて議論する。
第 13 回	特定テーマ研究 (5)	受講生が設定した社会保障法(災害補償法)に関するテーマについて議論する。
第 14 回	特定テーマ研究 (6)	受講生が設定した社会保障法(雇用保険法)に関するテーマについて議論する。

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

1. 菊池馨実『社会保障法【第 2 版】』(有斐閣、2018 年)
2. 社会保障判例百選【第 5 版】(有斐閣、2016 年)

【参考書】

授業内で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度(20%)および報告の負担と内容(80%)により評価する。
評価基準：欠席が多い場合には単位を与えない。また、出席するだけでは足りず、報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法(社会保障法・労働法)
<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

「正社員と契約社員等の労働条件格差の不合理性」(法学教室 436 号、2017 年)、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」(法学志林 113 号、2016 年)、(共著)「労働契約法 20 条の研究」(労働法律旬報 1853 号、2015 年)、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」(賃金と社会保障 1645 号、2015 年)、「労働法 20 条：不合理な労働条件の禁止」(労働法律旬報 1815 号、2014 年)ほか

【Outline and objectives】

The objective of this Seminar is to do case study on Japanese Social Security Law.

LAW600A1

労働法論文指導Ⅲ

浜村 彰

実務教員：

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

対面授業を基本として開講する予定であるが、状況に応じてハイフレックス型またはハイブリット型授業を行うこととする。授業計画の変更については、学習支援システムでその都度提示する。

労働法をめぐる最近の法的問題について、この 2、3 年の間にに出された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40 分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

コロナ感染拡大防止のため、本授業は ZOOM を用いたリモート形式とする。ミーティング ID 等は学習支援システムに掲載する。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの半年間の計画、ゼミ全体および各ゼミ員の目標設定など。
第 2 回	判例研究 (1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第 3 回	判例研究 (2)	同上
第 4 回	判例研究 (3)	同上
第 5 回	判例研究 (4)	同上
第 6 回	判例研究 (5)	同上
第 7 回	特定テーマ研究 (1)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第 8 回	特定テーマ研究 (2)	労働者派遣法の改正問題をめぐる議論の整理と立法論の検討
第 9 回	特定テーマ研究 (3)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第 10 回	特定テーマ研究 (4)	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化について分析・検討する
第 11 回	特定テーマ研究 (5)	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 12 回	特定テーマ研究 (6)	2007 年に制定され、2012 年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 13 回	修士論文指導 (1)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する
第 14 回	修士論文指導 (2)	ゼミ参加者各人の修士論文のテーマについて報告し、議論するとともに、修士論文のレジュメの作成の仕方を指導する

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してこること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してこること
4. 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第8版）』（有斐閣、2020年）など。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

『ベーシック労働法第8版』（有斐閣、2020年）、『ライフステージと法（第8版）』（有斐閣、2020年）、「改正労働者派遣法による派遣労働者の均等・均衡待遇」季労268号（2020年）、「最高裁判例法理の再検討⑥秋北バス事件－就業規則の法的性質」労旬1957号（2020年）、「プラットフォームエコノミーと就労者の法的保護」労委労協762号（2020年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和2年度重要判例解説（2021年）

【Outline and objectives】

In this seminar, we learn the recent legal issues concerning the labor law. Specifically, with regard to legal issues concerning recent cases and law of labor contract, We will conduct theme research.

LAW600A1

労働法論文指導Ⅳ

浜村 彰

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、修士課程における労働法の修士論文作成の指導を行うが、指導に際して、最近の労働判例や最近法改正がなされた労働者派遣法や労働契約法などの特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

対面授業を基本として開講する予定であるが、状況に応じてハイフレックス型またはハイブリット型授業を行うこととする。授業計画の変更については、学習支援システムでその都度提示する。

労働法をめぐる最近の法的問題について、この2、3年の間に出版された最高裁判決を中心とする労働判例を素材にしたケース・スタディを行う。また、労働法のテーマ研究では、労働契約法や労働者派遣法などの最近の立法論上の課題を取り上げ、労働法の政策的課題を研究する。

労働判例については、毎回報告者を決め、40分ほどの報告をもとに、ゼミ参加者との間で争点・論点の正確な把握と整理、判例理論の正確な理解と意義付け、当該ケースの理論課題の発見と自己理論の展開・構築などの作業を行う。

特定テーマ研究では、最新の労働法制上の課題を素材に、労働法の立法論を学習し、政策立案能力を養成する。そして、修士論文に関して選定したテーマについて、下書きを書かせ、それを添削指導する。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	半年間のゼミ目標の共有化	ゼミの計画、ゼミ全体および各ゼミ員の半年間の目標設定など。
第2回	判例研究(1)	労働判例の読み方と判例研究の方法を習得することを目的に、最近の労働法の裁判例を使って、裁判例の読み方、争点整理の仕方、判例の意義付け、その問題点の報告の仕方を学習する。
第3回	判例研究(2)	同上
第4回	判例研究(3)	同上
第5回	特定テーマ研究(1)	最近の労働法の理論課題を随時選定して研究する
第6回	特定テーマ研究(2)	同上
第7回	特定テーマ研究(3)	同上
第8回	特定テーマ研究(4)	特定テーマについての修士論文のレジュメ作成指導。最初は修士論文の大雑把な柱立てをし、その後肉付けをして細かなレジュメの作成まで指導する。
第9回	特定テーマ研究(5)	同上
第10回	特定テーマ研究(6)	同上
第11回	修士論文発表会(1)	ゼミを履修している院生の修士論文の発表をして、そのテーマについての議論を深め、修士論文の内容の豊富化をはかる。
第12回	修士論文発表会(2)	同上
第13回	修士論文発表会(3)	同上
第14回	修士論文発表会(4)	同上

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 労働法の基本テキストの学習
2. 教材の裁判例とそれに関連したテキストと論文を事前に読み、論点を整理してこること。
3. 教員が指定した特定テーマ研究に関する論文資料を事前に読んで整理してこること
4. 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第8版）』（有斐閣、2020年）など。

【成績評価の方法と基準】

配分：議論の参加度（20%）および報告の負担と内容（80%）により評価する。

評価基準：報告についての議論の参加度も評価対象とする。報告については、準備度合い、負担回数、テーマの重要度、報告の内容の質の高さなどを要素として総合評価する。

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

労働法

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

『ベーシック労働法第8版』（有斐閣、2020年）、『ライフステージと法（第8版）』（有斐閣、2020年）、「改正労働者派遣法による派遣労働者の均等・均衡待遇」季労268号（2020年）、「最高裁判例法理の再検討⑥秋北バス事件—就業規則の法的性質」労旬1957号（2020年）、「プラットフォームエコノミーと就労者の法的保護」労委労協762号（2020年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和2年度重要判例解説（2021年）

【Outline and objectives】

In this seminar, we learn the recent legal issues concerning the labor law. Specifically, with regard to legal issues concerning recent cases and law of labor contract, we will conduct theme research.

LAW600A1

労働法論文指導Ⅲ

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとした修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表（1）	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表（2）	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。
第4回	研究発表（3）	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。
第5回	研究発表（4）	・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。
第6回	研究発表（5）	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。
第7回	研究発表（6）	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。
第8回	研究発表（7）	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。
第9回	研究発表（8）	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。
第10回	研究発表（9）	・報告を受けての課題の確認。 ・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第11回	研究発表（10）	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。
第12回	研究発表（11）	・この報告を受けた上での課題確認。 ・第4回で確認された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。
第13回	研究発表（12）	・報告を受けての課題の確認。 ・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。
第14回	研究発表（13）	・報告を受けての課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法 (社会保障法・労働法)

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」(労働法律旬報 1903 = 1904 号、2018 年)、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」(日本労働法学会誌 129 号、2017 年)、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」(法学志林 113 号、2016 年)、(共著)「労働契約法 20 条の研究」(労働法律旬報 1853 号、2015 年)、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」(賃金と社会保障 1645 号、2015 年)ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

労働法論文指導Ⅳ

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

リサーチワークである本授業では、労働法をテーマとする修士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、労働法に関する最新判例や比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、修士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、労働法の基本理論の理解とその応用力を一定のレベルで習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを修士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
- ・Zoom のミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらおう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等)の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。
第 2 回	研究発表 (1)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (1 回目)。
第 3 回	研究発表 (2)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (2 回目)。
第 4 回	研究発表 (3)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (3 回目)。
第 5 回	研究発表 (4)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 1 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (4 回目)。
第 6 回	研究発表 (5)	・報告を受けての課題の確認。 ・中間整理 (論文執筆上の全体的な課題の再確認)。
第 7 回	研究発表 (6)	・第 5 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (1 回目)。
第 8 回	研究発表 (7)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 5 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (2 回目)。
第 9 回	研究発表 (8)	・報告を受けての課題の確認。 ・第 5 回で確認された課題に関する調査、研究報告 (3 回目)。
第 10 回	研究発表 (9)	・報告を受けての課題の確認。 ・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。
第 11 回	研究発表 (10)	・報告を受けての課題確認。 ・執筆した部分の評価 (1 回目)。
第 12 回	研究発表 (11)	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価 (2 回目)。
第 13 回	研究発表 (12)	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価 (3 回目)。
第 14 回	研究発表 (13)	・評価部分の課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

- ・設定した修士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容 (50%)
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果 (50%)

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法(社会保障法・労働法)

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題
<主要研究業績>

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」(労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年)、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」(日本労働法学会誌 129号、2017年)、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」(法学志林 113号、2016年)、(共著)「労働契約法 20条の研究」(労働法律旬報 1853号、2015年)、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺: 労働者の確認請求不行使を中心にして」(賃金と社会保障 1645号、2015年)ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of master course. Students will analyze some famous theses in the field of labor law and some cases of labor law.

LAW600A1

刑法論文指導Ⅲ

須藤 純正

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

研究テーマに関する諸問題の検討と修士論文完成に向けての具体的な指導。

【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、修士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマに応じて調整しつつ、報告・討論形式を中心としながら、必要に応じて講義し、助言・添削する。

受講生からの質問や課題に対するに対するフィードバックは授業内で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	研究テーマの検討	報告と討論
第2回	研究テーマを決めて、1000字程度にまとめてみる。	報告と助言・討論
第3回	資料収集について	講義・質疑と討論
第4回	参考文献となる資料を50ないし100程度リストアップする。	質疑・討論と助言
第5回	資料の見方について	講義・質疑と討論
第6回	参考文献の要約一覧表(引用する箇所)の作成について	講義・質疑と討論
第7回	要約一覧表の提出と検討	質疑と助言
第8回	要約一覧表の再提出と検討	助言内容が反映されているかの検討
第9回	論文の結論となるべき文を400字程度にまとめて提出	助言と添削
第10回	論文で扱う主要な論点についての分析・報告	報告と討論
第11回	主要論点についての検討	質疑と助言
第12回	主要論点についての再検討	質疑と討論
第13回	論文の草稿(第1稿)の提出	草稿の報告と添削・助言
第14回	今後やるべき作業の整理	報告と助言

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文完成予定時期を踏まえながら、自ら進めるべき論文作成の手順について指示する。

【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用せず、論文作成に必要な資料収集とその整理を効率的に行うため、その都度必要に応じて様々な文献・判例を指定する。

【参考書】

初めに論文作成にとって柱となる文献を1つ決めて、それをその都度参考としながら授業を進めていく。

【成績評価の方法と基準】

授業時の課題に取り組む積極性によって評価する平常点（50%）、要約文及び論文の草稿（第1稿）の指定期日までの提出によって評価する課題遂行力（30%）、論文の最終完成時期に向けてのスケジュール管理能力及びテーマの理解度の評価（20%）による。

【学生の意見等からの気づき】

担当教員の変更があったので、前任者の指導を生かしながら、受講生の希望を聴いて授業を進めたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

刑事法、経済刑法、刑事政策

<研究テーマ>

民商事と交錯するホワイトカラー犯罪、デリバティブとカジノ規制、死刑論

<主要研究業績>

「会社経営に関する犯罪について」『民事法・商事法・消費者保護法の改正と経済刑法』財団法人トラスト60（2010年）1-29頁

判例評釈「旧長銀事件（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）について」法学志林109巻2号（2011年9月）

論文「デリバティブと賭博罪の成否（1）～（5・完）」法学志林109巻4号、110巻1号、同巻3号、同巻4号、112巻3号

判例批評「非監査証明業務（業務指導）担当の公認会計士につき、虚偽記載有価証券報告書提出罪等の共同正犯が認められた事例（最決22.5.31）」判例評論660号（判例時報2205号）168頁

柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』中の第5章エンフォースメント担当、法政大学現代法研究所叢書41（2016年）

西田典之先生献呈論文集所収「担保権侵害の擬律（類型的考察）」有斐閣（2017年）

<その他>

研究の傍ら弁護士活動にも従事。

【Outline and objectives】

Outline and objectives of this course is to analyze and examine several issues concerning the theme of thesis for master degree. The instructor will make sure to advise and assist students complete their better theses better.

LAW600A1

刑法論文指導Ⅳ

須藤 純正

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

研究テーマに関する諸問題の検討と修士論文完成に向けての具体的な指導。

【到達目標】

受講生の研究テーマや関心に応じた問題について、受講生の報告と受講生教員間の討論を通じて、研究の核心を掘り下げあるいは裾野を広げつつ、修士論文に結び付けていくことを目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

サンプルとしての授業計画を、受講生の研究テーマに応じて調整しつつ、報告・討論形式を中心としながら、必要に応じて講義し、助言・添削する。

受講生からの質問や課題に対するフィードバックは授業内で行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	論文完成に向けてのスケジュールの作成	報告と討論
第2回	目次の作成	報告と助言・討論
第3回	序論について	講義・質疑と討論
第4回	先行研究のまとめの報告	報告と質疑・討論
第5回	先行研究のまとめの検討	討論と助言・添削
第6回	結論部分のまとめの報告	報告と質疑・討論
第7回	結論部分のまとめの検討	討論と助言・添削
第8回	第2稿の提出	報告と助言・添削
第9回	主要な論点ごとの分析・検討部分の課題抽出	報告と質疑・討論
第10回	課題に関する検討結果の報告	報告と助言・添削
第11回	課題に関する再検討結果の報告	報告と討論・助言
第12回	第3稿の提出	報告と助言・添削
第13回	修正すべき点の有無の確認	報告と質疑・討論
第14回	最終稿の提出	報告と講義（修論提出に向けての残された作業について）

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

論文完成予定時期を踏まえながら、自ら進めるべき論文作成の手順について指示する。

【テキスト（教科書）】

特にテキストは使用せず、論文作成に必要な資料収集とその整理を効率的に行うため、その都度必要に応じて様々な文献・判例を指定する。

【参考書】

初めに論文作成にとって柱となる文献を1つ決めて、それをその都度参考としながら授業を進めていく。

【成績評価の方法と基準】

授業時の課題に取り組む積極性によって評価する平常点（20%）、論文の草稿（第2稿、3稿、最終稿）の指定期日までの提出によって評価する課題遂行力（30%）、文章作成能力の進歩、テーマ理解度の深化についての学習効果の評価（50%）による。

【学生の意見等からの気づき】

担当教員の変更があったので、前任者の指導を生かしながら、受講生の希望を聴いて授業を進めたい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

刑事法、経済刑法、刑事政策

<研究テーマ>

民商事と交錯するホワイトカラー犯罪、デリバティブとカジノ規制、死刑論

<主要研究業績>

「会社経営に関する犯罪について」『民事法・商事法・消費者保護法の改正と経済刑法』財団法人トラスト60（2010年）1-29頁

判例評釈「旧長銀事件（最判平成20年7月18日刑集62巻7号2101頁）について」法学志林109巻2号（2011年9月）

論文「デリバティブと賭博罪の成否（1）～（5・完）」法学志林109巻4号、110巻1号、同巻3号、同巻4号、112巻3号

判例批評「非監査証明業務（業務指導）担当の公認会計士につき、虚偽記載有価証券報告書提出罪等の共同正犯が認められた事例（最決22.5.31）」判例評論660号（判例時報2205号）168頁

柳明昌編著『金融商品取引法の新潮流』中の第5章エンフォースメント担当、法政大学現代法研究所叢書41（2016年）

西田典之先生献呈論文集所収「担保権侵害の擬律（類型的考察）」有斐閣（2017年）

<その他>

研究の傍ら弁護士活動にも従事。

【Outline and objectives】

Outline and objectives of this course is to analyze and examine several issues concerning the theme of the thesis for master degree. The instructor will make sure to assist and advise students complete their theses better.

LAW500A1

公法特殊研究 I

西田 幸介

備考（履修条件等）：修士「行政法特殊講義 I」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業では、受講者の問題関心にも留意しながら、行政法についての体系的な理解を深め、かつ、学説を批判する能力を養うため、行政法の教科書（または体系書。一人の著者によって書かれたものに限る）を検討する。素材となる教科書は、下の【テキスト】に示す。具体的なテーマとしては、行政法の基本原理、行政裁量、行政処分、行政指導、取消訴訟、国家賠償、損失補償、客観訴訟を取り上げる。

この授業の受講者は、行政法学説を正確に把握し、批判的な視点から、その問題点を明らかにする力を身につけることが期待される。

【到達目標】

- ①行政法の基本的な法理論を批判する視点を身につける。
- ②行政法に関する文献（教科書）を、行政法の体系の観点から評価する視点を身につける。
- ③行政法学の基礎理論が抱える現代的な課題を解決する方策を見出すことができるように、そのための基礎的素養を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	行政法とは何か 行政の概念
第2回	行政法の基本原理	作用法の基礎概念 法律の留保
第3回	行政裁量	行政処分における裁量 純粋法学の視点 判断過程の統制
第4回	適正手続	行政処分の事前手続 参加と協働
第5回	行政処分	概念・種別 公定力・無効
第6回	行政指導	概念・種別 理念と現実
第7回	行政救済総論	行政訴訟の類型 取消訴訟の基本構造
第8回	取消訴訟（1）	処分性の定式・概念要素 処分性拡大論
第9回	取消訴訟（2）	原告適格 訴えの利益
第10回	国家補償（1）	国家賠償法1条の基本構造 職務義務違反説
第11回	国家補償（2）	营造物責任 被用者負担 民法との関係
第12回	国家補償（3）	損失補償 結果責任
第13回	客観訴訟（1）	権利保護と行政統制 機関訴訟
第14回	客観訴訟（2）	住民訴訟

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の報告者がその準備を行うほか、当然のことであるが、報告者以外の者も、【テキスト】に掲げられた教科書のうち、各回の授業で取り上げる箇所を、それぞれ準備学習として読み理解してくる。また、必要に応じ、行政法の基本的な文献（主として【参考書】に掲げられているもの）を精読してくる。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

宇賀克也『行政法概説』（I・II）（有斐閣）

【参考書】

宇賀克也『行政法概説』（I～Ⅲ）（有斐閣）

塩野宏『行政法』（I～Ⅲ）（有斐閣）

芝池義一『行政法総論講義』、『行政救済法講義』（有斐閣）

原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）

藤田宙靖『行政法総論』（青林書院）

いずれも単著による行政法の教科書である。このほかは、必要に応じて指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。評価は、博士後期課程の大学院生に相応しい学識のうえに批判的な視点から行政法学説を考察する能力を身につけることができたかの観点から行う。独自の視点を有しているかどうかを、重視する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社

②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、

③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

In this course, a textbook that a researcher wrote only by oneself is taken up, and the book is reviewed. The purpose to do that is students learn to criticize legal theory, not to know Administrative Law. A book taken up in this course is "GENERAL THEORY OF ADMINISTRATIVE LAW" written by Tokiyasu FUJITA. However we don't have enough time. So, in this course, we pick up 'General Principle of Administrative Law', 'Administrative Discretion', 'Administrative Disposition', 'Administrative Guidance', 'Action for Revocation of Administrative Disposition', 'State Redress', 'Just Compensation', and 'Objective Litigation'(include Transitional Measures Concerning Citizen Actions and Interagency Actions).

LAW500A1

公法特殊研究Ⅱ

高橋 滋

備考（履修条件等）：修士「行政法特殊講義Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、受講者の問題関心を踏まえつつ、①最近の行政判例を取り上げて判例分析の手法を体得すること（判例研究）と、②行政法学の重要文献を分析・読解する手法を身に付け、行政法理論の深化・発展の端緒を発見し、明確化する能力を体得すること（文献読解）を課題とするコースワーク科目である。

なお、本科目は、行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。基本的に受講者の分担報告により授業を進める。素材の選択は相談のうえ行う。なお、受講者の希望によっては、授業内容・方法を変更することがある。具体的には、初回の授業にて相談し、決定する。

【到達目標】

①行政法の基本的な法理論を修士レベルより深く理解し、博士論文の作成に生かせる能力を涵養する。

②行政判例や行政法に関する重要文献を読み、問題点などを批判的・創造的に分析し、博士論文の作成に生かすことのできる能力を涵養する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

一般的な演習形式による。基本的に、Zoomを用いたオンライン講義の形式を採用する。少人数の演習講義のため、対面とほぼ同様の講義環境を維持できるものと考えている。フィードバックは、報告・討論を通じて、常に行われる。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	打合せ
第2回	判例研究（最新最高裁判例研究）①	判例収集・判例選定・博士論文との関わりの視点から
第3回	判例研究（最新最高裁判例研究）②	判例文・評釈の読解・論点抽出・博士論文との関わりの視点から
第4回	判例研究（最新最高裁判例研究）③	代表的な評釈の精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第5回	判例研究（最新最高裁判例研究）④	代表的な評釈の追加的な精読・行政法理論の深化・発展の見地から
第6回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑤	判例の精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第7回	判例研究（最新最高裁判例研究）⑥	判例の追加的な精査・行政法理論の深化・発展の見地から
第8回	文献読解（重要行政法文献読解）①	文献収集・博士論文との関わりの視点から
第9回	文献読解（重要行政法文献読解）②	文献の第一次選定・博士論文との関わりの視点から
第10回	文献読解（重要行政法文献読解）③	文献の第二次選定・博士論文との関わりの視点から
第11回	文献読解（重要行政法文献読解）④	文献精読（その1）- 行政法理論の深化・発展の端緒の探究
第12回	文献読解（重要行政法文献読解）⑤	文献精読（その2）- 行政法理論の深化・発展の端緒の把握
第13回	文献読解（重要行政法文献読解）⑥	文献精読（その3）- 行政法理論の深化・発展の端緒の深掘り
第14回	文献読解（重要行政法文献読解）⑦	比較文献精読・行政法理論の深化・発展の端緒の析出

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講者は、報告が割り当てられ回については、与えられた課題を、必要な文献収集と報告書の作成等を通じて、十分に準備する。他の受講者は、課題について予め提出された報告者のレポートを読み、必要な準備作業を行って演習に参加する。各受講者は、演習のなかで指示された復習事項を的確に復習することが求められる。

予習・復習を含め、一回当たり4時間の学習を行うものとする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）

【学生の意見等からの気づき】

論文作成作業の進捗状況に即した講義内容の構築の重要性を再認識した。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

本科目は行政法特殊講義Ⅱとの合併科目である。博士後期課程の受講者に対しては、担当教員の修士課程の受講者に対する教育・指導等に協力することを通じて、修士課程において求められる知識・能力を再確認し、深化させることが期待される。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>行政法、環境法、地方自治法

<研究テーマ>

①行政手続法、②行政訴訟、③行政不服審査法、④公務員法、⑤科学技術安全法、⑥環境法

<主要研究業績>

<単著>

1.『現代型訴訟と行政裁量』（弘文堂、1990年）

2.『行政手続法』（ぎょうせい、1996年）

3.『先端技術の行政法理』（岩波書店、1998年）

4.『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2018年）

その他、『条解行政訴訟法（第4版）』（弘文堂）、『条解行政情報関連三法』（弘文堂）、『条解行政不服審査法〔第2版〕』（弘文堂）、『改正行政事件訴訟法施行状況の検証』（商事法務）等、共著・編著書、23点（改訂版を含む）。

【Outline and objectives】

This seminar is for students at first grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of administrative law and some cases of administrative law and report famous cases at the Supreme Court.

LAW500A1

公法特殊研究 I

森田 章夫

備考（履修条件等）：修士「国際法特殊講義 I」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深める、コースワーク科目である。今年度は、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているのかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。少なくとも当初は、オンラインでの開講を予定している。それにとまなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的なオンライン授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献につ
第2回	慣習国際法	法源論をめぐる理論的・実践的動きを検討する。
第3回	条約法の諸問題 1	条約の解釈をめぐる議論を検討する。
第4回	条約法の諸問題 2	条約法の他の諸問題について検討する。
第5回	国家管轄権 1	管轄権の域外適用をめぐる理論的問題について検
第6回	国家管轄権 2	管轄権の域外適用をめぐる近時の国家実行につい
第7回	国際責任 1	国家責任法の諸問題について、理論的問題を検討する。
第8回	国際責任 2	国家責任法の諸問題について、国際判例を検討する。
第9回	国際責任 3	国家責任法の諸問題について、近時の国家実行を検討する。
第10回	国際環境保護	国際環境保護に見られる法制度の特徴について検討する。
第11回	国際裁判	国際裁判をめぐる動向について検討する。
第12回	武力行使規制	武力行使禁止原則と自衛権をめぐる近年の議論状況について検討する。

- 第13回 国際安全保障 国際安全保障の最新動向について検討する。
- 第14回 国際刑事法 国際刑事法の最新動向について検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

- 事前レジュメの提出 (30%)
- 要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
- 授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
- 議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

前年度開講がないため、ありません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

- <主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅱ

森田 章夫

備考（履修条件等）：修士「国際法特殊講義Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の基本事項に関する発展的な問題を扱った外国文献の検討を通じて、国際法を研究する上での基本的な理論と概念についての理解を深めるコースワーク科目である。

今年度は、海洋法に関する、フランス語、ドイツ語文献を取り扱う。

【到達目標】

1. 外国語文献で説明されている内容を、日本語で正確に説明できる力を身につける。
2. 取り上げられているテーマについて、どのような問題意識に基づいて取り上げられており、何が重要な事項として示されているかを把握し、それを簡潔にまとめて示すことができる文章力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業は演習形式で実施する。各回、対象文献について参加者は日本語での要約とコメントを記載したレジュメを事前に用意し、その説明と質疑応答を通じて授業を進める。

授業の対象は、参加者の興味関心に応じて、適宜の修正があり得る。

少なくとも当初は、オンラインでの開講を予定している。それにとまなう各回の授業計画、学習に必要な資料等、具体的なオンライン授業の方法その他は、学習支援システムで提示する。

課題等に対するフィードバックは、オンライン授業中での回答や学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業の進め方、基本文献、参考文献についての説明。
第2回	領海の幅員	領海の幅員をめぐる理論・国家実行を検討する。
第3回	無害通航権	無害通航権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第4回	無害でない通航	無害でない通航についての執りうる措置をめぐる理論・国家実行を検討する。
第5回	接続水域	接続水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第6回	追跡権	追跡権をめぐる理論・国家実行を検討する。
第7回	排他的経済水域	排他的経済水域をめぐる理論・国家実行を検討する。
第8回	大陸棚	大陸棚をめぐる理論・国家実行を検討する。
第9回	旗国主義	旗国主義をめぐる理論・国家実行を検討する。
第10回	旗国主義の例外：海賊行為	海賊行為をめぐる理論・国家実行を検討する。
第11回	旗国主義の例外：その他の事由	旗国主義の例外につき、その他の事由をめぐる理論・国家実行を検討する。

第12回 海上法執行	海上法執行をめぐる理論・国家実行を検討する。
第13回 公海漁業規制	公海漁業規制をめぐる理論・国家実行を検討する。
第14回 紛争解決	海洋法に関する紛争解決をめぐる理論・国家実行を検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

*授業で検討する対象文献については、適宜指示または配布する。

【参考書】

授業冒頭に指示する。

【成績評価の方法と基準】

事前レジュメの提出 (30%)
要約及び見解の授業内でのプレゼンテーション (30%)
授業内での建設的な疑問及び批判の提示 (30%)
議論への積極的参加 (10%)

【学生の意見等からの気づき】

前年度開講がないため、ありません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

Through the in-depth reading of important academic materials, students will nurture their understanding of fundamental principles and concepts of contemporary international law and also catch up most advanced trends in international legal academics.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅲ

田中 佐代子

備考（履修条件等）：隔週で開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本授業では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

【到達目標】

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

Zoom等のシステムを用いたリアルタイムオンライン授業を予定している。ただし、感染状況等に応じて変更がありうる。具体的な方法等は、学習支援システム上もしくは受講者へのメールで連絡する。授業では、受講者による報告の後、全員で討論を行う。

報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んできて、積極的に討論に参加することが求められる。

学生に対するフィードバックは、授業中のコメントにより行う。授業終了後に質問がある場合は、メール等で対応する。

なお、本科目は、国際法分野の博士論文を執筆する予定の院生を対象として開講される。他分野専攻者が受講を希望する場合は、担当教員に事前に相談されたい。（連絡先は、学習支援システム上で確認すること。）

受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第2回	国際法の基本原則	報告と討論
第3回	法源（総論的検討）	報告と討論
第4回	法源（慣習法論）	報告と討論
第5回	条約法	報告と討論
第6回	国際法と国内法の関係（論理的関係）	報告と討論
第7回	国際法と国内法の関係（国内における適用可能性）	報告と討論
第8回	国家承認	報告と討論
第9回	管轄権（特に域外適用）	報告と討論
第10回	主権免除	報告と討論
第11回	国際組織	報告と討論
第12回	国家責任法（基本構成）	報告と討論
第13回	国家責任法（特に違法性阻却事由）	報告と討論
第14回	外交的保護	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習は4時間を標準とする（ただし、これはあくまで一般的な標準の時間であり、各回の内容や報告の割当て等により大きく異なることがある）。

準備学習・復習としては、講読対象文献の精読とそれに関連する調査等が当然求められる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。
邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

【参考書】

初回授業で指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【その他の重要事項】

授業は隔週（1回2コマ）で行うが、変則的な日程となりうるので、詳細は初回に説明する。
また、毎回延長する可能性があるため、あとの時間も空けておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>武力行使の規制

<主要業績>「非国家行為体に対する越境軍事行動の法的正当化をめぐる一考察：『領域国の意思・能力の欠如』理論（'unwilling or unable' doctrine）の位置づけ」『法學志林』116巻2・3号（2019年）

【Outline and objectives】

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅳ

田中 佐代子

備考（履修条件等）：隔週で開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である本授業では、国際法文献（基礎理論に関わるもの、受講者の研究テーマに関係するもの）を講読する。

【到達目標】

国際法の各分野について理解を深めるとともに、国際法文献（日本語・英語）の内容を正確に把握し、批判的に検討する力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

Zoom等のシステムを用いたリアルタイムオンライン授業を予定している。ただし、感染状況等に応じて変更がありうる。具体的な方法等は、学習支援システム上もしくは受講者へのメールで連絡する。授業では、受講者による報告の後、全員で討論を行う。報告者は、文献の内容を要約した上で、論点を指摘し考察を加える。報告者以外の受講生も毎回必ず文献を読んできて、積極的に討論に参加することが求められる。

学生に対するフィードバックは、授業中のコメント等により行う。授業終了後の質問については、メール等で対応する。

なお、本科目は、国際法分野の博士論文を執筆する予定の院生を対象として開講される。他分野専攻者が受講を希望する場合は、担当教員に事前に相談されたい。（連絡先は、学習支援システム上で確認すること。）

受講生の研究テーマとの関連性を重視し、以下に示す各回のテーマは変更される可能性がある。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	講読文献と報告担当者の決定
第2回	国家領域（総論的検討）	報告と討論
第3回	国家領域（日本関連）	報告と討論
第4回	海洋法	報告と討論
第5回	国際犯罪	報告と討論
第6回	人権	報告と討論
第7回	紛争の平和的解決（総論的検討）	報告と討論
第8回	国際裁判	報告と討論
第9回	国際投資仲裁	報告と討論
第10回	集団安全保障、PKO	報告と討論
第11回	自衛権	報告と討論
第12回	人道的介入	報告と討論
第13回	武力紛争法（交戦法規）	報告と討論
第14回	「中立」	報告と討論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習は4時間を標準とする（ただし、これはあくまで一般的な標準の時間であり、各回の内容や報告の割当て等により大きく異なることがある）。

準備学習・復習としては、講読対象文献の精読とそれに関連した調査等が当然求められる。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。
邦語文献だけでなく英語文献も用いる。

【参考書】

初回に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【その他の重要事項】

授業は隔週（1回2コマ）で行うが、変則的な日程となりうるので、詳細は初回に説明する。
また、毎回延長する可能性があるため、あとの時間も空けておくこと。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>武力行使の規制

<主要業績>「非国家行為体に対する越境軍事行動の法的正当化をめぐる一考察：『領域国の意思・能力の欠如』理論（'unwilling or unable' doctrine）の位置づけ」『法學志林』116巻2・3号（2019年）

【Outline and objectives】

In this seminar, participants are expected to explore international law literatures on various topics, ranging from legal theories to topics relating to the subject-matter of the participants' thesis.

LAW500A1

公法特殊研究Ⅲ

建石 真公子

備考（履修条件等）：修士「憲法特殊講義Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である公法特殊研究Ⅲでは、違憲審査制について、憲法保障としての側面、人権保障としての側面を学説及び判例から理解する。さらに人権保障の側面で、裁判所における人権条約の適用の提起する課題について、立憲主義と司法の国際化との関係で考察する。また比較法の観点から、諸外国の違憲審査制及びヨーロッパ人権裁判所についても学ぶ。

講義の目的は、憲法学に関する現代理論を理解し、自ら解決への道筋を発見することである。

【到達目標】

現代の憲法学に提起されている課題、及び日本国憲法に提起されている課題- 憲法改正、平和主義、議会制民主主義の膠着、差別などに関して憲法理論上の問題を理解し、解決について自ら考える能力を養う。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

予め提示した資料（文献、判例、映画等）について、各自が事前に予習をし、授業では担当者がレジュメを作成し、内容及び課題について報告する。

提示された課題について、参加者でディスカッションする。

次回授業までに、授業内容に関する意見をリアクションペーパーに用意する。

なお、人権保障と違憲訴訟について具体的な課題について検討するために、参加者の希望により人権課題を定め、人権侵害の状況、対応を調べ、外部の研究会参加、あるいは憲法訴訟を担当する弁護士事務所を教員と共に訪問するなどのフィールドワークを実施する。報告内容や提出されたリアクションペーパーに関して、課題や評価する点などは口頭で、場合によっては文章によって指摘する。質問は、授業意中、またメールでいつでも連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

あり / Yes

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	授業概要を紹介し、幾つかの文献を提示。参加者の関心等をディスカッションしたうえで、次回以降の資料を決定する。
第2回	違憲審査制の歴史について、基本的な文献を検討。	違憲審査制はなぜ登場したのかを、文献を読み考察。
第3回	違憲審査制の制度について、ドイツに関して検討。	文献からドイツの違憲審査制の制度、特徴を学ぶ。
第4回	違憲審査制の制度について、ドイツの検討を継続	文献及び判例から、ドイツの憲法裁判所の制度と解釈方法について考察する
第5回	違憲審査制について、フランスに関して制度と歴史を学ぶ	文献及び判例から、フランスの違憲審査制の特徴を学ぶ

- 第 6 回 違憲審査制について、フランスに関して最近の重要な変化について学ぶ
文献及び判例から、フランスの制度の変更の意義について考察
- 第 7 回 違憲審査制について、アメリカの司法制度について学ぶ。
学説及び判例から、アメリカの司法審査制の特徴を理解する。
- 第 8 回 違憲審査制について、アメリカの制度及び判例について学ぶ。
判例集から代表的な判例を取り上げ、アメリカの司法審査の審査方法について考察する。
- 第 9 回 同性婚の合憲性に関する違憲審査に関するアメリカ連邦最高裁判所、フランス憲法院、ドイツ憲法裁判所の判決の比較
同性婚法の違憲審査の米、仏、独の比較から、人権解釈の相違を考察する。
- 第 10 回 同性婚法に関する違憲審査性比較の継続
判決をもとに、議論を深める
- 第 11 回 ヨーロッパにおける平和と民主主義、人権保障の確立を目的として誕生したヨーロッパ人権裁判所の創設の意義を学ぶ
文献及び判例集をもとに、ヨーロッパ人権裁判所の歴史及び制度を考察
- 第 12 回 ヨーロッパ人権裁判所の制度及び判例について理解する
国家主権は人権条約によって制約されているのか。ヨーロッパ人権裁判所判決の履行との関係を考察する
- 第 13 回 違憲審査制と国民主義の関係について考察
これまでの議論から、立憲主義における司法権と立法権のあり方について考察する
- 第 14 回 春学期の総括
違憲審査制の提起する課題、及び検討の方法について参加者でディスカッション。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業の準備学習として、予め周知または配付している文献資料を読み、理解する。さらに、疑問点がある場合や資料中に他の文献の引用がある場合には、それらにもできるだけ目を通し理解を深めておく。復習としては、授業での論点や争点について理解を深めておく。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

適宜紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%。

授業での報告：50%。

【学生の意見等からの気づき】

2019年度の意見はまだ頂いておりません。

【学生が準備すべき機器他】

特にありません。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

生命倫理と人権

<主要研究業績>建石真公子「生命への介入、その法的課題(1)~(11) (連載継続中) 時の法令、2020年4月~2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度 日本体育協会スポーツ・医・科学研究報告I
『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。
「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

We examine the theory and the jurisprudence about Judicial Review from the viewpoint of the guarantee of the Constitution and the protection of Human rights. Furthermore, in terms of human rights protection, the issues posed by the application of the Convention on Human Rights in the Courts will be discussed in relation to the globalization of constitutionalism and justice.

We also consider the jurisprudence of the European Human Rights Court and also that of foreign countries.

The purpose of the lecture is to understand the question in the modern constitutional theory, and discover the path to solution itself.

LAW500A1

公法特殊研究IV

建石 真公子

備考（履修条件等）：修士「憲法特殊講義Ⅱ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

コースワーク科目である公法特殊研究Ⅳでは、人権の裁判的保障の具体例として人格権に関わる人権問題について考察する。

授業の目的は、生命や身体、セクシュアリティに関する人権は、まだ判例でも解釈でも確立していない分野であるが、比較法などを検討しつつ、人権論としてどのように考察できるのかを検討することを目的とする。

【到達目標】

人格権に関する人権課題について、どのような憲法問題を理解し、比較法の検討を通じて、人権保護に資する理論を提示することである。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」「DP4」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

文献や判例、映画、また弁護士等のインタビューを通じて、課題に関する理解を深める。

担当者による文献等の報告をもとに、参加者でディスカッションをし、多様な考え方を知る。そのうえで、自分の考えをリアクションペーパーにまとめて次回の講義で提出。

ディスカッションを反映させつつ学生が自分の考えをまとめたりアクションペーパーについてのフィードバックとしては、提出後に、そのペーパーにもとづいて改めてディスカッションを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	課題や参加者の問題関心を共有のうえ、文献等を決定する。
第2回	生命倫理に関わる憲法上の権利の検討	ハンセン病判決を素材に憲法13条「個人の尊重」の解釈
第3回	憲法13条と個人の尊重	ハンセン病判決に関する判例評釈の検討
第4回	憲法13条と人格権	人格権に関する判決、学説の検討－肖像権－
第5回	憲法13条と人格権（2）	人格権に関する判決、学説の検討－氏名権、夫婦別姓－
第6回	性別を決定する権利は自己決定権・人格権か－日欧比較	自己の性別を決定する権利について、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例からどのような権利かについて理解を深める
第7回	性的指向は人格権か－日欧比較	性的指向はどのような権利か、日本国憲法とヨーロッパ人権条約を取り上げ、解釈や判例から理解を深める
第8回	ヨーロッパ人権裁判所における人格権（3）	プライバシーの権利－生殖補助医療へのアクセス
第9回	他者の権利と人格権（1）	凍結受精卵による出生に関する最高裁判所判決
第10回	他者の権利と人格権（2）	代理懐胎による子の出生と親子関係に関する最高裁判所判決
第11回	尊厳と人格権	受精卵の研究利用への提供の禁止に関するヨーロッパ人権裁判所判決

第12回 中絶の自由

中絶合法化に関するフランス憲法院違憲審査

第13回 人格権としての中絶

イタリア及びスペインにおける中絶法の違憲審査

第14回 秋学期の総括

参加者によるディスカッション

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習としては、指定された資料を読み、疑問点等を明確にする。

復習としては、授業での議論や争点を確認し、他の文献等も読み理解を深める。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

適宜配布、紹介

【参考書】

適宜配布、紹介

【成績評価の方法と基準】

議論への参加：50%

報告：50%

【学生の意見等からの気づき】

ディスカッションの時間をより多くとりたいと思います。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

憲法学、国際人権法学

<研究テーマ>

人権の裁判的保障

国際人権保障

生命倫理に関わる人権保障

<主要研究業績>

・建石真公子「生命への介入、その法的課題(1)~(11)(連載継続中)時の法令、2020年4月~2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10、2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80、2018、p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告I

『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補充性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。

「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

In the Constitutional Special Lecture II, as an example of judicial guarantee of human rights, consider human rights issues related to the right to autonomy, self-determination and integrity.

The purpose of the lecture is to consider the rights on life and body integrity, sexuality which have not yet been established.

LAW500A1

民法法特殊研究 I

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Iでは日本語文献・日本の判例をとりあげる。

【到達目標】

①先行研究の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎を深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。
②民法判例を体系的かつ判例史的に位置づけ、その意義、射程、限界を読み解くことにより、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第2回	民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その1
第3回	民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と文献の収集その2
第4回	文献読解(1)	古典的文献の購読（報告）と議論その1
第5回	文献読解(2)	古典的文献の購読（報告）と議論その2
第6回	文献読解(3)	古典的文献の購読（報告）と議論その3
第7回	文献読解(4)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その1
第8回	文献読解(5)	近時の重要文献の購読（報告）と議論その2
第9回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた判例の収集・選定
第10回	判例研究(2)	事案の整理と判決文の読解
第11回	判例研究(3)	民法体系並びに判例史に照らした判例の精査
第12回	判例研究(4)	判例の射程並びに限界の検討
第13回	判例研究(5)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その1
第14回	判例研究(6)	民法理論の深化の観点からの判例の分析その2

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。本授業の準備学習・復習時間は各2時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉民法

〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

〈主要研究業績〉

①共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

②『性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履

行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015 年）

③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013 年）

④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010 年）

⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007 年）所収

【Outline and objectives】

This course explores the key aspects of Japanese civil law by reading and discussing related essential materials and cases, allowing students to develop critical and analytical abilities necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

LAW500A1

民法法特殊研究Ⅱ

川村 洋子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、受講者の問題関心を踏まえて、民法分野の古典的文献や近時の重要文献を正確かつ分析的に読解することと、関連する判例をとりあげて判例評釈の方法を身につけることを目的とするコースワーク科目である。Ⅱでは外国語文献・外国の判例をとりあげ、比較法研究を行う。

【到達目標】

①外国法の文献と判例の読解を通じて、民法上の諸制度の理論的基礎をより深く理解し、博士論文作成に必要な研究能力を涵養すること。

②比較法研究の方法を身につけ、博士論文作成に必要な基礎的能力を涵養すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	授業で取り扱うテーマと授業計画の説明
第 2 回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(1)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その 1
第 3 回	比較法的観点からの民法の問題状況の概観(2)	受講生の問題関心に応じた民法上の課題の整理と外国法文献の収集その 2
第 4 回	文献読解(1)	外国法文献の購読（報告）と議論その 1
第 5 回	文献読解(2)	外国法文献の購読（報告）と議論その 2
第 6 回	文献読解(3)	外国法文献の購読（報告）と議論その 3
第 7 回	文献読解(4)	外国法文献の購読（報告）と議論その 4
第 8 回	文献読解(5)	外国法文献の購読（報告）と議論その 5
第 9 回	判例研究(1)	受講生の問題関心に応じた外国法判例の収集・選定
第 10 回	判例研究(2)	外国法判例の事案の整理と判決文の読解
第 11 回	判例研究(3)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 1
第 12 回	判例研究(4)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 2
第 13 回	判例研究(5)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 3
第 14 回	判例研究(6)	日本民法との比較法的観点からの外国法判例の精査その 4

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献・判例の調査・精読、関連資料の収集、分析。授業内で指示された課題への取り組み。本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉民法
〈研究テーマ〉契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究
〈主要研究業績〉

- ① 共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ② 「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 卷 1・2 号（2015年）
- ③ 「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 卷 1 号（2013年）
- ④ 「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 卷 3 号（2010年）
- ⑤ 「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

[Outline and objectives]

This course focuses on the comparative study of Japanese civil law. By reading and discussing related materials and cases in the contemporary Western legal systems, students will acquire a deeper understanding of our legal institutions and theories, and develop critical thinking skills necessary for the preparation of their doctoral dissertation.

LAW500A1

民法法特殊研究 I

新堂 明子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅲ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】
なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	ガイダンス
第 2 回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 3 回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 4 回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 5 回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 6 回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 7 回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 8 回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 9 回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第 10 回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 11 回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 12 回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 13 回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第 14 回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 第三者のためにする契約、責任競合、純粹経済損失
<主要研究業績>

①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13)債権(4)〔補訂版〕』691～792頁（2006年）

②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）

③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）

④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）

⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）

同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

新堂 明子

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅳ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読するコースワーク科目である。あわせて、判例、判例解説を読み、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文の書き方を学ぶ。

【到達目標】

出席者が希望する領域の基本的な日本語文献を精読することによって、当該領域の学会における共通理解を理解する。あわせて、判例、判例解説を読み、かつ、判例評釈を書くことを通じて、レポートおよび論文が書けるようになる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

全員が文献の指定箇所を読んでくる。報告者は指定箇所をレジュメまたはレポートにし、授業において報告をする。その後、全員で質疑応答、検討、討論を行う。そのうえで、レジュメまたはレポートに対し、フィードバックとして、評価を行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	ガイダンス
第2回	日本語文献講読（1）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第3回	日本語文献講読（2）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第4回	日本語文献講読（3）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第5回	判例評釈（1）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第6回	日本語文献講読（4）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第7回	日本語文献講読（5）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第8回	日本語文献講読（6）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第9回	判例評釈（2）	判例、判例解説を読み、判例評釈を書く。
第10回	日本語文献講読（7）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第11回	日本語文献講読（8）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第12回	日本語文献講読（9）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第13回	日本語文献講読（10）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。
第14回	日本語文献講読（11）	精読のうえ、質疑応答、検討、討論。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【参考書】

出席者が希望する領域について、授業で適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

準備学習および授業への取り組み方（平常点 100 %）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 民法

＜研究テーマ＞ 第三者のためにする契約、責任競合、純粹経済損失
＜主要研究業績＞

①中馬義直・新堂明子「§§ 537～539」谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13) 債権(4) [補訂版]』691～792頁（2006年）

②新堂明子「たんなる不実表示と契約違反としての不実表示：イギリス法のスケッチ」みんけん:民事研修 660号 2～25頁（2012年）

③同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」北法 61巻 6号 2270～2249頁（2011年）

④同「契約と過失不法行為責任の衝突——建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐって」NBL 936号 17～28頁（2010年）

⑤同「イギリス法における契約責任と不法行為責任の競合について」北大法学論集 60巻 6号 1752～1725頁（2010年）

同「建物の瑕疵の補修費用に関する建築請負人の建物買主に対する不法行為責任——最二判平成 19.7.6 を製造物責任法の観点から考察する」NBL 890号 53～63頁（2008年）

【Outline and objectives】

reading texts about the Japanese civil law, seminar

LAW500A1

民法法特殊研究 I

潘 阿憲

備考（履修条件等）：修士「商法特殊講義Ⅲ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うものである。

【到達目標】

本講義は、後期の民法法特殊研究Ⅱとともに、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	本講義の授業概要と目的
第 2 回	課題設定	受講者の研究テーマに関連する課題の設定
第 3 回	研究概要	受講者の研究計画についての概要の作成
第 4 回	先行研究の検討その 1	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 5 回	先行研究の検討その 2	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 6 回	先行研究の検討その 3	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 7 回	先行研究の検討その 4	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 8 回	先行研究の検討その 5	受講者の研究テーマに関する先行研究（文献）の検討
第 9 回	判例研究その 1	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 10 回	判例研究その 2	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 11 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 12 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 13 回	判例研究その 3	受講者の研究テーマに関連する判例の検討
第 14 回	判例研究その 4	受講者の研究テーマに関連する判例の検討

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

授業計画にあるテーマに関する主要な文献・判例を通読すること

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が 60 %、発言が 40 % の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

＜専門領域＞ 商法

＜研究テーマ＞ 株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅱ

潘 阿憲

備考（履修条件等）：修士「商法特殊講義Ⅳ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本講義は会社法上の重要な論点のうち、受講生の研究テーマに応じて、比較法的考察も行いながら解釈論ないし立法論的な検討を行うコースワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、前期の民事法特殊研究Ⅰの続きとして、受講生の学位請求論文形成のための基礎理論の構築とその展開を図ることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講生の研究テーマに関する重要な文献および判例を素材に報告・発表をおこない議論をして、当該論点に関する外国法の制度を討論する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	外国法の検討その1	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第2回	外国法の検討その2	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第3回	外国法の検討その3	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第4回	外国法の検討その4	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（英米法）の検討
第5回	外国法の検討その5	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第6回	外国法の検討その6	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第7回	外国法の検討その7	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第8回	外国法の検討その8	受講者の研究テーマに関連する外国法文献（中国法）の検討
第9回	外国法の検討その9	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第10回	外国法の検討その10	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第11回	外国法の検討その11	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第12回	外国法の検討その12	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第13回	外国法の検討その13	受講者の研究テーマに関連する外国法判例の検討
第14回	外国法の検討その14	受講者の研究テーマに関連する外国法検討のまとめ

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

初回授業時に指示する

【参考書】

初回授業時に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常授業時の報告・発表そして議論での発言で評価する。報告・発表が60%、発言が40%の割合で評価する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし

【担当教員の専門分野等】

〈専門領域〉商法
〈研究テーマ〉株式会社法、保険法、金商法

【Outline and objectives】

Special Case Studies on Corporation Law

LAW500A1

民事法特殊研究Ⅲ

宮本 健蔵

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅰ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

民法の改正法が2017年に成立し2020年4月1日から実際に施行されるに至った。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを主たる目的としたい。

もともと、これとは別に受講生の特に関心の高い課題があるときは、これが優先されることはいうまでもない。したがって、後掲の【授業計画】では上記の目的に沿った各回のテーマが掲げられているが、これは一応の予定にとどまる。

なお、本講義は民法特殊講義Ⅰと合同で行う。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次々に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。具体的には、報告者が各回のテーマについて基調報告を行い、これに基づきディスカッションするという形式で行う。

なお、本講義では、主として「債権の目的」「債権の効力」および「債権の消滅」を扱う。民法特殊研究Ⅳと併せて受講されたい。

授業内で課題等を出題した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	債権法改正の経緯と概要	テーマや授業の進め方などの説明
第2回	定型約款による契約の成立	基調報告とこれに基づくディベート
第3回	契約の解釈と契約内容の確定	基調報告とこれに基づくディベート
第4回	原始的不能論	基調報告とこれに基づくディベート
第5回	特定物債権・保管義務と物の引渡義務	基調報告とこれに基づくディベート
第6回	種類債権の特定と危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第7回	利息債権と選択債権	基調報告とこれに基づくディベート
第8回	履行請求権の優位性とその限界	基調報告とこれに基づくディベート
第9回	瑕疵担保責任と追完請求権	基調報告とこれに基づくディベート
第10回	「強制力を欠く債権」と自然債務・不完全債務	基調報告とこれに基づくディベート
第11回	債務不履行による損害賠償責任①－債務不履行一元論と三分体系	基調報告とこれに基づくディベート
第12回	債務不履行による損害賠償責任②－「債務者の責めに帰すべき事由」	基調報告とこれに基づくディベート
第13回	債務不履行による契約の解除と危険負担・危険の移転	基調報告とこれに基づくディベート
第14回	債務の消滅原因	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

その都度、指示する。

【参考書】

①宮本健蔵編著『債権総論』（新・マルシェ民法シリーズ）2019年 嵯峨野書院
②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社

- ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
 ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点(報告の内容・議論への参加)(100%)。
 具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法
 <研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論
 <主要研究業績>
 『労働災害と使用者のリスク責任』(2019年) 信山社
 編著『新・マルシェ民法総則』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・コンダクト民法』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・マルシェ債権総論』(2019年) 嵯峨野書院
 『安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求』法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁 (2020年)
 『不動産取引は書面を必要とする要式契約か』法学論集(九国大)23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁 (2017年)
 『ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任』名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁 (2016年)
 『オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について』法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁 (2015年)
 『建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用』名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014年)
 『事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条 (1)(2・完)』法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁 (2013年)、4 号 27 頁～128 頁 (2013年)

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

民法法特殊研究Ⅳ

宮本 健蔵

備考(履修条件等): 修士「民法特殊講義Ⅱ」と合同

実務教員:

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

民法の改正法が 2017 年に成立し 2020 年 4 月 1 日から実際に施行されるに至った。この改正は主として債権法に関するものであるが、従来の法体系を大きく変更するものであり、取引社会に重大な影響を及ぼすことは必然である。

そこで、コースワーク科目である本講義では、この改正内容を詳細に検討し、新法の理論的枠組みを修得することを主たる目的としたい。

もともと、これとは別に受講生の特に関心の高い課題があるときは、これが優先されることはいままでもない。したがって、後掲の【授業計画】では上記の目的に沿った各回のテーマが掲げられているが、これは一応の予定にとどまる。

なお、本講義は民法特殊講義Ⅱと合同で行う。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

改正法に関しては、解説書や教科書等が次々に刊行されつつある。本講義では、これらを参考としながら、重要な項目について個別的に検討を行う。また、改正作業の途上で発表された論文や法制審議会の部会資料なども、必要に応じてこれを取り上げて検討する。報告者の基調報告とその後のディスカッションという形式で行う。

なお、本講義では、主として「責任財産の保全」「多数当事者の債権関係」および「債権譲渡・債務引受」を扱う。民法特殊講義Ⅰと併せて受講されたい。授業内で課題等を出題した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	債権者代位権とその転用現象	テーマや授業の進め方などの説明
第 2 回	詐害行為取消権①-要件論	基調報告とこれに基づくディベート
第 3 回	詐害行為取消権②-二元的システム	基調報告とこれに基づくディベート
第 4 回	詐害行為取消権③-効果論(絶対的取消構成と返還義務者の地位)	基調報告とこれに基づくディベート
第 5 回	分割債権関係と不可分債権関係	基調報告とこれに基づくディベート
第 6 回	連帯債権-ドイツ法との対比	基調報告とこれに基づくディベート
第 7 回	連帯債務における絶対的効力事由	基調報告とこれに基づくディベート
第 8 回	連帯債務における求償権の制限と拡張	基調報告とこれに基づくディベート
第 9 回	保証債務-要式の厳格化と情報提供義務	基調報告とこれに基づくディベート
第 10 回	根保証の基本構造と民法の体系	基調報告とこれに基づくディベート
第 11 回	債権譲渡と譲渡制限特約の効力	基調報告とこれに基づくディベート
第 12 回	有価証券	基調報告とこれに基づくディベート
第 13 回	併存的債務引受と免責的債務引受	基調報告とこれに基づくディベート
第 14 回	契約上の地位の移転と不動産賃貸人たる地位の移転	基調報告とこれに基づくディベート

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各 2 時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

その都度、指示する。

【参考書】

①宮本健蔵編著『債権総論』(新マルシェ民法シリーズ)2019年 嵯峨野書院

- ②潮見佳男『新債権総論Ⅰ』『新債権総論Ⅱ』2017年 信山社
 ③平野裕之『債権総論』2017年 日本評論社
 ④潮見佳男編『Before/After 民法改正』2017年 弘文堂など。

【成績評価の方法と基準】

平常点(報告の内容・議論への参加)(100%)。
 具体的には、報告レジュメとプレゼンテーション、および各回の予習による内容の理解度と全体の議論への貢献度に基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』(2019年) 信山社
 編著『新・マルシェ民法総則』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・コンダクト民法』(2020年) 嵯峨野書院
 編著『新・マルシェ債権総論』(2019年) 嵯峨野書院
 「安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求」法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁 (2020 年)
 「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集 (九国大)23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁 (2017 年)
 「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁 (2016 年)
 「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁 (2015 年)
 「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)
 「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条 (1)(2・完)」法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁 (2013 年)、4 号 27 頁～128 頁 (2013 年)

【Outline and objectives】

In Japan, amendments to the Civil Code were held in 2017. In this lecture, we will examine the contents of the new civil law in detail and to acquire the theoretical framework of the new law.

LAW500A1

民法法特殊研究Ⅲ

大澤 彩

備考(履修条件等): 修士「民法特殊講義Ⅴ」と合同

実務教員:

【授業の概要と目的(何を学ぶか)】

本科目はコースワーク科目である。

- ①民法の各テーマに関する日本語文献を講読・整理し、テーマ及び問題点を抽出すること。
 - ②フランス民法等、外国法の学説・判例の調査方法を身につけ、かつ、文献を講読すること。
 - ③比較法研究の方法を身につけること。
- なお、本講義は修士課程「民法特殊研究Ⅴ」と合同で行う。

【到達目標】

各人の興味関心によってテーマを設定し、そのテーマをめぐる日本法の状況を整理した後、外国法(フランス法を中心的に扱うが、これに限られない)においてそのテーマをめぐるどのような議論が行われているか、外国法の概説書や論文等をもとに検討する。最終的に日本法と外国法を比較し、各自が設定したテーマについての一定の示唆を得る。
 これによって、外国語・外国法の基本能力を身につけるとともに、日本法との比較分析を行う能力を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか(該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

現代における民法をめぐる問題の中から関心のあるテーマを各自が設定し、そのテーマをめぐる日本語文献・裁判例を網羅的に収集・整理し、外国法の状況と比較した上で報告・議論を行う。報告者以外の者も、あらかじめ報告者が指定した参考文献を読んだ上で、積極的に議論に参加することが求められる。
 詳しくは初回に参加者と相談した上で決める。
 学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング(グループディスカッション、ディベート等)の実施】あり/Yes

【フィールドワーク(学外での実習等)の実施】なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	ゼミの進行についての打ち合わせ
第2回	テーマの決定	講義・質疑
第3回	テーマ①に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第4回	テーマ①に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第5回	テーマ①に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第6回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その1)	報告・議論
第7回	テーマ①に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その2)	報告・議論
第8回	総括(比較法研究から得られる示唆)	報告・議論
第9回	テーマ②に関する日本法の問題状況の紹介	報告・議論
第10回	テーマ②に関する日本法の学説・判例の紹介・分析	報告・議論
第11回	テーマ②に関する外国法の問題状況の紹介	報告・議論
第12回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その1)	報告・議論
第13回	テーマ②に関する外国法の判例・学説の紹介・分析(その2)	報告・議論
第14回	総括(比較法研究から得られる示唆)	報告・議論

【授業時間外の学習(準備学習・復習・宿題等)】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

【テキスト(教科書)】

初回に指示する。

【参考書】

最近の民法の優れた概説書では、これまでの民法の議論状況のみならず、現代的な問題関心も踏まえた記述が多数見られるので参考にしたい。例えば、中田裕康『契約法』（有斐閣、2017年）
中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）
外国法のリサーチ方法について、例えば、北村一郎編『アクセスガイド外国法』（東京大学出版会、2004年）がある。ただし、絶版であるため、図書館で読むこと。
フランス債務法（契約法・不法行為法分野）の有名な概説書として、例えば François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, et François Chenede, Droit civil : Les obligations, 12eéd, Dalloz, 2018
その他の参考文献も初回に指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）
原則として、毎回出席すること。欠席が全体の2割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメのメスを厳守した否かを考慮に入れる。担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【学生が準備すべき機器他】

オンラインで演習を行うため、ZOOM が使用できるパソコンを準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116巻 2・3号（2019年）410頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540号（2019年）30頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117巻 1号（2020年）1頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133号（2020年）20頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8号（2020年）133頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60巻 2号（2020年）75頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le nouveau droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to choose a subject and analyze the theory and the case of Japanese law. Besides, we examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW500A1

民法法特殊研究Ⅳ

大澤 彩

備考（履修条件等）：修士「民法特殊講義Ⅵ」と合同

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本科目はコースワーク科目である。
①フランス債務法・契約法の文献を講読することを目的とする。
②比較法研究の方法を身につけることを目的とする。
本講義は修士課程の「民法特殊講義Ⅵ」と合同で開講する。

【到達目標】

本講義では、フランス債務法・契約各論の基本的な概説書を講読する。これによって、フランス語の読解力を高めるとともに、フランス債務法・契約法に関する基礎的な知識を身につける。また、日本法との比較分析を行うことの意義を理解し、比較法研究を行うための素養や考え方を身につける。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」に関連、特に「DP1」と「DP3」は強く関連している。

【授業の進め方と方法】

授業初回までに受講希望者と学習支援システムの掲示板で連絡をとり、フランス債務法・契約各論に関する文献（教科書欄に記載）のどちらから講読を始めるかを決定する。
毎回の講義の前までに文献の担当箇所を翻訳する。
毎回の講義（ZOOMを使用）では翻訳にあたって解決すべき文法ルールや単語を理解するとともに、フランス債務法・契約法の特徴を理解する。
学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし/No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス・打ち合わせ	翻訳担当箇所の決定など
第2回	契約総論	翻訳の報告・議論
第3回	契約の成立①	翻訳の報告・議論
第4回	契約の成立②	翻訳の報告・議論
第5回	契約の成立③	翻訳の報告・議論
第6回	契約の内容①	翻訳の報告・議論
第7回	契約の内容②	翻訳の報告・議論
第8回	契約の内容③	翻訳の報告・議論
第9回	契約の内容④	翻訳の報告・議論
第10回	契約の効果	翻訳の報告・議論
第11回	売買①	翻訳の報告・議論
第12回	売買②	翻訳の報告・議論
第13回	売買③	翻訳の報告・議論
第14回	総括	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

本授業の準備学習・復習時間は各120時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

以下のどちらかを使用する。

François Terre, Philippe Simler, Yves Lequette, François Chenede, Droit civil : Les obligations, 12eéd, Dalloz, 2018

Alain Benabent, Droit des contrats spéciaux civils et commerciaux, 13eéd, LGDJ, 2019

【参考書】

フランス債務法・契約各論の代表的書籍として、以下のものがある（いずれも比較的読みやすい、かつ、最近の改正を反映した書籍である）。

【債務法】

L.Aynes, P.Malaurie, et P.Stoffel-Munck, Droit des obligations, 11eéd, LGDJ, 2020

B.Fages, Droit des obligations, 10eéd, LGDJ, 2020

A.Benabent, Droit des obligations, 18eéd, LGDJ, 2019

P.Malinvaud, M.Mekki, et J.-B.Seube, Droit des obligations, 15eéd, LexisNexis, 2019

M.Fabre-Magnan, Droit des obligations 1, 5eéd, P.U.F., 2019

F.Chenede, Le nouveau droit des obligations et des contrats 2019-2020, 2eéd, Dalloz, 2018

【契約各論（一部総論も含む）】

L.Aynes, P.-Y.Gautier, et P.Malaurie, Droit des contrats spéciaux, 11eéd, LGDJ, 2020

J.Raynaud et J.-B.Seube, Droit des contrats spéciaux, 10eéd, LexisNexis, 2019

François Collart Dutilleul et Philippe Delebecque, Contrats civils et commerciaux, 11eéd, Dalloz, 2019

D.Houtcieff, Droit des contrats, 5eed, Bruylant, 2020

【成績評価の方法と基準】

平常点（出席、報告、議論への参加）
原則として、毎回出席すること。欠席が全体の 2 割に及ぶ場合は、成績評価の対象とならない。
担当回における報告の内容、レジュメのメスを厳守した否かを考慮に入れる。
担当回以外については、積極的に議論に参加していたかを考慮に入れる。

【学生の意見等からの気づき】

該当なし。

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法
<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化
消費者法の実効性についての考察
<主要研究業績>
拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010 年）
拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018 年）363 頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116 巻 2・3 号（2019 年）410 頁以下
拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540 号（2019 年）30 頁以下
拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117 巻 1 号（2020 年）1 頁以下
拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133 号（2020 年）20 頁以下
拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8 号（2020 年）133 頁以下
拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60 巻 2 号（2020 年）75 頁以下
Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.
Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to examine the foreign law for the comparison with Japanese law.

LAW700A1

憲法特研演習Ⅲ

建石 真公子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

憲法学における博士論文とは何かを理解し、書き方を学ぶ。法律学の論理的な分掌の組み立てについて学ぶ。

【到達目標】

憲法学の基礎理論を理解し、決定した博士論文のテーマについて、先行研究や資料収集、調査をもとに、検討視角や考察方法を定める。さらに、全体の構成に沿って執筆を進め、設定した課題に関して、一定の仮説を基に考察結果を引きだしたうえで、自分なりの結論を明らかにし、論文として完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の基本的な枠組みやパラダイム、議論を理解するために、多くの論文を読んでいく。論文読了後、内容についてまとめてレポートとして提出する。法律学の論理的な構造について内容の添削をして返却する。

状況に応じて、オンライン授業、対面授業の両方の形式で実施する。報告内容や論文等については、課題に沿って評価できる点、問題点等を口頭、場合によっては文章で指摘する。授業に関する質問は、授業中でも、またメールでもいつでも連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】
あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第 1 回	憲法学の基礎理論と修士論文の説明	授業の進め方と次回の課題
第 2 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（1）	課題について報告する。文献検索の仕方についても学ぶ。
第 3 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（2）	課題について議論する。電子ジャーナルの検索について学ぶ。
第 4 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（3）	課題に関してレポートを書く
第 5 回	憲法学の基礎理論－立憲主義（4）	レポートの修正を返却し、修正点について議論する。
第 6 回	憲法学の基礎理論－国民主権（1）	課題について報告する。
第 7 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題について議論。
第 8 回	憲法学の基礎理論－国民主権（2）	課題に関してレポートを書く。
第 9 回	憲法学の基礎理論－国民主権（3）	修正したレポートに関して議論する。
第 10 回	憲法学の基礎理論－人権保障	課題について報告する。
第 11 回	憲法学の基礎理論－人権保障（2）	課題について議論。
第 12 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（3）	課題に関してレポートを書く。
第 13 回	憲法学の基礎理論－国民主権－人権保障（4）	修正したレポートに関して議論する。

第14回 憲法学の基礎理論－国 民主権－人権保障 実際の社会において人権がどのよ
うな問題なのかを現場で理解する
(5) 人権課題につい
てフィールドワーク

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業前に、課題の文献を読み、憲法の論点に関する予習を行う。
授業後は、授業中に提示された憲法上の論点や、争点となった課題に関して調べ理解する。

【テキスト（教科書）】

適宜、論文や書籍等を配布または紹介する。

【参考書】

適宜、テーマに沿った書籍や資料、文献等を配布または紹介する。

【成績評価の方法と基準】

ディスカッションへの参加 (50%)。
レポート提出 (50%)。

【学生の意見等からの気づき】

まだありません。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

自分で考えること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

・建石真公子「生命への介入、その法的課題 (1)~(11) (連載継続中) 時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10,2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医・科学研究報告 II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告 I 『スポーツ指導に必要な LGBT の人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・斉藤一久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月、101-124頁。総頁801頁。
・建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。
・建石真公子「フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Learn what a doctoral thesis in constitutional law is supposed to reveal.

Understand how to clarify a topic of interest and then discuss it in terms of constitutional law theory.

LAW700A1

憲法特研演習IV

建石 真公子

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

博士論文の法的な枠組みを理解し、書き方を学ぶ。
憲法上の論点について、先行業績を踏まえた上で、理論を深める。

【到達目標】

憲法学の原理、パラダイム、現代的課題を理解したうえで、決定した博士論文のテーマについての研究に基づき、論文を完成させる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

憲法学の論文を検討し、議論を通じて理解する。
論文で学んだことを論点を明らかにした上でレポートで提出する。
状況を勘案し、学生の希望も聞きつつ、オンライン、対面授業を適宜実施する。
質問は、授業開始後にメールアドレスをお知らせするので、いつでもメールで連絡してください。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	論文指導の内容を理解する。
第2回	人権の保障方法について理解する－立法	人権保障における立法の役割と限界
第3回	人権の保障方法について理解する－政策	人権保障における政策の役割と限界
第4回	人権の保障方法について理解する－裁判	人権保障における裁判の役割を理解する
第5回	人権の保障方法について理解する－裁判	行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟の違いについて理解する(2)
第6回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	違憲審査による人権保障について学ぶ
第7回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	行政裁量と違憲審査(2)
第8回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	立法裁量と違憲審査(3)
第9回	人権の保障方法について理解する－違憲訴訟	違憲審査制の現状と限界(4)
第10回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約による人権保障の構造を理解する
第11回	人権の保障方法について理解する－人権条約	人権条約の適用の課題を理解する(2)
第12回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもについて
第13回	人権の主体－子ども	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－子どもの貧困
第14回	人権の主体－外国人	人権の主体によって保障方法が異なることを理解する－外国人の人権

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

学生は、授業の準備として、事前に課題の文献等を読み、疑問点などはできるだけ調べておく。

授業後は、授業で提示された論点や、争点となった課題について、さらに調べ理解しておく。

本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

各テーマに沿った文献や資料を適宜配付または紹介する。

【参考書】

適宜紹介する。

【成績評価の方法と基準】

授業への参加（50%）

レポートの提出（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

なし。

【その他の重要事項】

課題をよく読んで準備すること。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>憲法、国際人権法

<研究テーマ>

憲法と人権条約の関係

フランス憲法とヨーロッパ人権条約

人格権と身体にかかわる自己決定

<主要研究業績>

建石真公子「生命への介入、その法的課題(1)~(11)（連載継続中）時の法令、2020年4月～2021年2月。建石真公子「日本における研究目的の『ヒト胚のゲノム編集』と『ヒト胚の作成』—人権の観点からどう考えるか」学術の動向、25/10、2020年、p.40-45。建石真公子「わいせつ概念の再構築—「四畳半襖の下張」事件」判例百選第7版、2019年。建石真公子「個人の尊重とゲノム（遺伝）情報保護—フランスにおける個人情報保護制度を例に」『憲法の普遍性と歴史性』辻村みよ子先生古稀記念論集、日本評論社、2019年。共編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例II』信山社、2019年。建石真公子「トランスジェンダーの権利論—ジェンダー・アイデンティティをめぐる個人の尊重の射程—」『スポーツ・医学・科学研究報告II』2019年、p.9-22。建石真公子「フランスにおける「私生活の尊重の権利」の憲法規範化」憲法研究4号、2019年、p.79-92。・Hiroko Tateishi, Sources du droit et interprétation des juges: l'émergence d'un dialogue avec le droit comparé et les traités internationaux relatifs aux droits de l'homme à la Cour suprême du Japon, in C.Guerin-Bargues et H.Yamamoto(sous la direction), Aux sources nouvelles du droit, Mare & martin, 2018, p.237-258。建石真公子「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権（ミニ・シンポジウム 提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における人権保護の課題）」比較法研究、no.80,2018,p.217-223。建石真公子「同性愛者の権利（LGB・SO）の権利保障の進展における私生活の尊重・人格権・差別禁止」平成29年度日本体育協会スポーツ医・科学研究報告I『スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究』、2018年、p.7-19。建石真公子「ヨーロッパ人権条約第15議定書による『補完性原則の条約化』をめぐる人権条約の実効性と国内裁判所の自立性」、工藤達朗・西原博史・鈴木秀美・小山剛・毛利透・三宅雄彦・齊藤久編『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開』信山社、2017年12月,101-124頁。総頁801頁。

「提供型生殖補助医療（代理懐胎を含む）における生殖の自由の制約としての人間の尊厳および他者の人権」比較法研究、80号。フランスの人権保障における合憲性と条約適合性—」辻村みよ子編『フランス憲法からの展望 政治社会の変動と憲法』信山社、2017年3月。

【Outline and objectives】

Understand what a doctor's thesis is and learn how to write. Deepen the theory of constitutional issues, taking into account previous achievements.

LAW700A1

行政法特研演習 I

西田 幸介

備考（履修条件等）：「行政法特研演習V」と合同開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程1年次生の春学期において、(1)博士論文のテーマを決定するための指導を受け、(2)研究計画書を作成し、あわせて、(3)著名な論文を輪読することによって、受講者が論文を執筆することの意義や方法をすることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文のテーマを決定することが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文のテーマを決定する
- ②上記テーマに関する研究計画書を作成する
- ③論文の書き方を考える

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第1回	博士論文のテーマ決定のに向けて	博士論文のテーマに相応しいものとしてどのようなものがあるのか、検討する。
第2回	著名な論文を読む（1）	塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第3回	著名な論文を読む（2）	藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第4回	著名な論文を読む（3）	阿部泰隆『フランス行政訴訟論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第5回	著名な論文を読む（4）	小早川光郎『行政訴訟の構造分析』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第6回	著名な論文を読む（5）	稲葉馨『行政組織の法理論』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第7回	著名な論文を読む（6）	橋本博之『行政法学と行政判例』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第8回	著名な論文を読む（7）	北島周作『行政上の主体と行政法』を素材として、論文のテーマ選択や構成について学ぶ。
第9回	研究計画書の作成（1）	研究計画書とは何かについて検討する。
第10回	研究計画書の作成（2）	研究テーマ（博士論文のテーマに限定しない）の候補（複数）を挙げて、それらについて比較検討する。
第11回	研究計画書の作成（3）	研究テーマを決定し、それを研究計画書に表現してみる。
第12回	研究計画書の作成（4）	研究計画書について再検討する。
第13回	博士論文のテーマ決定（1）	研究テーマから博士論文のテーマを絞り込む。
第14回	博士論文のテーマの決定（2）	博士論文のテーマを決定する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らの取り組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』（1962年、有斐閣）
 藤田宙靖『公権力の行使と私的権利主張』（1978年、有斐閣）
 阿部泰隆『フランス行政訴訟論』（1971年、有斐閣）
 小早川光郎『行政訴訟の構造分析』（1983年、東京大学出版会）
 橋本博之『行政法学と行政判例』（1998年、有斐閣）
 稲葉馨『行政組織の法理論』（1994年、弘文堂）
 北島周作『行政上の主体と行政法』（2018年、弘文堂）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法
 <研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学
 <主要研究業績>

著書

- ①『地域社会と人権』（共著）長谷川正安（監修）
 - ②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）芝池義一ほか（編）
 - ③『世界の公私協働—制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
 - ④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）
- 論文
- ①「アメリカ土地利用における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
 - ②「アメリカ土地利用における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
 - ③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
 - ④「アメリカにおけるゾーニングとカバナーの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
 - ⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
 - ⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
 - ⑦「規制権限の不行使と国家賠償——『規制不作為違法定式』の判断構造——」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
 - ⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準——厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として——」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 1st semester will have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to decide the theme of his/her doctoral thesis in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to decide his/her theme. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor. Through this process, the student will decide his/her theme.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅱ

西田 幸介

備考（履修条件等）：「行政法特研演習Ⅵ」と合同開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程1年次生の秋学期において、(1)博士論文のテーマを明確化しつつ、(2)博士論文の素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）を批判的に検討し、(3)上記テーマにかかる論点を導き出すことを通して、受講者が博士論文の執筆に向けた本格的な準備作業を開始するための土台を作ることが目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、博士論文において論点となる事項を自ら導き出すことが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマを明確化する
- ②博士論文で取り上げる素材を適切に理解しつつ問題点を指摘する
- ③博士論文で検討する論点を導き出す

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文のテーマの確認	行政法特研演習Ⅰで確定した博士論文のテーマについて確認し、事後の作業の手順を探る。
第2回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第3回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第4回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第5回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第6回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第7回	素材の検討（6）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第8回	素材の検討（7）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第9回	素材の検討（8）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第10回	素材の検討（9）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第11回	素材の検討（10）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第12回	論点の抽出（1）	素材の検討によって得られた知見を生かして、博士論文において、検討する論点を導き出す。
第13回	論点の抽出（2）	素材の検討によって得られた知見を生かして、博士論文において、検討する論点を導き出す。

第14回 研究計画書の再検討

行政法特研演習Ⅰで作成した研究計画書を、素材の検討、論点の抽出によって得られた知見を用いて再検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学

<主要研究業績>

著書

- ①『地域社会と人権』（共著）長谷川正安（監修）
- ②『まちづくり・環境行政の法的課題』（共著）芝池義一ほか（編）
- ③『世界の公私協働—制度と理論』（共著）、人見剛・岡村周一（編）
- ④『転換期を迎えた土地法制度』（共著）、転換期を迎えた土地法制度研究会（編）論文
- ①「アメリカ土地利用における一貫性原則の形成」法学志林 99 巻 2 号、4 号
- ②「アメリカ土地利用における一貫性原則の展開」法学志林 101 巻 1 号、2 号
- ③「行政計画の実体的統制と整合性の原則」大阪経済法科大学法学論集 64 号
- ④「アメリカにおけるゾーニングとカバナーの調整法理」龍谷法学 41 巻 1 号
- ⑤「アメリカにおける住宅所有者団体の行為の制限的司法審査と経営判断の原則」土地総合研究 20 巻 4 号
- ⑥「行政計画の基準性について」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣）
- ⑦「規制権限の不行使と国家賠償——『規制不作為違法定式』の判断構造——」法学（東北大学）81 巻 6 号（稲葉馨教授退職記念号）
- ⑧「法定抗告訴訟と無名抗告訴訟の選択基準——厚木基地第四次訴訟の最高裁判決を機縁として——」法学志林 115 巻 3 号（浜川清教授退職記念号）

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 2nd semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to make the theme of his/her doctoral thesis clearer in this semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to make his/her theme clearer. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor, and learn how to write an academic article. Through this process, the student will make his/her theme clearer.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅴ

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、博士論文の執筆に向けた研究指導を行うための科目である。具体的には、博士後期課程 3 年次生の春学期において、(1) 各自が設定したテーマに即して、博士論文を執筆するために、どのような取組みが必要かを指導しつつ、あわせて、(2) 受講者の研究テーマに即した資料（博士論文の「素材」となる）を輪読することによって、受講者が各自のテーマについてより深く検討することができるようになり、(3) 博士論文の原稿を執筆を開始しそのドラフトを完成させることを目的とする。

この授業の受講者は、博士論文の執筆に向けて必要な指導を受けて、博士論文の執筆準備を行い、少なくとも、春学期末までに博士論文のドラフトを完成することが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文について各自が設定したテーマに即して必要な取組みの内容を知る。
- ②上記テーマについて、より深く研究を進める。
- ③博士論文の下書きを完成させる。
- ④研究論文における論じ方を知る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマと進捗状況の確認	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認し、春学期に行うべきことを明確にする。
第 2 回	博士論文のテーマの明確化	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文の概略の検討	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	素材の検討（1）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 5 回	素材の検討（2）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 6 回	素材の検討（3）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 7 回	素材の検討（4）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 8 回	素材の検討（5）	博士論文で取り上げる素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について検討する。
第 9 回	博士論文の概略の再検討	素材の検討で得られた成果をもとに、博士論文の概略が適切なものか再検討する。
第 10 回	ドラフトの検討（1）	博士論文のドラフトを検討する。
第 11 回	ドラフトの検討（2）	博士論文のドラフトを検討する。
第 12 回	ドラフトの検討（3）	博士論文のドラフトを検討する。
第 13 回	ドラフトの検討（4）	博士論文のドラフトを検討する。
第 14 回	ドラフトの検討（5）	博士論文のドラフトを検討する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものである。このため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の執筆に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各 15 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018年

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 5th semester will be have research guidance by research supervisors. A student in course of doctoral degree has to make the outline of his/her doctoral thesis in the 4th semester, if at all possible. In this course, the student will be learn what he/she have to do to complete his/her thesis. And also he/she will read some academic articles or cases together with the supervisor, write the manuscript, and elaborate it over again and again with the supervisor. Through this process, the student will complete a draft of his/her thesis.

LAW700A1

行政法特研演習Ⅵ

西田 幸介

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

この授業は、すでに完成した博士論文を出版に向けて再検討するための科目である。具体的には、博士後期課程3年次生の秋学期において、(1)各自が設定したテーマに即して執筆した博士論文を再検討し、(2)博士論文で取り上げた資料（判例・裁判例、文献、その他の資料）を再確認することによって、受講者が自らの博士論文の問題点を洗い出し出版に向けた準備を進めると同時に、次なる研究の課題を確認する。

この授業の受講者は、博士論文の出版に向けて必要な指導を受けて、博士論文の完成度を高めることが期待される。

【到達目標】

- ①博士論文の出版に向けてそれに必要な取組みの内容を知る。
- ②博士論文の研究テーマについてより深く研究を進める。
- ③博士論文をブラッシュアップする。
- ④博士論文に続く研究計画を作る。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

学習支援システムを利用しつつ、ビデオ会議システムによる演習形式とする。新型コロナウイルスの感染状況に鑑みて、対面授業が可能となれば、受講者と相談の上で、対面授業を、適宜、実施する。ただし、対面授業を実施する場合には、受講者が自宅等でオンラインでも授業に参加できるように配慮する。

少人数の演習形式で授業を実施するため、授業内の発表に対するフィードバックは、毎回、授業内で口頭により行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	博士論文の再検討	博士論文において残された課題が何かを検討する。
第2回	研究内容・方法について質疑応答	博士論文の執筆において課題となった事項について、フリーディスカッションにより、問題点を抽出する。
第3回	素材の再検討（1）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第4回	素材の再検討（2）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第5回	素材の再検討（3）	博士論文で取り上げた素材（判例・裁判例、文献、その他の資料）について再検討する。
第6回	博士論文の出版に向けて（1）	博士論文の出版計画を作成する。
第7回	博士論文の出版に向けて（2）	博士論文の出版のために必要な作業を確認する。
第8回	引用資料の再検討（1）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第9回	引用資料の再検討（2）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第10回	引用資料の再検討（3）	博士論文で引用した資料について、各自の評価が適切であるかどうか再検討する。
第11回	博士論文の出版に向けて（3）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第12回	博士論文の出版に向けて（4）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第13回	博士論文の出版に向けて（5）	博士論文の出版に向けて、論文の一部を書き直してみる。
第14回	今後の研究テーマ	博士論文で明らかになった今後の研究課題について確認する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

この科目は、博士論文の出版に向けてその指導を行うためのものであるため、受講者が自らした取組みを毎回の授業で報告することが基本となる。このため、授業時間外の学習としては、博士論文の出版に向けた作業が中心となる。

本授業の準備・復習時間は、各 15 時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【学生が準備すべき機器他】

特になし。

【その他の重要事項】

この授業は、担当者である西田を指導教員とする、博士後期課程の大学院生を対象とする科目である。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 行政法

<研究テーマ> ①行政計画の実体的統制、②私人間の協定と行政法学、③都市法

<主要研究業績>

- ①『行政の構造変容と権利保護システム』（共編著）、2019 年、日本評論社
- ②『行政課題の変容と権利救済』（編著）、2019 年、法政大学出版局、
- ③『コンメンタール行政法Ⅱ 行政手続法・行政不服審査法』（共著）、室井力・芝池義一・浜川清・本多滝夫（編）、日本評論社、2018 年

【Outline and objectives】

The purpose of this course is that students in the 6th semester will be have research guidance by research supervisors. In ordinary, a student in 6th semester has already applied for doctoral degree by handing in his/her thesis. So in this course, the student will rethink the thesis with the supervisor, prepare to publish it. And also, the student will make plans for his/her next research.

LAW700A1

国際法特研演習 I

森田 章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第 2 回	資料収集方法（1）	図書館・資料室の活用法
第 3 回	資料収集方法（2）	オンラインデータベース
第 4 回	研究計画の立案	この時点での関心、暫定的テーマにもとづく指導
第 5 回	文献リスト作成	参考文献、先行研究のリスト化
第 6 回	重要参考文献（1）	報告と討論
第 7 回	重要参考文献（2）	報告と討論
第 8 回	重要参考文献（3）	報告と討論
第 9 回	重要参考文献（4）	報告と討論
第 10 回	重要参考文献（5）	報告と討論
第 11 回	重要参考文献（6）	報告と討論
第 12 回	重要参考文献（7）	報告と討論
第 13 回	重要参考文献（8）	報告と討論
第 14 回	論文執筆における形式的ルール	注の付け方などのルール

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジメに対するコメントを考えてくる。本授業の準備・復習時間は、各 2 時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第 2 版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）。レジメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当により、該当なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

国際法

<研究テーマ>

国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要研究業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編著、有斐閣、2010）

③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会と国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW700A1

国際法特研演習Ⅱ

森田 章夫

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

国際法の論文執筆のために必要な基本的研究方法を学ぶ、リサーチワーク科目である。

【到達目標】

国際法を対象とする博士論文作成のための基礎力を身につけ、実践する。具体的な到達目標としては、①国際法の基本構造、諸原則を理解すること、②国際法研究に必要な文献・資料を収集し、内容を正確に把握し、分析すること、③テーマ設定や論文執筆の具体的方法を学び実践すること、である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

受講者による報告の後、全員で討論を行う。

扱う文献の決定に際しては、受講者の関心や論文テーマを考慮する。

課題等に対するフィードバックは、授業中でのコメントや学習支援システム掲示板を用いて行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	初回打ち合わせ	授業の進め方の確認、報告担当者の決定
第2回	研究計画立案・修正	進捗確認と論文構想
第3回	重要参考文献（1）	調査研究の補完、構成の検討
第4回	草稿の確認（1）	第一次中間報告に向けた草稿の確認
第5回	第一次中間報告	第一次中間報告・討論、今後の作業の確認
第6回	重要参考文献（2）	調査研究の補完、構成の検討
第7回	重要参考文献（3）	調査研究の補完、構成の検討
第8回	重要参考文献（4）	調査研究の補完、構成の検討
第9回	草稿の確認（2）	第二次中間報告に向けた草稿の確認
第10回	第二次中間報告	第二次中間報告・討論、今後の作業の確認
第11回	論文執筆作業の推進（1）	各章の精緻化、豊富化
第12回	論文執筆作業の推進（2）	全体構造の再検討
第13回	論文執筆作業の推進（3）	題目決定
第14回	論文執筆作業の推進（4）	最終チェック

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

報告担当者はレジュメを作成し、事前に提出する。その他の受講者も指定された文献を精読し、報告者のレジュメに対するコメントを考える。本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

受講者の問題関心をふまえて決定し、都度指示する。

【参考書】

国際条約集

国際法判例百選（第2版）

【成績評価の方法と基準】

平常点（100％）。レジュメ、報告、討論への参加を総合的に考慮して評価する。

【学生の意見等からの気づき】

本年度新規担当により、該当なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>国際法

<研究テーマ>国際コントロール、海洋法、国家管轄権

<主要業績>①『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）②『講義国際法【第2版】』（共編者、有斐閣、2010）③「英米臨検権論争の国際法上の意義」柳原正治編『変転する国際社会における国際法の機能 内田久司先生追悼論集』（信山社、2018年）

【Outline and objectives】

This seminar focuses on the methodologies of international legal studies with the aim of writing a master thesis.

LAW700A1

民法特研演習 I

大澤 彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、修士論文で残された課題をふまえた上での博士論文のテーマ設定、執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法の問題状況を把握する。その上で、博士論文の大きなプランを設定する。

【到達目標】

- ①博士論文のテーマの候補をいくつか挙げる。
- ②各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法（および外国法）の状況を大まかに把握する。
- ③各テーマで論文を書くにすれほどのようなプラン（構成）が考えられるかを検討し、プランを作成する。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

最初の複数回で修士論文で残された課題を列挙した上で、博士論文のテーマになりそうなものを列挙し、それぞれについて日本法・外国法の文献・判例を調査して、大まかな状況をつかむ。最終的にはそのテーマで論文を書くにすれほどのような構成が考えられるかを熟考し、プランを作成する。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**春学期**

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第2回	修士論文で残された課題の列挙①	報告・議論
第3回	修士論文で残された課題の列挙②	報告・議論
第4回	テーマの候補の列挙①	報告・質疑
第5回	テーマの候補の列挙②	報告・質疑
第6回	テーマの候補の列挙③	報告・質疑
第7回	各テーマに関する文献調査・概要把握①	調査・報告・質疑
第8回	各テーマに関する文献調査・概要把握②	調査・報告・質疑
第9回	各テーマに関する文献調査・概要把握③	調査・報告・質疑
第10回	各テーマに関する文献調査・概要把握④	調査・報告・質疑
第11回	各テーマに関する文献調査・概要把握⑤	調査・報告・質疑
第12回	プランの作成・検討①	報告・議論
第13回	プランの作成・検討②	報告・議論
第14回	プランの作成・検討③	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

博士論文完成に向けた文献調査を進める。
優れた博士論文（大学の紀要等に掲載されているものや、書籍化されたもの）をできる限り読み、博士論文とはいかなるものなのかについてイメージをつかむ。

本授業の準備時間は120時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&リポート（第2版）』（有斐閣、2019年）

大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）

井田良＝佐渡島紗織＝山野日章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第2版）』（有斐閣、2019年）

伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001年）

広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983年）

清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959年）

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

【学生の意見等からの気づき】

該当無し

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝

大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下

拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116巻 2・3

号（2019年）410頁以下

拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540号（2019年）

30頁以下

拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法理の構造－フランス法の

現状（1）」法学志林 117巻 1号（2020年）1頁以下

拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日

本労働法学会誌 133号（2020年）20頁以下

拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法

研究 8号（2020年）133頁以下

拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60巻 2号

（2020年）75頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la

consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.),

Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International

Publishing, 2018, pp.371 et s.

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit

des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the doctoral thesis : first of all, we choose the theme and we search for literatures, and finally, we build the plan of our doctoral thesis.

LAW700A1

民法特研演習Ⅱ

大澤 彩

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本科目は、博士論文の執筆のための文献調査を行い、設定したテーマをめぐる日本法および比較対象たる外国法を分析する、博士論文執筆の準備を行う。

【到達目標】

各テーマに関する論文を書く際に必要となる文献・判例を調査し、日本法および外国法の状況を分析する。

②随時、執筆状況と内容を報告し、論文のテーマを絞り込む。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

博士論文執筆のために日本法の文献・判例、および比較法の文献を調査し、分析を行う。調査・分析を進めつつ、論文のテーマを絞り込み、プランを随時修正しながら大まかなプランを完成させる。

学生の報告や質問に対しては、授業内でコメントする。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	イントロダクション	この講義についての説明・スケジュール作成
第2回	論文テーマに関する文献調査①	報告・議論
第3回	論文テーマに関する文献調査②	報告・議論
第4回	論文テーマに関する文献調査③	報告・議論
第5回	論文テーマに関する文献調査④	報告・議論
第6回	論文テーマに関する文献調査⑤	報告・議論
第7回	論文テーマの検討①	報告・議論
第8回	論文テーマの検討②	報告・議論
第9回	論文テーマに関する文献調査⑥	報告・議論
第10回	論文テーマに関する文献調査⑦	報告・議論
第11回	論文テーマに関する文献調査⑧	報告・議論
第12回	論文プランの検討①	報告・議論
第13回	論文プランの検討②	報告・議論
第14回	論文プランの検討③	報告・議論

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

博士論文のテーマおよびプランを大まかに確定するための文献調査を行う。本授業の準備は120時間を標準とする。

【テキスト（教科書）】

教科書は使用しない。

【参考書】

論文の書き方について述べた書籍は多く存在するが、主なものとして、田高寛貴＝原田昌和＝秋山靖浩『リーガル・リサーチ&リポート（第2版）』（有斐閣、2019年）

大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣、2000年）

井田良＝佐渡島紗織＝山野日章夫『法を学ぶ人のための文章作法（第2版）』（有斐閣、2019年）

伊丹敬之『創造的論文の書き方』（有斐閣、2001年）

広中俊雄＝五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983年）

清水幾太郎『論文の書き方』（岩波新書、1959年）

【成績評価の方法と基準】

平常点による。

【学生の意見等からの気づき】

該当無し

【担当教員の専門分野等】

<授業担当者の専門>民法、消費者法、フランス契約法・消費法

<研究テーマ>契約法における「濫用」法理の現代化

消費者法の実効性についての考察

<主要研究業績>

拙著『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣、2010年）

拙稿「年齢と取引-若年者をめぐる契約法・消費者法の立法的課題」河上正二＝大澤彩編・廣瀬久和先生古稀記念論文集（信山社、2018年）363頁以下
拙稿「フランス契約法改正における『附合契約』概念」法学志林 116巻 2・3号（2019年）410頁以下

拙稿「フランチャイズ契約と消費者契約法」ジュリスト 1540号（2019年）30頁以下

拙稿「いわゆる『つけ込み型』勧誘をめぐる私法理の構造－フランス法の現状（1）」法学志林 117巻 1号（2020年）1頁以下

拙稿「契約内容規制と当事者間の交渉力不均衡－民法・消費者法と労働法」日本労働法学会誌 133号（2020年）20頁以下

拙稿「不当条項規制における行政機関の役割－フランス法の現状」消費者法研究 8号（2020年）133頁以下

拙稿「いわゆる『消費者的事業者』に関する一考察」国民生活研究 60巻 2号（2020年）75頁以下

Aya OHSAWA, La mise en oeuvre et l'effectivité du droit de la consommation au Japon, in H.-W.Micklitz and G.Saumier (eds.), Enforcement and effectiveness of consumer law, Springer International Publishing, 2018, pp.371 et s.

Gael Chantepie, Mathias Latina, Aya OHSAWA, Le renouveau du droit des obligations : perspectives franco-japonaises, Harmattan, 2020

【Outline and objectives】

In this lecture, we prepare for the doctoral thesis : we search for literatures, we report our doctoral thesis, and we write our doctoral thesis.

LAW700A1

民法特研演習V

宮本 健蔵

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを論文に結実させることが必要とされる。このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的としたい。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するリサーチワーク科目である。

【到達目標】

問題点の的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

授業内で課題等を提出した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第2回	テーマ候補①の外国文献（学説）	報告と質疑応答
第3回	テーマ候補①の外国文献（判例）	報告と質疑応答
第4回	テーマ候補①の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第5回	テーマ候補②の外国文献（学説）。	報告と質疑応答
第6回	テーマ候補②の外国文献（判例）。	報告と質疑応答
第7回	テーマ候補②の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第8回	テーマ候補③の外国文献（学説）	報告と質疑応答
第9回	テーマ候補③の外国文献（判例）	報告と質疑応答
第10回	テーマ候補③の総合的検討（日本法を含む）	報告と質疑応答
第11回	残された問題と関連課題の検討（1）	報告と質疑応答
第12回	残された問題と関連課題の検討（2）	報告と質疑応答
第13回	残された問題と関連課題の検討（3）	報告と質疑応答
第14回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

なお、本授業の準備・復習時間は、各4時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』(2019年) 信山社

編著『新・マルシェ民法総論』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・コンダクト民法』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・マルシェ債権総論』(2019年) 嵯峨野書院

「安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求」法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁 (2020 年)

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集 (九国大)23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁 (2017 年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁 (2016 年)

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁 (2015 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条 (1)(2・完)」法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁 (2013 年)、4 号 27 頁～128 頁 (2013 年)

【Outline and objectives】

The purpose of this lecture is to prepare for master's thesis. We will report and discuss about each chosen subject.

LAW700A1

民法特研演習Ⅵ

宮本 健蔵

実務教員：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

大学院で学ぶ者は少なくとも自己の専攻分野においてすでに多くの問題意識を有しているものと思われる。この問題意識をさらに深め、あらゆる角度から徹底的に検討し尽くして、これを論文に結実させることが必要とされる。

このような受講生によって自発的に選択された課題に関して、各自の研究成果の発表とその後の質疑応答を通じて、研究者に不可欠な深い洞察力を育むことを目的とする。

なお、この科目は比較法的な視点から現代の法的事象を総合的に考察するリサーチワーク科目である。

【到達目標】

問題点的的確な把握力とこれに関する法情報の収集力・分析力、そして、私見の構想力を養い、研究者としての基礎を築くことが到達目標である。法学志林などに発表できるような研究成果の実現を期待したい。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

各回の授業で取り上げるテーマの選択および決定はもちろん受講生に委ねられる。

授業では、担当者による研究報告を基礎として、受講生が相互間で質疑応答を行うという形式で進める。

授業内で課題等を出題した場合は、そのフィードバックは、授業において、適宜、行う。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	夏季休暇中の成果の報告	報告と質疑応答、関連する外国文献。
第 2 回	テーマ候補①の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 3 回	テーマ候補①の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 4 回	テーマ候補①の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 5 回	テーマ候補②の外国文献 (学説)。	報告と質疑応答
第 6 回	テーマ候補②の外国文献 (判例)。	報告と質疑応答
第 7 回	テーマ候補②の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 8 回	テーマ候補③の外国文献 (学説)	報告と質疑応答
第 9 回	テーマ候補③の外国文献 (判例)	報告と質疑応答
第 10 回	テーマ候補③の総合的検討 (日本法を含む)	報告と質疑応答
第 11 回	残された問題と関連課題の検討 (1)	報告と質疑応答
第 12 回	残された問題と関連課題の検討 (2)	報告と質疑応答
第 13 回	残された問題と関連課題の検討 (3)	報告と質疑応答
第 14 回	全体のまとめ	秋学期のまとめ、今後の課題の確認。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

受講生は各自の研究テーマについて十分に資料を収集して検討することが望まれる。

なお、本授業の準備・復習時間は、各 4 時間を標準とします。

【テキスト (教科書)】

研究発表者の指示するもの。

【参考書】

特になし。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%)。

具体的には、研究報告のレジュメとプレゼンテーション、および質疑応答のクオリティに基づいて総合的に判定する。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。大いなる研究成果を期待したい。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>民法、財産法

<研究テーマ>安全配慮義務論、リスク責任論

<主要研究業績>

『労働災害と使用者のリスク責任』(2019年) 信山社

編著『新・マルシェ民法総論』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・マルシェ物権法・担保物権法』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・コンダクト民法』(2020年) 嵯峨野書院

編著『新・マルシェ債権総論』(2019年) 嵯峨野書院

「安全配慮義務の履行請求権と裁判上の抽象的履行請求」法学志林 118 巻 1 号 9～61 頁 (2020 年)

「不動産取引は書面を必要とする要式契約か」法学論集 (九国大)23 巻 1・2・3 号 127 頁～146 頁 (2017 年)

「ファウルボールによる観客の受傷事故と球場管理者等の責任」名城法学 66 巻 3 号 155 頁～182 頁 (2016 年)

「オーストリア一般民法 1014 条の歴史的沿革とその適用範囲について」法学志林 113 巻 1 号 1 頁～79 頁 (2015 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「事務処理に際して生じた損害とドイツ民法 670 条 (1)(2・完)」法学志林 110 巻 3 号 1 頁～63 頁 (2013 年)、4 号 27 頁～128 頁 (2013 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

「建物明渡猶予制度と転貸借契約への適用」名城法学 64 巻 1・2 合併号 49 頁～76 頁 (2014 年)

LAW700A1

民法特研演習 V

川村 洋子

備考 (履修条件等) : 民法特研演習 I と合同開講

実務教員 :

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

V では、IV に引き続き、論文執筆のためのレジュメと執筆計画に沿って、博士論文の執筆を継続し、中間報告における議論・批判的検討を繰り返すことにより執筆方法を見直し、内容を深化させることを目的とする。

【到達目標】

論文の執筆計画に沿って執筆を進めること。

中間報告における批判的検討を重ねて内容を深化させること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認	論文の執筆計画を踏まえた進捗状況を報告し、今学期の作業課題を確認する。
第 2 回	論文の執筆状況の報告と草稿の検討 (中間報告、以下同じ) (1)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 3 回	草稿の検討(2)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 4 回	論文の執筆状況の報告(1)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 5 回	論文の執筆状況の報告(2)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 6 回	草稿の検討(3)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 7 回	草稿の検討(4)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 8 回	中間整理	ここまで執筆・検討された草稿を論文の全体構想に照らして洗い直し、次の課題を整理する。
第 9 回	論文の執筆状況の報告(3)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 10 回	論文の執筆状況の報告(4)	執筆計画にそくした進行状況の報告と評価・検討。
第 11 回	草稿の検討(5)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 12 回	草稿の検討(6)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 13 回	草稿の検討(7)	執筆した草稿について議論を行い、問題点の発見に努める。
第 14 回	進捗状況の報告と作業課題の確認	論文執筆の進捗状況を報告し、その後の作業課題を確認する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト (教科書)】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100 %) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ① 共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ② 「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③ 「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④ 「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤ 「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

民法特研演習Ⅵ

川村 洋子

備考（履修条件等）：民法特研演習Ⅱと合同開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Ⅵでは、Ⅴに引き続き、論文の執筆計画に沿って、博士論文を完成させ、その口頭発表及び刊行に向けての準備を進めることを目的とする。

【到達目標】

論文の執筆計画に沿って博士論文を完成させること。

完成した博士論文にそくした研究発表に備えること。

今後の研究課題の展望をまとめること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文の執筆状況の確認と課題の検討	執筆状況を確認し、論文完成を展望して残された課題を列挙する。
第 2 回	研究課題・方法についての議論(1)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 3 回	研究課題・方法についての議論(2)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 4 回	研究課題・方法についての議論(3)	草稿における論文の中心命題とその論証方法の的確性について再検討する。
第 5 回	論文の構成についての議論(1)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 6 回	論文の構成についての議論(2)	草稿における論文全体の構成を再検討し、説得力の向上に努める。
第 7 回	論文の表現についての検討	草稿における表現・表記を吟味し、正確かつ適切で、一貫した表現・表記を確保する。
第 8 回	論文の形式についての検討	論文としての形式を備えていることを再確認する（引用方式、注、参考文献リストなど）。
第 9 回	論文の口頭発表の準備(1)	口頭発表のための論文の要旨の構成・内容の検討。
第 10 回	論文の口頭発表の準備(2)	口頭発表のためのレジユメの検討。
第 11 回	論文の口頭発表の準備(3)	論文の口頭発表の試行と質疑応答。
第 12 回	論文の出版に向けた準備(1)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 13 回	論文の出版に向けた準備(2)	出版に向けた論文の推敲・改訂。
第 14 回	今後の研究課題の確認	博士論文から派生する近接問題や今後の研究課題を検討し、研究の継続性を担保する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

博士論文執筆計画に沿った論文の執筆及び授業での検討を踏まえた修正作業。本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100 %）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ① 共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ② 「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③ 「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④ 「比較法制度史と日本民法典の売上の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤ 「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI).

In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

民法特研演習 I

川村 洋子

備考（履修条件等）：民法特研演習Ⅴと合同開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

I では、研究計画の概要を立てるために必要な文献調査と購読を行い、分析に足るテーマを発見・決定することを目的とする。

【到達目標】

博士論文において分析するに値するテーマを絞り込み、研究計画の概要を立てること。

網羅的に文献調査を行い、先行する研究状況を正確に把握すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	ガイダンス	受講者の関心分野と研究経験を確認する。
第 2 回	博士論文のテーマの検討	研究計画の立て方について検討する。
第 3 回	博士論文のテーマの検討	論文のための問題発見の方法について検討する。
第 4 回	文献調査(1)	暫定的な論文テーマを決めて、研究方法とスケジュールを確認する。
第 5 回	文献調査(2)	論文作成に必要な文献調査の方法を検討する。
第 6 回	文献調査(3)	論文作成に必要な文献調査の状況を確認する。
第 7 回	文献調査(4)	文献調査の成果（目録作成）を検討し、関連文献の位置づけを行う。
第 8 回	主たる文献の購読(1)	第 6 回に引き続き、関連文献の位置づけを行う。
第 9 回	主たる文献の購読(2)	核心をなす文献 1 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 10 回	主たる文献の購読(3)	核心をなす文献 2 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 11 回	主たる文献の購読(4)	核心をなす文献 3 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 12 回	主たる文献の購読(5)	核心をなす文献 4 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 13 回	研究計画の概要(1)	核心をなす文献 5 を分析的に精読し、問題発見の手がかりを探る。
第 14 回	研究計画の概要(2)	論文のテーマを確定し、中心的な命題（仮説）を暫定的に設定する。
		確定した論文テーマに即して研究計画の概要を固める。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献調査・精読、資料収集と分析を行うこと。本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ① 共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）
- ② 「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 巻 1・2 号（2015年）
- ③ 「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く（1）」法学志林 111 巻 1 号（2013年）
- ④ 「比較法制度史と日本民法の売主の担保責任制度（13）」法学志林 107 巻 3 号（2010年）
- ⑤ 「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』（2007年）所収

[Outline and objectives]

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI). In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

民法特研演習Ⅱ

川村 洋子

備考（履修条件等）：民法特研演習Ⅵと合同開講

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業は、民法分野の博士論文作成のための研究指導を行うリサーチワーク科目である。

Ⅱでは、Ⅰで立てた研究計画の概要に沿って引き続き文献調査と購読を行い、研究計画書を完成させ、資料の収集・分析段階にまで進めることを目的とする。

【到達目標】

決定した論文テーマに即した研究計画書を完成させること。

網羅的に文献調査を行い、先行する研究状況を正確に把握すること。

研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集・分析すること。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

演習形式で行う。

対面授業が制限されている間は、授業はリアルタイムオンライン方式で行う。受講生による報告等に対し、適宜、問題点や今後の課題の指摘を含むコメントを行い、到達度を把握する手がかりを与える。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第 1 回	論文テーマと研究計画の概要の確認	Ⅰで決定した論文テーマと研究計画の概要を再検討する。
第 2 回	論文命題の検討(1)	論文における中心命題（仮説）を考察する。
第 3 回	副次的な文献の購読(1)	副次的な文献 1 を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第 4 回	副次的な文献の購読(2)	副次的な文献 2 を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第 5 回	副次的な文献の購読(3)	副次的な文献 3 を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第 6 回	副次的な文献の購読(4)	副次的な文献 4 を分析的に精読し、中心命題を掘り下げる。
第 7 回	論文命題の検討(2)	文献購読の成果を踏まえて、中心命題を再検討する。
第 8 回	研究計画書の作成(1)	解明すべき問題（テーマ）と中心命題の明確な表現方法を検討する。
第 9 回	研究計画書の作成(2)	問題解決の枠組を設定する。
第 10 回	研究計画書の作成(3)	問題解決のための論証方法を検討する。
第 11 回	研究計画書の作成(4)	中心命題の発展可能性を検討するなどして、研究計画書を完成させる。
第 12 回	資料の収集と分析(1)	研究計画書に沿って論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第 13 回	資料の収集と分析(2)	引き続き、論文執筆に必要な資料を収集し、分析する。
第 14 回	論文命題の検討(3)	資料分析を踏まえて、中心命題を修正・改訂する。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

各回の授業での報告のための文献調査・精読、資料収集と分析を行うこと。本授業の準備・復習時間は、各 5 時間以上を標準とする。

【テキスト（教科書）】

特になし。

【参考書】

必要に応じて、適宜、指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点（100%）による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 民法

<研究テーマ> 契約損害賠償制度を軸とする日本民法の約束保障制度の比較法研究

<主要研究業績>

- ① ① 共編著『一般社団（財団）法人法逐条解説（上）』（2020年）

- ②「性状瑕疵の約束保障構成をめぐって—担保債務か、債務不履行責任か—」法学新報 122 卷 1・2 号 (2015 年)
- ③「法比較の視点から債権法改正試案を読み解く (1)」法学志林 111 卷 1 号 (2013 年)
- ④「比較法制度史と日本民法典の売主の担保責任制度 (13)」法学志林 107 卷 3 号 (2010 年)
- ⑤「『損害賠償法の理論』と私」『平井宜雄先生古稀記念論文集・民法学における法と政策』(2007 年) 所収

【Outline and objectives】

In this course, students will receive guidance about the preparation of their doctoral dissertation (theses) proposals and dissertations related to Japanese Civil Law. This course is a part of three-year doctoral study program (beginning from I to VI). In the program, students are expected to develop and elaborate the demonstrable hypotheses, and incorporate them into the dissertation which will make an original and substantial contribution to the study in the field of their choice.

LAW700A1

商法特研演習 V

潘 阿憲

実務教員：

【授業の概要と目的 (何を学ぶか)】

本講義は、受講者の博士論文執筆のための研究指導を行う科目であり、受講者が研究テーマについてより深く検討することができるようになることを目的とするリサーチワーク科目である。

【到達目標】

本講義は、後期の商法特研演習Ⅱとともに、博士論文で取り上げられる研究テーマについてより深く研究を進めることができることを到達目標とする。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか (該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連)】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

新型コロナウイルスの影響により、春学期の少なくとも前半はオンラインでの開講となる。それに伴う各回の授業計画の変更や授業方法などについては、学習支援システムでその都度提示する。また、授業外での質問等については、授業内でフィードバックすることとする。

【アクティブラーニング (グループディスカッション、ディベート等) の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク (学外での実習等) の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文テーマその 1	博士論文のテーマとこの時点での進捗状況を確認する。
第 2 回	博士論文テーマその 2	博士論文で論じるべき課題を明確にする。
第 3 回	博士論文テーマその 3	博士論文の概略を報告し、その内容を検討する。
第 4 回	研究素材の検討 (1)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第 5 回	研究素材の検討 (2)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第 6 回	研究素材の検討 (3)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第 7 回	研究素材の検討 (4)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第 8 回	研究素材の検討 (5)	博士論文で取り上げる素材 (判例) について検討する。
第 9 回	研究素材の検討 (6)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第 10 回	研究素材の検討 (7)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第 11 回	研究素材の検討 (8)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第 12 回	研究素材の検討 (9)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第 13 回	研究素材の検討 (10)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。
第 14 回	研究素材の検討 (11)	博士論文で取り上げる素材 (文献) について検討する。

【授業時間外の学習 (準備学習・復習・宿題等)】

本講義は、博士論文の執筆に向けてその指導を行うためのものであり、受講者が自ら判例・文献を収集して報告するため、相当の準備等を行う必要がある。

【テキスト (教科書)】

特に指定なし

【参考書】

必要に応じて、適宜指示する。

【成績評価の方法と基準】

平常点 (100%) による。

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 商法

<研究テーマ> 会社法、保険法、金融商品取引法

【Outline and objectives】

Special Studies on Mergers & Acquisition of Corporations

LAW700A1

労働法特研演習 V

浜村 彰

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行うが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定期間についても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

対面授業を基本として開講する予定であるが、状況に応じてハイフレックス型またはハイブリット型授業を行うこととする。授業計画の変更については、学習支援システムでその都度提示する。

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせるための指導を行う。

毎回ゼミ参加院生にレポートをしてもらい、それを題材に議論を行って、その授業の学んだことのまとめを行う。

授業の初めに、前回の授業で提出されたリアクションペーパーからいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第 1 回	博士論文のテーマについての検討と確認	受講者が自ら選択した博士論文のテーマが適切か、その内容と展開可能性について議論する
第 2 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討①	博士論文に関連した文献のリストを作成する
第 3 回	博士論文に関連した文献の蒐集と検討②	文献リストの再検討
第 4 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討①	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する①
第 5 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討②	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する②
第 6 回	主要文献の理論的意義づけと問題点の検討③	文献リストの中でとくに重要な文献を取り上げて批判的に検討する③
第 7 回	博士論文の構想の中間報告①	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する①
第 8 回	博士論文の構想の中間報告②	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する②
第 9 回	博士論文の構想の中間報告③	博士論文の構想について進捗状況を報告させて議論する③
第 10 回	最近の労働法上の理論課題の研究①	労働市場法の研究。派遣法だけではなく、最近の雇用政策と労働市場の変化についても分析・検討する。
第 11 回	最近の労働法上の理論課題の研究②	2007年に制定され、2012年に改正された労働契約法全体について、その問題点を抽出し検討する
第 12 回	最近の労働法上の理論課題の研究③	最近の労基法の改正問題について検討する
第 13 回	博士論文のまとめ	博士論文のテーマの適切性の確認のための議論
第 14 回	全体のまとめ	夏休み期間中の課題の確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 博士論文のテーマの検討と設定
2. 博士論文のテーマに関連した文献のリサーチ
3. 教員が過大として指定した特定テーマに関する論文資料を事前に読んで整理してこよう
4. 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第8版）』（有斐閣、2020年）など。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 点

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて徹底的に議論を行う。

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法など

<主要研究業績>

『ベーシック労働法第8版』（有斐閣、2020年）、『ライフステージと法（第8版）』（有斐閣、2020年）、「改正労働者派遣法による派遣労働者の均等・均衡待遇」季労268号（2020年）、「最高裁判例法理の再検討⑥秋北バス事件－就業規則の法的性質」労旬1957号（2020年）、「プラットフォームエコノミーと就労者の法的保護」労委労協762号（2020年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和2年度重要判例解説（2021年）

【Outline and objectives】

The students report on the current issues of labor law given to students each time, and we discuss based on them to deepen their understanding of the issues and enhance the application of labor law theory. In addition, students will write short papers on themes related to doctoral dissertations, provide guidance on corrections, and cultivate their ability to create doctoral dissertations.

LAW700A1

労働法特研演習Ⅵ

浜村 彰

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

本授業では、博士課程における労働法の博士論文作成の指導を中心としたリサーチワークを行い、論文を完成させることを目的とするが、指導に際して、最近の労働判例や法改正がなされた労働法の特定テーマについても合わせて研究する。

【到達目標】

最新の労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な方法・技術等を身につけさせる。

この授業に参加した学生は、労働法理論の応用力を習得することを通じて、労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

対面授業を基本として開講する予定であるが、状況に応じてハイフレックス型またはハイブリット型授業を行うこととする。授業計画の変更については、学習支援システムでその都度提示する。

毎回学生に与える労働法の今日的課題について報告してもらい、それに基づいて議論を行って当該課題についての理解を深めるとともに、労働法理論の応用力を高める。また、博士論文に関連したテーマを設定して短いペーパーを書かせ、それを添削指導して博士論文の作成能力を涵養する。

授業の初めに、前回の授業で提出されたリアクションペーパーからいくつか取り上げ、全体に対してフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり / Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし / No

【授業計画】**秋学期**

回	テーマ	内容
第1回	夏季期間中の成果の確認	受講者が夏季期間中博士論文の作成にどのように取り組んだいたかを報告させ、議論する
第2回	博士論文のレジメの確認①	博士論文のレジメを作成させ、確認検討する①
第3回	博士論文のレジメの確認②	博士論文のレジメを作成させ、確認検討する②
第4回	労働判例の検討①	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する①
第5回	労働判例の検討②	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する②
第6回	労働判例の検討③	最近出された主要労働判例を報告させ、検討する③
第7回	博士論文の執筆状況の中間報告	博士論文の執筆の進捗状況について報告をしてもらい、問題点を議論する
第8回	博士論文の課題の確認と目標設定	博士論文を執筆するうえでの問題点を検討し、それを克服する目標を設定する
第9回	博士論文の目標①	博士論文の目標①の状況報告と指導
第10回	博士論文の目標②	博士論文の目標②の状況報告と指導
第11回	博士論文の目標③	博士論文の目標③の状況報告と指導
第12回	博士論文の執筆計画の見直し	博士論文が計画通り完成できるか否かの確認
第13回	博士論文指導のまとめ	博士論文作成上の問題点の確認
第14回	全体のまとめ	博士論文の完成状況の確認

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

1. 博士論文のレジメの作成
2. 最近の主要な労働判例の研究
3. 博士論文の執筆・完成
4. 本授業の準備・復習時間は、各2時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しないが、ジュリスト増刊労働法の争点、ジュリスト増刊労働判例百選（第9版）を購入していること

【参考書】

前記2冊の他、浜村他著『ベーシック労働法（第8版）』（有斐閣、2020年）など。

【成績評価の方法と基準】

平常点 100 点

【学生の意見等からの気づき】

ひとつのテーマについて、1回に限らず必要に応じて数回に分けて議論を行う。

【学生が準備すべき機器他】

なし

【その他の重要事項】

なし

【担当教員の専門分野等】

<専門領域>

<研究テーマ>

労働者代表制、労働者派遣法、労働契約法

<主要研究業績>

『ベーシック労働法第8版』（有斐閣、2020年）、『ライフステージと法（第8版）』（有斐閣、2020年）、「改正労働者派遣法による派遣労働者の均等・均衡待遇」季労268号（2020年）、「最高裁判例法理の再検討⑥秋北バス事件－就業規則の法的性質」労旬1957号（2020年）、「プラットフォームエコノミーと就労者の法的保護」労委労協762号（2020年）、「タクシー乗務員の歩合給からの残業手当相当額の控除」ジュリスト令和2年度重要判例解説（2021年）

【Outline and objectives】

The purpose of this seminar is to conduct research work focusing on teaching doctoral dissertations in labor law in doctoral courses, and to complete the dissertation.

LAW700A1

社会法特研演習V

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチネットワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法・労働法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

春学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第2回	研究発表	・論文の柱立てに関する報告。 ・課題の確認。
第3回	研究発表	・当面の研究内容に関する確認。 ・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（1回目）。
第4回	研究発表	・第2回で確認された研究内容に関する文献一覧作成、確認、課題の洗い出し（2回目）。
第5回	研究発表	・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（1回目）。
第6回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（2回目）。
第7回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（3回目）。
第8回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（4回目）。
第9回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（5回目）。
第10回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の確認）
第11回	研究発表	・第10回で確認された課題に関する調査、研究報告。
第12回	研究発表	・この報告を受けた上での課題確認。 ・第4回で確定された文献一覧に関する文献内容の整理、報告（6回目）。
第13回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。
第14回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論—労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性—」（日本労働法学会誌 129号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.

LAW700A1

社会法特研演習Ⅲ

沼田 雅之

実務教員：

【授業の概要と目的（何を学ぶか）】

リサーチワーク科目である本授業では、博士後期課程における社会保障法の博士論文作成の指導を行う。同時に、指導に際して、社会保障法判例や、比較法研究など、特定テーマについても研究する。

【到達目標】

最新の社会保障法の主要問題の正確な理解と課題探求・理論の応用・問題解決能力を獲得させながら、博士論文のテーマ設定の仕方や特定テーマについての論文作成に必要な、高度の方法・技術等を身につけさせる。とくに比較法研究を重視する。

この授業に参加した学生は、社会保障法・労働法の基本理論の理解とその応用力を高レベルで習得することを通じて、社会保障法・労働法上の諸問題について、柔軟かつ論理的に思考し、自らの考えを博士論文という形で完成させることができる。

【この授業を履修することで学部等のディプロマポリシーに示されたどの能力を習得することができるか（該当授業科目と学位授与方針に明示された学習成果との関連）】

ディプロマポリシーのうち、「DP1」「DP2」「DP3」のすべてに強く関連している。

【授業の進め方と方法】

- ・授業形式は、オンライン授業とする。詳細は初回授業で説明する。
- ・Zoomのミーティングアドレス等は、学習支援システムで確認すること。
- ・受講生の設定した論文テーマについて発表を行ってもらう。
- ・これに対して教員が問題点の指摘を行い、新たな課題を設定する。
- ・新たな課題について、次回までに研究してくる。
- ・報告者及び参加者からの質問等には、その場でフィードバックを行う。

【アクティブラーニング（グループディスカッション、ディベート等）の実施】

あり/Yes

【フィールドワーク（学外での実習等）の実施】

なし/No

【授業計画】

秋学期

回	テーマ	内容
第1回	ガイダンス	・長期休業中の課題の進捗状況に関する報告。
第2回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。
第3回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。
第4回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。
第5回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第1回で確認された課題に関する調査、研究報告（4回目）。
第6回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・中間整理（論文執筆上の全体的な課題の再確認）
第7回	研究発表	・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（1回目）。
第8回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（2回目）。
第9回	研究発表	・報告を受けての課題の確認。 ・第6回で確認された課題に関する調査、研究報告（3回目）。
第10回	研究発表	・論文全体の構造を意識したレジュメ作成、報告。
第11回	研究発表	・報告を受けての課題確認。 ・執筆した部分の評価（1回目）。
第12回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価（2回目）。
第13回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・執筆した部分の評価（3回目）。
第14回	研究発表	・評価部分の課題の確認。 ・長期休業中の課題の確認および指示。

【授業時間外の学習（準備学習・復習・宿題等）】

- ・設定した博士論文課題についての調査、研究
- ・本授業の準備学習・復習時間は各5時間を標準とします。

【テキスト（教科書）】

特に指定しない。

【参考書】

設定された課題による。

【成績評価の方法と基準】

1. 報告の内容（50%）
2. 担当教員から指摘された問題点に対する学習成果（50%）

【学生の意見等からの気づき】

特になし。

【担当教員の専門分野等】

<専門領域> 社会法（社会保障法・労働法）

<研究テーマ> 非正規労働者の社会保障法、労働法上の課題

<主要研究業績>

「日本のクラウドソーシングの現状と労働法上の課題」（労働法律旬報 1903 = 1904号、2018年）、「日本の労働立法政策と人権・基本権論－労働市場政策における人権・基本権アプローチの可能性－」（日本労働法学会誌 129号、2017年）、「公契約規整の到達点と社会的価値実現の可能性」（法学志林 113号、2016年）、（共著）「労働契約法 20条の研究」（労働法律旬報 1853号、2015年）、「事業主の届出義務懈怠の私法上の責任と過失相殺：労働者の確認請求不行使を中心にして」（賃金と社会保障 1645号、2015年）ほか

【Outline and objectives】

This seminar is for students at second and/or third grade of doctor course. Students will analyze some famous theses in the field of social security law and some cases of social security law.